

平成28年 2 月 24日 開 会

平成28年 3 月 18日 閉 会

平成28年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目

次

2月24日（水曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	10
○欠席議員	10
○説明のため出席した者の職氏名	10
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	10
○開 会（午前10時00分）	12
○日程第1 会議録署名議員の指名について	12
○日程第2 会期の決定について	12
○日程第3 諸般の報告について	12
○日程第4 報第1号 山県市国民保護計画の変更について	13
○日程第5 報第2号から日程第7 報第4号まで	13
○日程第8 議第1号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等 とすることの同意について	13
林市長提案説明	13
○日程第9 質 疑	15
○日程第10 討 論	15
○日程第11 採 決	15
○日程第12 議第2号から日程第29 議第19号まで	16
林市長提案説明	16
○日程第30 質 疑（議第2号から議第19号まで）	18
○日程第31 討 論（議第2号から議第19号まで）	18
○日程第32 採 決（議第2号から議第19号まで）	18
○日程第33 承第1号から日程第71 議第57号まで	21
林市長提案説明	23
○散 会（午前11時17分）	33

3月7日（月曜日）第2号

○議事日程	35
-------	----

○本日の会議に付した事件	39
○出席議員	43
○欠席議員	43
○説明のため出席した者の職氏名	43
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	43
○開　　議（午前10時00分）	44
○日程第1　報第5号　専決処分の報告について	44
○日程第2　質　　疑（承第1号から議第57号まで）	44
1番　操　知子議員質疑	44
山田産業課長答弁	44
1番　操　知子議員質疑	45
山田産業課長答弁	45
1番　操　知子議員発言	45
12番　藤根圓六議員質疑	45
江口福祉課長答弁	46
12番　藤根圓六議員質疑	46
江口福祉課長答弁	46
12番　藤根圓六議員質疑	47
江口福祉課長答弁	47
12番　藤根圓六議員質疑	48
藤田健康介護課長答弁	48
12番　藤根圓六議員質疑	49
江口福祉課長答弁	49
12番　藤根圓六議員質疑	49
江口福祉課長答弁	50
12番　藤根圓六議員質疑	50
江口福祉課長答弁	50
12番　藤根圓六議員質疑	50
江口福祉課長答弁	51
12番　藤根圓六議員質疑	51
奥田市民環境課長答弁	51
12番　藤根圓六議員発言	52

3 番 福井一徳議員質疑	52
林市長答弁	53
久保田企画財政課長答弁	54
3 番 福井一徳議員質疑	55
太田総務課長答弁	57
3 番 福井一徳議員質疑	58
太田総務課長答弁	59
3 番 福井一徳議員質疑	59
長野建設課長答弁	60
3 番 福井一徳議員質疑	61
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	61
○休憩（午前11時00分）	62
○再開（午前11時15分）	62
3 番 福井一徳議員質疑	62
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	62
3 番 福井一徳議員質疑	63
藤根消防長答弁	63
3 番 福井一徳議員質疑	64
山田産業課長答弁	64
3 番 福井一徳議員質疑	65
○休憩（午前11時25分）	65
○再開（午前11時27分）	65
太田総務課長答弁	66
3 番 福井一徳議員質疑	67
山田産業課長答弁	68
3 番 福井一徳議員質疑	69
山田産業課長答弁	69
3 番 福井一徳議員質疑	69
長野建設課長答弁	69
3 番 福井一徳議員質疑	70
長野建設課長答弁	70
3 番 福井一徳議員発言	71

10番 尾関律子議員質疑	71
江口福祉課長答弁	71
10番 尾関律子議員質疑	73
江口福祉課長答弁	73
10番 尾関律子議員質疑	73
江口福祉課長答弁	74
10番 尾関律子議員質疑	74
江口福祉課長答弁	74
10番 尾関律子議員質疑	74
江口福祉課長答弁	75
10番 尾関律子議員質疑	75
江口福祉課長答弁	76
○休 憩（午後0時03分）	76
○再 開（午後1時00分）	76
江口福祉課長答弁	76
10番 尾関律子議員質疑	76
渡辺学校教育課長答弁	77
10番 尾関律子議員質疑	77
渡辺学校教育課長答弁	77
10番 尾関律子議員質疑	77
渡辺学校教育課長答弁	78
10番 尾関律子議員質疑	78
渡辺学校教育課長答弁	78
10番 尾関律子議員質疑	79
梅田生涯学習課長答弁	79
10番 尾関律子議員発言	79
9番 寺町知正議員質疑	79
江口福祉課長答弁	79
9番 寺町知正議員質疑	80
江口福祉課長答弁	80
9番 寺町知正議員質疑	80
江口福祉課長答弁	81

9 番 寺町知正議員質疑	81
江口福祉課長答弁	81
9 番 寺町知正議員質疑	82
江口福祉課長答弁	82
9 番 寺町知正議員質疑	82
藤田健康介護課長答弁	82
9 番 寺町知正議員質疑	84
藤田健康介護課長答弁	84
9 番 寺町知正議員質疑	84
奥田市民環境課長答弁	84
9 番 寺町知正議員質疑	85
奥田市民環境課長答弁	86
9 番 寺町知正議員質疑	86
奥田市民環境課長答弁	86
9 番 寺町知正議員質疑	86
奥田市民環境課長答弁	87
9 番 寺町知正議員質疑	88
奥田市民環境課長答弁	88
9 番 寺町知正議員質疑	88
奥田市民環境課長答弁	88
9 番 寺町知正議員質疑	89
江口福祉課長答弁	89
9 番 寺町知正議員質疑	90
江口福祉課長答弁	91
9 番 寺町知正議員質疑	91
江口福祉課長答弁	92
9 番 寺町知正議員質疑	92
江口福祉課長答弁	92
9 番 寺町知正議員質疑	93
江口福祉課長答弁	93
9 番 寺町知正議員質疑	93
江口福祉課長答弁	93

9 番 寺町知正議員質疑	94
江口福祉課長答弁	94
9 番 寺町知正議員質疑	94
江口福祉課長答弁	94
○休 憩（午後 1 時58分）	95
○再 開（午後 2 時15分）	95
奥田市民環境課長答弁	95
江口福祉課長答弁	95
9 番 寺町知正議員質疑	95
江口福祉課長答弁	96
9 番 寺町知正議員質疑	96
江口福祉課長答弁	96
9 番 寺町知正議員質疑	96
奥田市民環境課長答弁	97
9 番 寺町知正議員質疑	97
奥田市民環境課長答弁	97
9 番 寺町知正議員質疑	97
渡辺学校教育課長答弁	98
9 番 寺町知正議員質疑	98
林市長答弁	98
9 番 寺町知正議員発言	98
長野建設課長答弁	99
○日程第 3 議第58号及び日程第 4 議第59号	99
林市長提案説明	99
○日程第 5 質 疑（議第58号及び議第59号）	100
○日程第 6 請願第 1 号 有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願	
5 番 吉田茂広議員趣旨説明	100
○日程第 7 質 疑	102
○日程第 8 委員会付託（承第 1 号から議第59号まで及び請願第 1 号）	102
○散 会（午後 2 時37分）	102

3 月15日（火曜日）第 3 号

○議事日程	103
○本日の会議に付した事件	103
○出席議員	103
○欠席議員	103
○説明のため出席した者の職氏名	103
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	104
○開　　議（午前10時00分）	105
○日程第1　一般質問	105
1. 13番 影山春男議員質問	105
(1) 買い物難民について	105
久保田企画財政課長答弁	105
影山春男議員質問	107
久保田企画財政課長答弁	108
影山春男議員質問	108
林市長答弁	109
(2) 美山漁協との連携を	109
山田産業課長答弁	110
影山春男議員質問	111
○休　　憩（午前10時24分）	112
○再　　開（午前10時26分）	112
山田産業課長答弁	112
影山春男議員発言	112
2. 7番 石神　真議員質問	113
(1) 地方創生推進に対しての人事の調整は	113
太田総務課長答弁	113
石神　真議員質問	114
林市長答弁	114
石神　真議員質問	115
林市長答弁	116
(2) 地元企業に対しての支援は	117
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	117
石神　真議員質問	118

鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	119
石神 真議員質問	119
林市長答弁	119
○休 憩（午前10時58分）	120
○再 開（午前11時15分）	120
山田産業課長答弁	120
3. 3番 福井一徳議員質問	121
（1）公共交通網形成計画策定調査事業中間報告、今後の方向性について	121
久保田企画財政課長答弁	122
福井一徳議員質問	123
久保田企画財政課長答弁	125
福井一徳議員質問	126
林市長答弁	128
（2）要支援者のホームヘルプサービス・デイサービス事業を地域支援事業へ移行する件について（住みやすい山縣市づくりを展望して）	128
藤田健康介護課長答弁	130
林市長答弁	131
福井一徳議員質問	131
林市長答弁	133
福井一徳議員発言	133
○休 憩（午前11時58分）	133
○再 開（午後 1 時00分）	133
4. 1番 操 知子議員質問	133
（1）定住人口、交流人口拡大へ向けて	133
山田産業課長答弁	134
操 知子議員質問	135
山田産業課長答弁	136
操 知子議員発言	136
5. 12番 藤根圓六議員質問	137
（1）教育の環境と質の向上をめざす教育改革について	137
渡辺学校教育課長答弁	138
伊藤教育長答弁	138

藤根圓六議員質問	139
伊藤教育長答弁	141
林市長答弁	142
(2) 若者の就労、結婚、定住促進対策の推進について	143
久保田企画財政課長答弁	144
藤根圓六議員質問	145
久保田企画財政課長答弁	146
○休憩 (午後 1 時51分)	147
○再開 (午後 1 時51分)	147
林市長答弁	147
藤根圓六議員発言	147
○休憩 (午後 1 時53分)	147
○再開 (午後 2 時10分)	147
6. 2 番 村瀬誠三議員質問	147
(1) 自治会をはじめとする地域貢献団体との関係について	147
太田総務課長答弁	148
宇野副市長答弁	150
村瀬誠三議員質問	151
○休憩 (午後 2 時28分)	152
○再開 (午後 2 時28分)	152
宇野副市長答弁	153
村瀬誠三議員質問	153
伊藤教育長答弁	153
(2) (仮称) 高富インターチェンジに向けての取組について	154
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	155
山田産業課長答弁	155
村瀬誠三議員質問	156
鷺見まちづくり・企業支援課長答弁	157
山田産業課長答弁	158
村瀬誠三議員質問	158
山田産業課長答弁	159
村瀬誠三議員発言	159

○休 憩（午後 2 時53分）	159
○再 開（午後 3 時10分）	159
7. 4 番 山崎 通議員質問	160
(1) 岐阜市消防と山県市消防の統合について	160
宇野副市長答弁	163
林市長答弁	164
山崎 通議員発言	165
○散 会（午後 3 時37分）	167

3 月16日（水曜日）第 4 号

○議事日程	169
○本日の会議に付した事件	169
○出席議員	169
○欠席議員	169
○説明のため出席した者の職氏名	169
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	170
○開 議（午前10時00分）	171
○日程第 1 一般質問	171
8. 10番 尾関律子議員質問	171
(1) 学習支援について	171
江口福祉課長答弁	172
渡辺学校教育課長答弁	172
尾関律子議員質問	173
林市長答弁	173
(2) 健康づくりの推進について	174
藤田健康介護課長答弁	174
尾関律子議員質問	175
藤田健康介護課長答弁	175
(3) 観光振興策と P R について	176
山田産業課長答弁	177
久保田企画財政課長答弁	177
尾関律子議員質問	178

久保田企画財政課長答弁	179
尾関律子議員発言	179
○休憩（午前10時33分）	180
○再開（午前10時45分）	180
9. 9番 寺町知正議員質問	180
（1）市の職員給与の現状確認と格差の是正を	180
林市長答弁	182
寺町知正議員質問	183
林市長答弁	184
寺町知正議員質問	184
林市長答弁	185
（2）家庭排水処理の方式や予算について	186
林市長答弁	187
寺町知正議員質問	189
○休憩（午前11時22分）	189
○再開（午前11時29分）	189
林市長答弁	189
（3）長期継続契約の説明責任と透明性	190
林市長答弁	191
○散会（午前11時39分）	192

3月18日（金曜日）第5号

○議事日程	193
○本日の会議に付した事件	200
○出席議員	208
○欠席議員	208
○説明のため出席した者の職氏名	208
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	209
○開議（午前10時00分）	210
○日程第1 常任委員会委員長報告	210
○日程第2 委員長報告に対する質疑	214
3番 福井一徳議員質疑	214

○休　　憩（午前10時21分）	214
○再　　開（午前10時22分）	214
藤根圓六総務産業建設常任委員会委員長答弁	214
○日程第3　討　　論（承第1号から請願第1号）	214
3番　福井一徳議員反対討論	214
9番　寺町知正議員反対討論	218
14番　村瀬伊織議員賛成討論	221
1番　操　　知子議員賛成討論	221
○日程第4　採　　決（承第1号から請願第1号）	222
○休　　憩（午前11時08分）	231
○再　　開（午前11時20分）	231
○日程第5　発議第1号　有害鳥獣捕獲団体による駆除活動に対する支援決議	231
藤根圓六総務産業建設常任委員会委員長趣旨説明	231
○日程第6　質　　疑	232
○日程第7　討　　論	233
8番　杉山正樹議員反対討論	233
○休　　憩（午前11時28分）	233
○再　　開（午前11時28分）	233
○日程第8　採　　決	233
○日程第9　特別委員会委員長報告	234
○閉　　会（午前11時45分）	238
○会議録署名者	238

平成28年 2 月24日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

平成28年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 2月24日（水曜日）

○議事日程 第1号 平成28年2月24日

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告について |
| 日程第4 | 報第1号 山県市国民保護計画の変更について |
| 日程第5 | 報第2号 専決処分の報告について |
| 日程第6 | 報第3号 専決処分の報告について |
| 日程第7 | 報第4号 専決処分の報告について |
| 日程第8 | 議第1号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等と
することの同意について |
| 日程第9 | 質 疑 |
| 日程第10 | 討 論 |
| 日程第11 | 採 決 |
| 日程第12 | 議第2号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第13 | 議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第14 | 議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第15 | 議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第16 | 議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第17 | 議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第18 | 議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第19 | 議第9号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第20 | 議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第21 | 議第11号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第22 | 議第12号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第23 | 議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第24 | 議第14号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第25 | 議第15号 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第26 | 議第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |

日程第27	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第28	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第29	議第19号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第30	質 疑	
	議第2号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第3号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第4号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第5号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第6号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第7号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第8号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第9号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第15号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第19号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第31	討 論	
	議第2号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第3号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第4号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第5号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第6号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第7号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第8号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第9号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について

議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第15号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第19号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第32 採 決	
議第 2 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第 3 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第 4 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第 5 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第 6 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第 7 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第 8 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第 9 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第15号	山県市農業委員会委員の任命同意について
議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第19号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第33 承第 1 号	山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第34 議第20号	山県市まちづくり基本条例について
日程第35 議第21号	山県市行政不服審査法施行条例について

日程第36	議第22号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第37	議第23号	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第38	議第24号	山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
日程第39	議第25号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第40	議第26号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第41	議第27号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第42	議第28号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第43	議第29号	山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第44	議第30号	山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
日程第45	議第31号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第46	議第32号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第47	議第33号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第48	議第34号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第49	議第35号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第50	議第36号	山県市単独市営住宅管理条例について
日程第51	議第37号	山県市空家等対策協議会設置条例について
日程第52	議第38号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて

日程第53	議第39号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第54	議第40号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）
日程第55	議第41号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第56	議第42号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第57	議第43号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第58	議第44号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第59	議第45号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第60	議第46号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第61	議第47号	平成28年度山県市一般会計予算
日程第62	議第48号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第63	議第49号	平成28年度山県市介護保険特別会計予算
日程第64	議第50号	平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第65	議第51号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第66	議第52号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第67	議第53号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第68	議第54号	平成28年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第69	議第55号	平成28年度山県市水道事業会計予算
日程第70	議第56号	市道路線の認定について
日程第71	議第57号	市道路線の変更について

○本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第1号 山県市国民保護計画の変更について
日程第5	報第2号 専決処分の報告について
日程第6	報第3号 専決処分の報告について
日程第7	報第4号 専決処分の報告について
日程第8	議第1号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意について
日程第9	質 疑

日程第10	討 論	
日程第11	採 決	
日程第12	議第 2 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第13	議第 3 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第14	議第 4 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第15	議第 5 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第16	議第 6 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第17	議第 7 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第18	議第 8 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第19	議第 9 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第20	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第21	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第22	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第23	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第24	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第25	議第15号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第26	議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第27	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第28	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第29	議第19号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第30	質 疑	
	議第 2 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 3 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 4 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 5 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 6 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 7 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 8 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 9 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について

- 議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第14号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第15号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第31 討 論

- 議第2号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第9号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第11号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第12号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第14号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第15号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第32 採 決

- 議第2号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について

	議第7号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第8号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第9号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第15号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第19号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第33	承第1号	山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第34	議第20号	山県市まちづくり基本条例について
日程第35	議第21号	山県市行政不服審査法施行条例について
日程第36	議第22号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第37	議第23号	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第38	議第24号	山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
日程第39	議第25号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第40	議第26号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第41	議第27号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第42	議第28号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第43	議第29号	山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第44	議第30号	山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
日程第45	議第31号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第46	議第32号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第47	議第33号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第48	議第34号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第49	議第35号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第50	議第36号	山県市単独市営住宅管理条例について
日程第51	議第37号	山県市空家等対策協議会設置条例について
日程第52	議第38号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第53	議第39号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第54	議第40号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）
日程第55	議第41号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第56	議第42号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第57	議第43号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第58	議第44号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第59	議第45号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第60	議第46号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第61	議第47号	平成28年度山県市一般会計予算
日程第62	議第48号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第63	議第49号	平成28年度山県市介護保険特別会計予算
日程第64	議第50号	平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第65	議第51号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第66	議第52号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

日程第67	議第53号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第68	議第54号	平成28年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第69	議第55号	平成28年度山県市水道事業会計予算
日程第70	議第56号	市道路線の認定について
日程第71	議第57号	市道路線の変更について

○出席議員（14名）

1 番	操	知	子	君	2 番	村	瀬	誠	三	君	
3 番	福	井	一	徳	君	4 番	山	崎	通	君	
5 番	吉	田	茂	広	君	6 番	上	野	欣	也	君
7 番	石	神		真	君	8 番	杉	山	正	樹	君
9 番	寺	町	知	正	君	1 0 番	尾	関	律	子	君
1 1 番	武	藤	孝	成	君	1 2 番	藤	根	圓	六	君
1 3 番	影	山	春	男	君	1 4 番	村	瀬	伊	織	君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林	宏	優	君	副市長	宇	野	邦	朗	君
教育長	伊藤	正	夫	君	総務課長	太	田	智	倫	君
企画財政課長	久保田	裕	司	君	税務課長	石	神		彰	君
市民環境課長	奥田	英	彦	君	福祉課長	江	口	弘	幸	君
健康介護課長	藤田	弘	子	君	産業課長	山	田	和	哉	君
建設課長	長野		裕	君	水道課長	大	西	敏	彦	君
まちづくり・企業支援課長	鷲見	秀	夫	君	会計管理者	遠	山	治	彦	君
消防長	藤根		好	君	学校教育課長	渡	辺	千	俊	君
生涯学習課長	梅田	義	孝	君						

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹	村	勇	司	書 記	宇	野	照	泰
------	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

午前10時00分開会

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上野欣也君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、4番 山崎 通君、5番 吉田茂広君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（上野欣也君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から3月18日までの24日間とし、2月25日から3月6日、3月8日から14日及び17日を休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月18日までの24日間とし、2月25日から3月6日、3月8日から14日及び17日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（上野欣也君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成27年11月から平成28年1月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

2月5日、中津川市において第275回岐阜県市議会議長会議が開催され、武藤副議長と出席しました。

初めに、会務報告があり、議案の審議に入り、平成28年度予算案の可決並びにT P P交渉結果の情報開示と万全な国内対策についてなどの3件の要望議案が原案のとおり採択されました。

2月9日に全国市議会議長会評議員会が東京都日本都市センター会館にて開催され、

会議では一般事務報告及び各委員会報告が行われた後、平成28年度予算案を審議し、原案のとおり可決されました。

2月17日に東海市議会議長会理事会が小牧市にて開催され、初めに、会務報告があり、議案の審議に入り、予算案の可決並びに不妊及び不育治療費の負担軽減についてなど4件の要望議案が原案のとおり採択されました。

2月23日に平成28年第1回岐北衛生施設利用組合議会定例会が開催され、関係議員と出席しました。会議では平成28年度予算案を審議し、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第1号 山県市国民保護計画の変更について

○議長（上野欣也君） 日程第4、報第1号 山県市国民保護計画の変更については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定に基づく報告案件でありますので、御承知おきください。

日程第5 報第2号から日程第7 報第4号まで

○議長（上野欣也君） 日程第5、報第2号から日程第7、報第4号までの専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第8 議第1号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意について

○議長（上野欣也君） 日程第8、議第1号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意について、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年山県市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、昨年10月に行われました国勢調査の速報値が、今月の26日、今週の金曜日でございますが、公表されることとなっております。ここで、本市におけるこの5年間の人口の減少が予想を上回る2,000人以上の減少となることが予想されます。こうした人口減少対策は国内の大きな問題でもございますし、また、国内の各自治体はさまざまな施策を講じております。

ところで、御案内のように、先般でございますが、中日新聞が名古屋の栄で本市の認知度を調査されました。その記事によりますと、聞き取り対象者は愛知県民で、本市が岐阜県にあることを知っていたのは18%ということでした。この数値が多いと見るのか、また、少ないと見るのか、人によってさまざまではございますけれども、少なくとも私どもは意外に多いとか、そうした甘んじているわけにはございません。やはり定住人口ですとか交流人口は無論でございますが、企業誘致をするにいたしましても、まずはしっかりと私どもの足元を見て、本市の認知度を上げていくということが重要ではないかと考えております。

そうしたことから、昨年末でございますが、名駅のセントラルタワーズ42階に山県市広報分室を立ち上げました。その後、本市のメディアの露出度は多くなっているということを、私も市外の知人からそういったお話を聞きました。また、最近別の方からは、本当に山県市のことがよく出ているねとか、そういった声をかけられるようになってきております。

さらに、今月からでございますけれども、山県ベースというサイトを立ち上げました。開設早々、自分が住んでいる山県市がおしゃれな感じで紹介されているとうれしいですといった御意見、コメント等もいただきました。その後も、いいねとボタンを押す人ですとか、話題になっている人の件数等は着実に伸びてきております。

そもそも、本市は多くのポテンシャルを持っていて、その魅力はたくさんございます。本市の魅力の発信は、私ども行政からだけではなく、市民の皆さんによる総参加の発信を目指してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、いろいろな形で今後とも御指導いただきますことを御協力お願い申し上げる次第でございます。

それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

最初に、資料ナンバー1、議第1号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意につきましては、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定によりまして、委員に占める認定農業者等の割合を4分の1とすることについて、議会の同意をお願いするものでございます。

具体的には、平成27年9月4日に公布されました農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、現在の委員の任期が3月31日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、1月6日から2月3日まで候補者の推薦及び募集を実施いたしました。

その結果、定員数と同数の14名の応募がございましたが、応募者は同法が規定する原

則委員の過半数を認定農業者とする規定を満たしていないために、同法第8条第5項ただし書きに規定する例外規定を適用する必要があるため、議会の同意をお願いするものでございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

日程第9 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第9、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、議第1号は委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第10 討論

○議長（上野欣也君） 日程第10、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第11 採決

○議長（上野欣也君） 日程第11、採決。

ただいまから採決を行います。

議第1号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第12 議第2号から日程第29 議第19号まで

○議長（上野欣也君） 日程第12、議第2号から日程第25、議第15号までの山県市農業委員会委員の任命同意について、日程第26、議第16号から日程第29、議第19号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上18議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました18案件につきまして御説明を申し上げます。

最初に、資料ナンバー1、議第2号から議第15号 山県市農業委員会委員の任命同意につきましては、農業委員会法等の改正を含む農業協同組合法等の一部改正をする法律、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、農業委員の選任方法が、公選制から市長の選任制に変更となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして任命同意をお願いするものでございます。

議第2号の矢川英典氏は、山県市東深瀬にお住まいで、現在74歳の農業者でございます。

議第3号の山口雅人氏は、岐阜市中西郷にお住まいで、現在51歳、山県市中洞で農業を営んでおられ、認定農業者である農業生産法人の役員でございます。

議第4号の奥田修造氏は、山県市西深瀬にお住まいで、現在78歳の農業者でございます。

議第5号の佐村義二氏は、山県市掛にお住まいで、現在66歳で自営業者でございます。

議第6号の川島信雄氏は、山県市大門にお住まいで、現在67歳の団体職員でございます。

議第7号の鷺見重成氏は、山県市高富にお住まいで、現在68歳の自営業者でございます。

議第8号の小谷幸男氏は、山県市梅原にお住まいで、現在74歳の農業と自営業の兼業者でございます。

議第9号の平野良次氏は、山県市椎倉にお住まいで、現在79歳、認定農業者である農事組合法人の代表理事組合長でございます。

議第10号の片岡清爾氏は、山県市大桑にお住まいで、現在68歳の農業者でございます。

議第11号の杉山秋夫氏は、山県市高富にお住まいで、現在80歳の農業者でございます。

議第12号の佐野恵津子氏は、山県市平井にお住まいで、現在66歳の農業者でございます。

議第13号の砂田里美氏は、山県市大門にお住まいで、現在41歳、認定農業者の家族でございます。

議第14号の長野美幸氏は、山県市谷合にお住まいで、現在70歳、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する利害関係を有しない者に該当する方でございます。

議第15号の堀 千尋氏は、山県市葛原にお住まいで、現在67歳、市の認定農業者でございます。

以上14名のうち、認定農業者等は4名で、さきに御決定いただきました委員の4分の1を満たしております。

なお、任期につきましては、平成28年4月1日から3年でございます。

次に、議第16号から議第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、山県市人権擁護委員8名のうち4名の方が平成28年6月30日をもって任期満了となることから、人権擁護委員法第6条第2項の規定により、候補者として法務大臣に推薦することについて、同法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議第16号の西村純子氏は、山県市大桑にお住まいで、現在73歳、今回5期目として推薦をお願いしようとするものでございます。

議第17号の桐山綾子氏は、山県市梅原にお住まいで、現在69歳、今回4期目として推薦をお願いしようとするものでございます。

議第18号の川田正則氏は、山県市西深瀬にお住まいで、現在64歳、今回2期目として推薦をお願いしようとするものでございます。

議第19号の大野三千子氏は、山県市小倉にお住まいで、現在63歳、長年高校の教諭として勤められ、地域での信頼も厚く、人権擁護の重要性をよく認識され、適任と思われるので、今回新たに推薦をお願いしようとするものでございます。

任期は、平成28年7月1日から3年でございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

日程第30 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第30、質疑。

これより、議第2号から議第19号までの18議案について質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第2号から議第19号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第2号から議第19号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、議第2号から議第19号までは委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第31 討論

○議長（上野欣也君） 日程第31、討論。

これより、議第2号から議第19号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第2号から議第19号までの討論を終結いたします。

日程第32 採決

○議長（上野欣也君） 日程第32、採決。

ただいまから、議第2号から議第19号までの採決を行います。

議第2号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第9号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第10号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第11号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第12号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第13号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第14号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されまし

た。

議第15号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

議第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

日程第33 承第1号から日程第71 議第57号まで

○議長（上野欣也君） 日程第33、承第1号 山口市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第34、議第20号 山口市まちづくり基本条例について、日程第35、議第21号 山口市行政不服審査法施行条例について、日程第36、議第22号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第

37、議第23号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第24号 山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第25号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第40、議第26号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第41、議第27号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第42、議第28号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第43、議第29号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第44、議第30号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について、日程第45、議第31号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第46、議第32号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第47、議第33号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第48 議第34号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第49、議第35号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第50、議第36号 山県市単独市営住宅管理条例について、日程第51、議第37号 山県市空家等対策協議会設置条例について、日程第52、議第38号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第53、議第39号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第54、議第40号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）、日程第55、議第41号 平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第56、議第42号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第57、議第43号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第58、議第44号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、日程第59、議第45号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第60、議第46号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第61、議第47号 平成28年度山県市一般会計予算、日程第62、議第48号 平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第63、議第49号 平成28年度山県市介護保険特別会計予算、日程第64、議第50号 平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、日程第65、議第51号 平成28年度山県市簡易水道事業特

別会計予算、日程第66、議第52号 平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、日程第67、議第53号 平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算、日程第68、議第54号 平成28年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第69、議第55号 平成28年度山県市水道事業会計予算、日程第70、議第56号 市道路線の認定について、日程第71、議第57号 市道路線の変更について、以上39議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました39案件につきまして、御説明を申し上げます。

まず、本定例会において御審議いただきます諸議案の提案説明をさせていただくに当たりまして、平成28年度の基本的な市政運営に関する考え方を申し述べさせていただいた後に、28年度の当初予算についてから順に御説明を申し上げます。

本山県市は、合併特例債を活用し、さまざまなハード事業を実施してまいりました。そのため、平成26年度は県内で唯一の起債許可団体となっていました。これまで、有利な地方債に特化し、計画的な返済に努めてきた結果、平成26年度の決算を経て起債許可団体を脱することとなりました。しかし、本市の財政状況は、今後も継続する地方交付税の大幅な減少を受け、むしろ今まで以上に厳しい状況が続いていくものと考えられます。

今からちょうど300年ほど前の1716年、265年間続きました徳川幕府の第8代将軍として徳川吉宗が就任しました。このころの江戸幕府の財政は悪化していたと言われております。そこで、吉宗は就任以来約30年間、財政再建を中心とした改革を断行しました。これが言わずと知れた江戸幕府の三大改革の1つでございます享保の改革でございます。本市の財政状況を徳川幕府の財政になぞらえるのは必ずしも適切ではございませんが、財政の厳しい状況のときには改革が必要であると認識をいたしております。

松山藩の山田方谷や米沢藩の上杉鷹山などのように、各藩でもさまざまな改革が行われました。私も市長として、今後さまざまな改革に対する英断をしてまいる所存でございます。

しかし、時にはこの英断というのが既得権を侵さなければならないことも出てまいります。こうした場合には、議員各位を初め市民の皆様方とのしっかりとした対話を大切にしながら、少しでも多くの方の共感のもとに、ふるさと山県の持続、発展を推進してまいりたいと考えております。

さて、東京オリンピックが開催されます団塊の世代が後期高齢者となる西暦2020年と

いう年は、我が国にとってとても重要な年だと考えられます。

本市におきましても、インターチェンジの開通が目指されている年でもあり、とても重要な年で、ターニングポイントになるときであると考えております。

平成27年実施の国勢調査における速報値が間もなく公表されますが、本市における過去5年間の人口の減少は著しいものがございます。そこで、2020年までの5年間に、最重要課題は、定住人口の減少の抑制と交流人口の増加であると考えられます。

そもそも本市の魅力はたくさんございます。犯罪の少なさですとか豊富な自然環境、人と自然に優しい多くの市民の皆様、また、虫歯罹患率の低さですとか各学校の単独調理場方式とランチルームなどたくさんございます。こうした本市の持つポテンシャルは、一般的に世間で知られている相場と申しますか、そういった状況よりも相当高いものがあると考えております。

すぐれた技術力を有する多くの製造業者があります。公共交通では名古屋市まで1時間の地勢にありますし、また、内陸部で津波の心配もないといった地理的に有利な条件もございます。こうした市の魅力を整理しまして、市民の皆様に、それぞれ自分の住んでいるこのまちをよく知っていただいて、誇りと愛着を持ってもらうシビックプライドを高めていきまして、市民の皆様総発信による定住人口と交流人口の増加を目指していく必要があると考えております。

他方、昨年策定いたしました山県市人口ビジョンにおいて明らかにしておりますが、本市の人口を中長期的にシミュレーションした場合には、こうした社会増減の影響度よりも自然増減の影響度が大きくなっております。

すなわち、県内最少値であります合計特殊出生率の向上と健康寿命の延伸が必要ということでございます。そのためにも女性の活躍というキーワードは欠かすことができません。

今般、農業委員の任命同意案を提出いたしておりますが、本市で初めて女性の委員が誕生しようとしております。しかも複数人でございます。女性に活躍していただくことを主眼とし、来年度も3歳児以上の保育園・幼稚園児の実質的負担の無料化を継続してまいります。また、女性の就職支援も行なってまいります。

ふるさと山県の持続と発展を推進していく上で、行政だけの力には限界がございます。1年ほど前でしたが、市の体育協会が中心となっただきまして世界記録に挑戦をいたしました。1,831人とスタッフの皆さんが力を合わせて、人間空気椅子という種目で見事に世界記録を更新し、ギネスブックにも掲載されました。

幕末の長州萩城下に松下村塾という私塾がございました。かの吉田松陰の指導のもと

に、極めて短期間のうちに高杉晋作、久坂玄瑞、伊藤博文、山県有朋など、後の明治期の日本を主導した人材を多く輩出したとされています。こうした要因を小説家の童門冬二氏は、異能对異能の相乗効果だと解釈されています。人が集まっても、人数のプラスではなく、掛け算になっていたのだということでございます。

かつて、15年でございますが、私どもの小さな3つのまちと村が3本の矢となり、山県市を創出いたしました。ふるさと山県の持続と発展を推進していくセカンドステージにおいては、こうした掛け算を目指していくことが必要だと考えられます。こうした思いも込めまして、今般、まちづくり基本条例を提案いたしております。

これからは、議会の皆様と行政の連携は無論でございますし、市内にかかわりを持つ産官学金労言がそれぞれにウイン・ウインとなる相乗効果を目指していくとともに、自治会を初めとする地縁組織ですとか、福祉、文化、スポーツ等の公共的団体ですとかNPOなど、多様な団体が相乗的な効果を出していけるように目指してまいりますので、今後とも議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます。

平成28年度の当初予算案につきましては、今まで申し上げてきましたことを背景とし、引き続き、子育て支援、健康寿命の延伸、活力あるまちづくり、この3つの柱を中心としながらも、財政の健全性の持続を重視した緊縮型の予算といたしております。

すなわち、平成28年度の当初予算原案の総額は、一般会計が122億8,000万円で、対前年度約3.3%の減、特別会計と企業会計を合わせた総額は215億4,548万7,000円で、対前年度約4.2%の減と、緊縮型の予算としているところでございます。

一般会計においては、地方交付税の大幅な減少を見込むほか、市税や臨時財政対策債の減少を見込みつつも、歳出の削減に努め、実質的な予算上の財源不足による財政調整基金繰り入れを前年度より約2,800万円弱減らして予算編成をしているところでございます。

それでは、平成28年度当初予算における歳出の主な施策につきましては、先ほど申し上げました3つの重点項目に加えまして、行政改革等の4つの観点により順次御説明をさせていただきます。

最初に、子育て支援関係でございます。

本市の合計特殊出生率は県内最少値でもあり、子育て支援は重要な課題であります。放課後児童クラブにつきましては、学校敷地内での開設を推進し、来年度は桜尾小学校と美山小学校での開設を目指します。

また、女性の活躍推進を図るとともに、市内企業の雇用確保のため、有給でのインターシップ制度を継続いたします。無論、3歳以上児の保育園、幼稚園の保育料、高校生

までの医療費につきましても、公費負担により実質的な無料化を継続いたしてまいります。また、婚活支援ですとか不妊治療等の補助制度なども継続してまいります。

次に、健康寿命の延伸でございます。

本年度、筑波大学によるスマートダイエットを実施いたしました。その効果は絶大でございました。参加した27名の平均体重は6キログラム減少し、腹囲は、男性が8.9センチ、女性が9.2センチ減り、活力年齢は、平均6.2歳若返るという結果になりました。そのため、来年度以降におきましては、参加していただいた市民の皆さんが指導者となっていただけのような仕組みを目指して継続してまいります。健康増進のため、アクティブプラス10ですとか森林ウオーキング、ラジオ体操会、名山めぐり事業を継続してまいります。

また、文化活動振興等のため、各地区の公民館にウォシュレット付きの洋式トイレを1つは設置するようにし、伊自良中央公民館、みやまジョイフル倶楽部のトイレ改修を行うほか、図書館と北武芸公民館の空調機を更新し、美山中央公民館の音響設備の更新にも着手いたします。

さらに、市内の無形文化財を総合的に調査いたしまして、次の世代に引き継ぐための報告書の作成も目指してまいります。

次に、活力あるまちづくり関係でございます。

国が目指している2019年度のインターチェンジの開通を見据えまして、山県ターミナル整備に着手してまいります。ここを交通の拠点化とするとともに、新たなにぎわいの場として小さな拠点づくりを目指してもまいります。無論、アクセス道の整備も推進してまいります。

現在、国の交付金を活用した空家トリアージ事業により、市内1,400軒余りの空き家を分類中でございます。老朽建物の排除を推進するとともに、優良な空き家は活用していかなければなりません。そのためにも、市内のNPOですとか大学、不動産関係者等と連携を強くいたしまして、また、過疎地域を対象とした移住補助制度を継続し、現在8名いる地域おこし協力隊員が任期満了となった後も新たな隊員を委嘱し、移住対策等を複合的に推進してまいります。

企業立地候補地として登録していただいた土地が、そこに立地していただいて実を結んだ場合には、その土地を提供していただいた方に提供奨励金を支払う制度を新たに創設し、企業誘致候補地をふやして企業誘致を推進してまいります。

他方で、地域経済と雇用を支える市内の小規模事業者等を支援すべく、販路拡大を目指した東京圏での出店、従業員確保のための企業見学会等も支援してまいります。

市内の財産でもあります里山、田園を守っていくため、育林推進事業を強化し、新たな農業資機材購入補助制度を創設するとともに、引き続き野生鳥獣対策を推進してまいります。

また、地域コミュニティ活性化のためにも、先駆的な地域活動に対する補助制度を創設するほか、市内での買い物等を促進する商工会のスタンプラリー事業を継続支援いたします。

最後に、施設関係について御説明申し上げます。

市が所有する公共施設は、現在、公共施設等総合管理計画の策定中ですが、総額で1,000億円を超えております。今後、この全てを管理していくことは不可能と言えますが、そのあり方はとても重要な視点となってまいります。

安全確保の面では、市内で600を超す橋梁について、職員で確認できるものは確認をし、専門業者に委託すべきものにつきましては、計画的に診断委託し、耐震補修工事を進めてまいります。

また、入居率が低くなっている特定賃貸住宅につきましては、中所得者に限らず低所得者も入居できる市単独での市営住宅としてまいります。

次に、市内で3,000基を超す防犯灯につきましては、国の補助制度とリースを活用しまして、全てをLED化するとともに、現状の維持管理費の削減を目指してまいります。

そのほか、合併処理浄化槽の補助につきましては、高度処理対応のものについては補助単価の引き上げを行います。

また、市内で唯一の中核病院であります岐北厚生病院への救急病院運営費補助を継続するとともに、現在計画中でございます改築に関しても、連携して推進してまいります。

臨時福祉給付金等は継続することになりますが、80歳以上の介護認定を受けられていない方への高齢者げんき祝金の制度は廃止をさせていただきます。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、当初予算以外の案件につきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税分野における個人番号、法人番号の利用について示している総務省自治税務局通知の一部が見直されまして、個人番号の記載を求めることによって生ずる本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減することを目的として、個人番号の記載をしない取り扱いとすることに鑑み、平成27年6月26日に公布いたしました山県市税条例の一部を改正する条例に所要の改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成27年12月28日に専決処分をしましたので、

同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議第20号 山県市まちづくり基本条例につきましては、山県市におけるまちづくりの基本的な仕組みを定めるとともに、市民、議会及び行政の役割、責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進すべきという自治基本条例策定委員会からの提言を踏まえ、この条例を制定するものでございます。

次に、議第21号 行政不服審査法施行条例につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、審査請求人に対する提出書類等の写しの交付等に係る実費の負担等並びに本市に設置する行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。

次に、議第22号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、山県市情報公開条例、山県市個人情報保護条例、山県市行政手続条例、山県市固定資産評価審査委員会条例について、条文の整備等所要の改正を行う必要があるため制定するものでございます。

次に、議第23号 山県市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公営住宅法施行規則の改正に伴い、市営住宅及び単独市営住宅の入居者からの収入の申告において、個人番号を利用するため改正するものでございます。

次に、議第24号 山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の報告事項等について所要の措置を講ずるため改正するものでございます。

次に、議第25号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、傷病補償年金及び休業補償について、厚生年金保険法による障害厚生年金等との併給調整に係る規定を整備する必要があるため改正するものでございます。

次に、議第26号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、市議会議員の期末手当の支給率を引き上げるため改正するものでございます。

次に、議第27号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新たに設置する空家等対策協議会、職員保健審査会及び行政不服審査会の3機関の委員並びに兼任による集落支援員の報酬について規定する

ため改正するものでございます。

次に、議第28号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、特別職の期末手当の支給率を引き上げるため改正するものでございます。

次に、議第29号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、平成27年8月の人事院の給与改定に関する勧告等に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴いまして、国に準じた措置を講ずるため並びに地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の措置を講ずるため改正するものでございます。

次に、議第30号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例につきましては、申請手続の簡素化、事務の効率化を図るための措置を講ずるため改正するものでございます。

次に、議第31号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、小規模保育事業A型等の職員資格などの規定を整備するため改正するものでございます。

次に、議第32号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議第33号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法等の改正に伴い、地域密着型通所介護に関する基準を追加するため改正するものでございます。

次に、議第34号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、（仮称）福祉健康広場として整備を行ってございました椿野地区の国体会場跡地において、芝生広場とドッグラン場が完成をいたしましたので、新たに山県市おおが城山公園として追加するため改正するものでございます。

次に、議第35号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、電気事業法の改正に伴い、引用条文を改める所要の措置を講ずるため改正するものでございます。

次に、議第36号 山県市単独市営住宅管理条例につきましては、特定公共賃貸住宅を単独市営住宅へ用途変更し、その管理について規定するため制定するものでございます。

次に、議第37号 山県市空家等対策協議会設置条例につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実

施に関する協議を行うことを目的に、山県市空家等対策協議会を設置するため制定するものでございます。

次に、議第38号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、行政不服審査法の全部改正及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため改正するものでございます。

次に、議第39号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、対象火気器具等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、新たな火を使用する設備及び器具に係る規定を整備するため改正するものでございます。

次に、平成27年度補正予算について御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー4、議第40号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4,000万2,000円を追加し、総額を128億6,726万1,000円とするほか、繰越明許費の設定と地方債の補正をしようとするものでございます。

今般の補正予算の概要は、地方創生加速化交付金に係る追加補正、人事院勧告を踏まえた人件費補正、契約差金や実績での減額補正などでございます。

具体的内容につきましては、今般新たに追加しようとするものを中心として、17ページ以降の款ごとに順次御説明申し上げます。

議会費は、人事院勧告と、一定期間議員が欠員であったことによる減額でございます。

総務費では、一般管理費と自治振興費は人事院勧告または実績によるもので、情報管理費は、マイナンバー運用上、外部流出を防ぐための機器購入費等でございます。

企画費は、実績に基づくもののほか、全額国庫補助である地方創生加速化交付金に申請中の観光フロンティア市場化事業4,000万円と、空家トリアージ発展加速化事業4,000万円の予算を追加しております。

観光フロンティア市場化は、本市は名古屋市に近い地勢にありながら自然財産に恵まれており、観光未開発地の観光フロンティアを市場化しようと、新たな観光体験メニューを創設し、既存の観光体験を体系化するとともに、多様な団体が連携をしてDMO法人化も目指そうとするものでございます。

他方、空家トリアージ発展加速化事業は、国の上乗せ交付に採択された空家トリアージ事業を加速発展させようとするもので、簡易調査により分類した市内約1,400軒の空き家等の市場流通化または排除を推進しようとするものでございます。

徴税費は人事院勧告分で、戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード希望者の増加

に伴う地方公共団体情報システム機構への委託額の増額以外は、人事院勧告によるものでございます。

選挙費につきましては、選挙権18歳以上への引き下げに係る改修費以外は実績、統計調査費も実績による減額でございます。

民生費の中には、国の補正予算に伴いまして、地域少子化対策重点推進交付金と低所得者向けに結婚に伴う新生活の支援を行う自治体支援事業を活用すべく827万6,000円を追加しているほか、年金生活者等支援臨時福祉給付金1億228万円の追加以外は、人事院勧告または実績によるものでございます。

以降、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費は、全て人事院勧告または実績によるものでございます。

続いて、11ページ以降の歳入の概要を御説明申し上げます。

市民税では、個人分は給与所得、法人分は市内企業の分社化等により、それぞれ当初見込みより減少するため減額いたしております。

以降の多くは、歳出に連動いたしました補正または決算見込みによる補正でございます。

13ページの国庫補助金において、地域住民生活等緊急支援のための交付金、いわゆる地方創生の交付金5,900万円がございますが、これは、現在の申請額8,000万円から上乗せ交付の対象とならなかった1,500万円及び今般対象とならなかった場合にも、市単独で繰越実施する分600万円を差し引いた額でございます。

なお、今般の補正により余剰となる財源分は、財政調整基金繰入金を845万5,000円の減額として計上いたしております。

次に、6ページ以降の繰越明許費について御説明申し上げます。

まず、国の補正に関係いたしまして、地方自治体情報セキュリティ強化対策事業、観光フロンティア市場化事業、空家トリアージ発展加速化事業、通知カード・番号関連事務委託交付金、結婚支援事業、結婚新生活支援事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の7事業を計上いたしております。

また、山県まちづくり振興券の未換金見込みに係るものとして、9事業を計上しております。

そのほかは、境界確定や開発事業者とのすり合わせ、工事の特性等により、年度内に工事完了しない見込みのもの4事業と、農振除外調整関係により年度内完了が困難な用途地域等変更調査業務委託でございます。

8ページの地方債補正につきましては、今般の歳出補正に連動しているものなどでご

ざいます。

次に、49ページの議第41号 平成27年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,839万2,000円を追加し、総額を41億3,839万2,000円にするとともに、新たに繰越明許費の設定をしようとするものでございます。

繰越明許費の国民健康保険優良家庭表彰事業は、山県まちづくり振興券に係るものでございます。

歳入につきましては、本年度の保険税、負担金、交付金、繰越金等の額が確定的となったことなどにより増減させるもののほか、今般の補正に伴い、予算上財源不足となる分を国民健康保険基金繰入金として8,020万9,000円を追加いたしております。

歳出につきましては、実績見込みまたは平成26年度に概算交付を受けた国、県への精算返還金などでございます。

次に、63ページの議第42号 平成27年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1,101万3,000円を減額し、総額を23億7,367万4,000円にしようとするものでございます。

歳入では、介護給付費の減少により国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計及び基金からの繰入金をそれぞれ補正しております。

歳出につきましては、人事院勧告によるもののほか、介護給付費の実績見込みによる補正でございます。

次に、77ページの議第43号 平成27年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に16万9,000円を追加し、総額を1億1,253万1,000円にしようとするものでございます。

歳出では、人事院勧告による人件費を補正し、不足の財源を簡易水道基金からの繰り入れといたしております。

次に、87ページの議第44号 平成27年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に8万6,000円を追加し、総額を4億8,077万円にしようとするものでございます。

歳出では、人事院勧告による人件費を補正し、不足の財源を、一般会計繰入金を計上いたしております。

次に、97ページの議第45号 平成27年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に52万4,000円を追加し、総額を14億3,172万4,000円とするほか、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

歳出では、人事院勧告による人件費を補正し、不足の財源を、一般会計繰入金を計上しております。

繰越明許費は、東深瀬と西深瀬の舗装復旧工事分でございます。

次に、107ページに移っていただきまして、議第46号 平成27年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、第2条の補正予定量に19万3,000円、第3条の水道事業費用に32万6,000円、第4条の資本的支出に19万3,000円、第5条の職員給与費に51万9,000円をそれぞれ追加しようとするものでございまして、いずれも人事院勧告によるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

続きまして、資料ナンバー1、議第56号 市道路線の認定につきましては、南八京線から佐賀本町線までの改良事業を高富13号線として計画しており、この区間にあります既存の市道について整理するため、高富223号線及び高富224号線として新たに路線番号を付与し、設定しようとするものでございます。

次に、議第57号 市道路線の変更につきましては、南八京線から佐賀本町線までの改良事業に伴う市道高富13号線の変更を行うものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

○議長（上野欣也君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、3月7日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時17分散会

平成28年 3 月 7 日

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 2 号)

平成28年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 3月7日（月曜日）

○議事日程 第2号 平成28年3月7日

日程第1 報第5号 専決処分の報告について

日程第2 質 疑

承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について

議第20号 山県市まちづくり基本条例について

議第21号 山県市行政不服審査法施行条例について

議第22号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第23号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第24号 山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議第25号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議第26号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第27号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第28号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第29号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議第30号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について

議第31号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第32号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

	関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第33号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市単独市営住宅管理条例について
議第37号	山県市空家等対策協議会設置条例について
議第38号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第39号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第40号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第41号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第42号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第43号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第44号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第45号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第46号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第47号	平成28年度山県市一般会計予算
議第48号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第49号	平成28年度山県市介護保険特別会計予算
議第50号	平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第51号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第52号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第53号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第54号	平成28年度山県市高富財産区特別会計予算
議第55号	平成28年度山県市水道事業会計予算
議第56号	市道路線の認定について
議第57号	市道路線の変更について
日程第3 議第58号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

日程第4	議第59号	山口市過疎地域自立促進計画の策定について
日程第5	質 疑	
	議第58号	山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
	議第59号	山口市過疎地域自立促進計画の策定について
日程第6	請願第1号	有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願
日程第7	質 疑	
日程第8	委員会付託	
	承第1号	山口市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第20号	山口市まちづくり基本条例について
	議第21号	山口市行政不服審査法施行条例について
	議第22号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
	議第23号	山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
	議第24号	山口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
	議第25号	山口市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第26号	山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議第27号	山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議第28号	山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第29号	山口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
	議第30号	山口市出産祝金条例の一部を改正する条例について
	議第31号	山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第32号	山口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

	関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第33号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市単独市営住宅管理条例について
議第37号	山県市空家等対策協議会設置条例について
議第38号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第39号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第40号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第41号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第42号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第43号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第44号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第45号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第46号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第47号	平成28年度山県市一般会計予算
議第48号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第49号	平成28年度山県市介護保険特別会計予算
議第50号	平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第51号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第52号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第53号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第54号	平成28年度山県市高富財産区特別会計予算
議第55号	平成28年度山県市水道事業会計予算
議第56号	市道路線の認定について
議第57号	市道路線の変更について
議第58号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

- 議第59号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
請願第1号 有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願
-

○本日の会議に付した事件

日程第1 報第5号 専決処分の報告について

日程第2 質 疑

承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について

議第20号 山県市まちづくり基本条例について

議第21号 山県市行政不服審査法施行条例について

議第22号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第23号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第24号 山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議第25号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議第26号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第27号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第28号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第29号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議第30号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について

議第31号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第32号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第33号	山口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第34号	山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第35号	山口市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第36号	山口市単独市営住宅管理条例について
議第37号	山口市空家等対策協議会設置条例について
議第38号	山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第39号	山口市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第40号	平成27年度山口市一般会計補正予算（第5号）
議第41号	平成27年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第42号	平成27年度山口市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第43号	平成27年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第44号	平成27年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第45号	平成27年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第46号	平成27年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
議第47号	平成28年度山口市一般会計予算
議第48号	平成28年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第49号	平成28年度山口市介護保険特別会計予算
議第50号	平成28年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第51号	平成28年度山口市簡易水道事業特別会計予算
議第52号	平成28年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第53号	平成28年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第54号	平成28年度山口市高富財産区特別会計予算
議第55号	平成28年度山口市水道事業会計予算
議第56号	市道路線の認定について
議第57号	市道路線の変更について
日程第3 議第58号	山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第4 議第59号	山口市過疎地域自立促進計画の策定について

日程第5 質 疑

議第58号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について

日程第6 請願第1号 有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願

日程第7 質 疑

日程第8 委員会付託

承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について

議第20号 山県市まちづくり基本条例について

議第21号 山県市行政不服審査法施行条例について

議第22号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第23号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第24号 山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議第25号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議第26号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第27号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第28号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第29号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議第30号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について

議第31号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第32号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第33号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市単独市営住宅管理条例について
議第37号	山県市空家等対策協議会設置条例について
議第38号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第39号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第40号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第41号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第42号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第43号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第44号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第45号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第46号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第47号	平成28年度山県市一般会計予算
議第48号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第49号	平成28年度山県市介護保険特別会計予算
議第50号	平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第51号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第52号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第53号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第54号	平成28年度山県市高富財産区特別会計予算
議第55号	平成28年度山県市水道事業会計予算
議第56号	市道路線の認定について
議第57号	市道路線の変更について
議第58号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について

請願第1号 有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願

○出席議員（14名）

1番	操	知子君	2番	村瀬	誠三君
3番	福井	一徳君	4番	山崎	通君
5番	吉田	茂広君	6番	上野	欣也君
7番	石神	真君	8番	杉山	正樹君
9番	寺町	知正君	10番	尾関	律子君
11番	武藤	孝成君	12番	藤根	圓六君
13番	影山	春男君	14番	村瀬	伊織君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林	宏優君	副市長	宇野	邦朗君
教育長	伊藤	正夫君	総務課長	太田	智倫君
企画財政課長	久保田	裕司君	税務課長	石神	彰君
市民環境課長	奥田	英彦君	福祉課長	江口	弘幸君
健康介護課長	藤田	弘子君	産業課長	山田	和哉君
建設課長	長野	裕君	水道課長	大西	敏彦君
まちづくり・企業支援課長	鷺見	秀夫君	会計管理者	遠山	治彦君
消防長	藤根	好君	学校教育課長	渡辺	千俊君
生涯学習課長	梅田	義孝君			

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村	勇司	書記	宇野	照泰
書記	鷺見	芳文			

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 報第5号 専決処分の報告について

○議長（上野欣也君） 日程第1、報第5号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第2 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第2、質疑。

質疑は、2月24日に議題となりました承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてから議第57号 市道路線の変更についてまでの39議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、操 知子君。

○1番（操 知子君） それでは、議長の許可をいただきましたので、今回、1点質問いたします。よろしくお願い申し上げます。

議第47号 平成28年度山県市一般会計予算、資料5、52ページ、資料5―2、16ページ、資料5―4、6ページ、栗まつり負担金についてお尋ねいたします。

皆様も御存じのとおり、栗まつりは現状、山県市を発信する上において大変重要な事業であります。資料5―4、6ページの成果・効果を拝見しても、山県市を広くPRできたとの記載があります。記載のとおり、今までの山県市の発信を担ってきた事業であります。

しかし、ここで予算について再確認いただきたい。

同じく資料5―4、6ページの負担金額を参照に、平成25年度決算額1,530万7,000円、平成26年度決算額1,547万6,000円、平成27年度予算額1,500万円、平成28年度要望額、同じく1,500万円、この4年間を拝見すると、確かに平成27年度以降1,500万円へ減額されております。しかし、現在の山県市にとって負担金が余りに大き過ぎると感じるのは私どもだけでしょうか。そこで、負担金の内訳、特にイベントなど委託料に関する内訳を産業課長にお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

栗まつりの委託料は、平成27年度で申し上げますと、金額の大きなものから、ステージイベントの委託料、これは、ラジオの公開録音を含むものでございますが、600万円、テントやステージの設置委託料が285万1,200円、警備委託料が105万7,482円、花火の打ち上げ料が4万1,000円、看板の作成委託料が26万6,220円の、合計1,021万902円でした。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 操 知子君。

○1番（操 知子君） お聞きしたところによると、ステージイベント料が600万円とのことですが、この事業は山県市をPRすること、すなわち山県市の知名度アップと実際に足を運んでいただくことが目的であると感じます。しかし、現在の山県市は、保育料も無料化となり、交流人口対策はもとより、定住対策に実際に予算をつぎ込み取り組んでおります。栗まつり事業の目的を、単なる1つのイベントではなく、現実的な定住対策、交流人口の拡大へと方向転換していただきたい。詳細は一般質問でも行いますので、ここできくりとして、産業課長に再質問いたします。

この負担金1,500万円で、今後どれほどの定住対策、交流人口の拡大が見込めますでしょうか。この予算は的確でしょうか。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 今、このお金で定住対策ということに関しては、この発信によって、山県市へ見えた方が、山県市の魅力というのを少しでもわかっていただければ定住または移住につながるということはあるかと思うんですが、その中で、ただ、栗まつりだけではなく、その中で、山県市の市内の事業ですか、こういったものを、その場で発信していければ、なおかつ効果は増してくるのかなというふうに思います。

それと、1,500万につきましても、今後のことですが、やはり協賛金等を集めて、できればこの1,500万を少しでも少なくしていけるというようなことは検討していかなければいけないということは考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 操 知子君。

○1番（操 知子君） ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（上野欣也君） 操 知子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番、藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） それでは、通告書に従いまして質疑させていただきます。

資料４の議第40号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第５号）、ページ32の款３民生費、項３生活保護費、扶助費の1,600万円減について、減の根拠と、これは何人分と
いうか、何件分でしょうか。福祉課長にお尋ねします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

生活保護費1,600万円の減ということでございますが、これは、生活保護費の被保護世帯の増加が少なかったことが大きな要因でございます。扶助費別に見てみますと、当初予算に比べまして、主に生活扶助費が900万円、住宅扶助費が470万円、介護扶助費が360万円の減少ということになりました。ただ、医療扶助費が237万ほど増加しておるというのが現状でございますが、全体的に減額が大きいということで減額とさせていただきます。

また、該当世帯数につきましては、生活扶助費、介護扶助費等につきまして、毎月の状況が変化するということがございますので、一概に減数がどれだけということとは言えませんが、生活扶助費におきましては、当初見込み63世帯という予想をしておりましたが、現在では50世帯ということでございます。

同じく、住宅扶助費は、当初36世帯の見込みに対しまして現況36世帯ということでございますが、世帯構成等によりまして扶助額が違ってくということで減額とさせていただきます。

介護扶助につきましては、当初見込みが15人ということに対して10人という結果でございますので、減額とさせていただきます。

ただ、全体的に、世帯数ではなく扶助額という自体が大きく変化、変わっていきますので、その影響が大きいということがございます。全体的には保護世帯の増加が少なかったことが一番大きな要因であると考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 了解しました。

じゃ、次に行きます。

同じくページ26の款３民生費、項１社会福祉費、地方創生、結婚相談・婚活イベント事業の委託料の内容について説明願います。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

結婚相談・婚活イベント事業の内容でございます。これにつきましては、平成27年度

より開設いたしました山県市結婚相談所、山県マリッジサポートセンターというものがございます。これを継続開設いたしまして、結婚希望者の登録及び相談を継続して行っていくというものでございます。ちなみに、27年度2月現在、登録者数は16名でございます。

結婚相談所につきましては、高富中央公民館で、毎週金曜日、それと、第3土曜日の10時から1時まで及び毎月第3水曜日夜7時から9時までということで、定期的に開催しております。

それと、平成26年度から実施しております婚活事業も継続して実施をしてまいる予定でございます。これにつきましては、4回の実施を予定しております。

このほかに、今般新しく始める事業といたしましては、市民の方の意識調査を行いまして、地域ごとの現況等を把握いたしまして、よりニーズに合った適正な運用ができるように、婚活の参加者、カップリングの数、それから相談件数の増加を図るなど、より適切な婚活活動につなげていきたいと考えております。

また、この中で、意識アンケートを実施いたしましたら、その結果をもとに、市内3地区に地域協議会を立ち上げて、地域ごとの実情把握、それと問題の洗い出しなど、地区の事情に合った、よりきめ細かな働きができるような体制をとる予定でございます。

そのほかに、結婚支援情報誌の作成、それと結婚支援ウェブを作成いたしまして、広く意識啓発、情報提供を積極的に行っていくという予定でございます。

また、これらにつきましては、国の地域少子化対策重点推進交付金の獲得を目指しております。不採択となった場合におきましても、結婚相談・婚活イベント事業等については実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 了解しました。

続きまして、ページ29の款3民生費、児童福祉費、児童福祉総務、地域子育て支援事業委託料の122万6,000円と493万5,000円についての減の要因についてお尋ねします。福祉課長。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、地域子育て支援事業122万6,000円の減ということでございます。地域子育て支援事業には、子育て拠点事業と利用者支援事業という2つの事業がございます。この中で、利用者支援事業におきまして、当初計画しておりました子育て支援実施員研修、あ

るいは情報発信事業の経費が当初予定よりも少なかったために、事業実績に基づき減額するものでございます。

利用者支援におきましては、当初673万2,000円を見込んでおりましたが、事業実績が550万6,000円になるということで、122万6,000円の減とさせていただいております。

また、次に、493万5,000円の減というものにつきましては、これは病児・病後児保育事業の運営というものでございます。この運営を本年度見込んでおりましたが、本年度につきましては施設の整備のみということで、実際の運営ができなかったことから、開設準備分の400万円のみを執行いたしまして、病児・病後児保育の運営経費である基本分であります241万7,000円と加算分、これは50人以上200人未満の事業に対して補助される加算分でございますが、258万1,000円の、合計493万5,000円を減額するものでございます。

現在、山県市社会福祉協議会が施設を整備しておりまして、今月末に完成して、4月開設に向けて準備を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 次に参ります。ありがとうございました。

ページ33の款4衛生費、2の予防費、予防接種、これ、ちょっと4,500万と書きましたけれども、私の間違いです、450万減の要因、そして何人分に相当するか、健康介護課長にお尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

一般会計補正予算書33ページで450万円の減額補正となっております予防接種委託料につきましては、定期予防接種として、乳幼児の各種予防接種、高齢者のインフルエンザや肺炎球菌、任意接種としての妊婦・子供インフルエンザ予防接種の費用が、当初の見込みよりも接種者数の減少により不用額となるものでございます。

主な減額は、定期予防接種のうち、日本脳炎40万円、4種混合40万円、子宮頸がん60万円、ヒブ40万円、小児用肺炎球菌50万円、水痘50万円、高齢者肺炎球菌70万円で、延べ400人分、任意接種の妊婦・子供インフルエンザにつきましては100万円の減額で、500人分を見込んでおります。

出生数の低下による乳児期の接種者の減少、子宮頸がん予防接種の見合わせなども減額の要因であると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 了解しました。

次に参ります。

資料4、議第40号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）、ページ31、款3 民生費、項2 児童福祉費、保育園650万円減の説明、また、27年度に一応無料化による保育園児の増というのはどの程度あったか、そのことについて福祉課長にお尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

保育園費650万円の減ということでございますけれども、これにつきましては、臨時保育士の求人を、市のホームページ、あるいはハローワーク、県の社会福祉協議会保育所支援センターを通じて人員確保を図っておるところでございます。本年度につきましては、ある程度の保育士は確保できたというふうに考えておりますが、途中退職、あるいは短時間勤務希望者、4時間、5時間というような雇用の希望をされる雇用の方がおり、そういう方も採用いたしましたところ、実質的に人員の確保ができなかったということで、賃金におきまして550万円、共済費におきまして100万円を減額することとなりました。

また、保育料無料化による保育園児増でございますが、昨年9月の無料化後、該当する保育園児は2名の途中入所がございました。

また、年度当初で比較いたしますと、無料化前の昨年、平成27年度は、3歳児、4歳児、5歳児の申し込みは34名でございましたが、来年度、28年度におきましては、申し込み数が50名となりまして、16名の増加ということに現状ではなっております。このうち何人かが無料化によるものかという調査はしておりませんので、御理解をお願いいたします。

なお、今後も保育料無料化を広く周知、アピールしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 了解しました。

次に参ります。

資料ナンバー5—2の議第47号 平成28年度山県市一般会計予算の概要の中で、ページ18の民生費、伊自良老人福祉センター、美山老人福祉センターが今年度から直営になったその理由、お尋ねいたします。福祉課長にお尋ねします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

平成27年度、今年度で伊自良老人福祉センター及び美山老人福祉センターにつきましては、指定管理期間が終了するというところでございます。終了するに当たりまして、山県市社会福祉協議会への今後も特定団体による指定を考えおりましたが、山県市指定管理者制度導入及び運用ガイドラインに触れることがあるということを検討したことがございます。

また、伊自良福祉センターは昭和62年の建設で、築29年、美山の老人福祉センターにおきましては昭和59年建設で、32年がそれぞれ経過しまして、施設の老朽化等も進み、修理、修繕がかなり発生しておるということもございます。このため、直接に現状を把握して施設管理をするほうが効率的と判断したものでございます。

今後につきましては、公共施設見直し指針にあわせて、公の施設としての福祉センターのあり方を検討していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） その件についてですけれども、それで、今年度に関しては、管理というのは誰かがまた市のほうから行って管理するものか、その辺のところの説明をお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 再質問にお答えします。

今年度は指定管理ということで、来年度、28年度ということでお答えさせていただきます。

来年度におきましては、今まで管理人、清掃人という形でやっておりました。その者を市のほうが直接雇用いたしまして、職員が行くわけではなく、事務的なものは今福祉課における担当の職員で行っていくという予定でございます。新たな職員の派遣ということとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） わかりました。

じゃ、次に参ります。

資料5—2の議第47号、ページ19、民生費、放課後児童クラブ事業、それぞれの対象人員をちょっと教えてほしい。美山小学校、桜尾小学校。それと同時に、所管というの

が福祉課になっているんですけれども、今度学校になるんですけれども、その辺の説明もちょっとお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えします。

放課後児童クラブのおのこの対象人員ということでございますが、9校区で実施しております。平成28年度、来年度でございますが、クラブごとの対象人員は、高富小学校が通常期、放課後、学校がある期間ですが、通常期が47人、夏休み、冬休み等の長期休暇が62人、富岡小学校が同じように通常期が34人、長期が48人、梅原小学校が通常が10人、長期が16人、桜尾小学校が同じく通常が4人、長期が7人でございます。大桑小学校につきましては、通常、長期とも1名ということでございます。このため、桜尾小学校と合同で実施するという事で予定をしております。伊自良南小学校が通常が12人、長期休暇が20人、伊自良北小学校が通常が7人、長期が4人、美山小学校が通常が18人、長期が31人、いわ桜小学校が通常が8人、長期が8人ということで、全体では通常が141人、長期休暇時が197人ということが来年度の予定でございます。

また、なぜ学校が所管にならないかということにつきましては、放課後児童クラブというものは、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業ということでございますので福祉課で担当しておるということでございます。放課後子ども教室というものは生涯学習課のほうで担当、実施しております。今後につきましても、放課後児童クラブと放課後子ども教室双方が協力しまして、放課後子ども総合プランにおきまして、一体型実施に向けて推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 了解しました。

じゃ、次に参ります。

資料5—2、ページ22、合併浄化槽設置補助金、高度処理型浄化槽の限度額のアップの内容について、たびたび思っていることなんですけれども、浄化槽の個人負担分ができるだけ少なくなるというなと思っているところなんですけれども、その辺の説明をよろしくお願いいたします。今年度アップになったということですね。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

平成28年度の合併処理浄化槽設置補助金でございますが、これまでの標準型に加え、窒素またはリンを除去する能力を有する高度処理型の補助金を追加するという事にし

ております。それによりまして、前年度1,461万円に対して339万円ほど増額いたしまして、1,800万円を予算計上いたしております。

個別の例で申し上げますと、代表的な人槽で、美山地域、豪雪地域ですが、通常型5人槽が35万2,000円が、高度型ですと47万1,000円となります。11万9,000円の増額。7人槽ですと、44万1,000円のが51万9,000円となり、7万8,000円の増額。10人槽ですと、58万8,000円が61万5,000円で、2万7,000円ほどの増額となります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 美山地区は、集落排水も公共下水も今後多分予定がないと思いますので、どうかひとつ町村型といいますか、浄化槽はやはり公で設置するような、そういう方向づけで今後お願いしたいということを要望して、私の質問は終わりにいたします。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番、福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

まず、1点目、山県市まちづくり基本条例についてです。議第20号、資料1、25ページから31ページ。市長にお尋ねします。

本条例の策定に当たっては、平成25年7月9日、岐阜新聞で、平成26年度以降に山県市自治基本条例を策定委員会ですとまとめて市に答申をするという記事が掲載をされました。公募市民が7名、実に応募者が20名あったということ。それで、市民団体4名を含めて19名の委員会で、29回に及ぶ検討の上まとめられたというふうに報告を伺っています。

議会には、平成27年の6月12日、全員協議会で素案が提案をされました。こういう中身ですね。急なこともあって、時間を調整して9月28日に議員懇談会が開催をされました。当日、日程調整が悪くて、10月5日、改めて議員懇談会が持たれました。全員協議会で議員への意見の策定委員会の見解がまとめられ、そこで意見を受けて、12月3日に議員懇談会が再度開催されたと。

そこで、市長にお伺いしたいんですが、市長は、山県市のホームページ、市長の部屋の中で、山県市のまちづくりビジョン、4つの柱の4つ目、自己決定と自己責任を求められる地域主権社会に適合した持続可能な地域づくりを目指しますということで、10項目めに地方分権・地域主権にふさわしい住民自治に基づく自治体運営の基本原則を明確化するために、（仮称）市民自治基本条例を制定しますというふうに書かれてあります。

議員懇談会の中でも、地方分権にふさわしい住民自治に基づく自治体の運営の基本原則を明確にする自治基本条例の策定は市長の1期目の公約として掲げられているというふうに企画財政課長の説明もありました。この条例第5条には、市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならないというふうに記されています。1月時点でこの条例案というのは、山県市自治基本条例案となっていました。ところが、今回提案されている条例案は、山県市まちづくり基本条例というふうになっています。私、全文を見比べてみました。そうしたら、中身については、自治という文言がまちづくりというふうに全て置きかえられているというほかは中身は全く同じでした。自治基本条例とまちづくり基本条例の違い、変更の経緯について、まず1点、御説明していただきたいと。

2点目は、最初に述べたように、公募市民が7名参加されて委員会が構成されて、29回にも及ぶ審議をされているということで、委員の皆さんには非常に敬意を表するものです。一方で、私は、策定しようとされた自治基本条例、地方自治の根幹にかかわるもので、条例がどういうふうに生かされるかというのが非常に大事だというふうに思っています。そういう意味でいうと、策定のプロセスに大いに関係をしてくる、こうした議論を、市民をきちっと巻き込んで、策定委員会ももちろんそうなんですが、市民の参加と共感を得るものとして行っていく運営のあり方というのは必要ではないかなというふうに、つくり方について思いますので、市長の見解をお伺いしたい。

3点目は、今回、山県市まちづくり基本条例というふうになっていますので、これとは別に、今後、自治基本条例の制定についてどのようにお考えなのか。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） では、お答えをいたします。

まず、1点目の自治基本条例とまちづくり基本条例との違いでございますが、これは、それぞれに特定地域の仕組みづくりを定める条例という観点からは、基本的には大きな違いはないと考えております。最終的には、当委員会からまちづくり基本条例という名称で委員会から提言をいただき、その提言を尊重して、今回上程をさせていただいているところでございます。

また、この名称につきましては、この委員会の中でも随分と議論があったようでございますが、その内容につきましては、この後、課長から説明をさせていただきます。

そして、次に2点目の、この条例を受け、市民参加と共感を得る運営のあり方についてでございますが、第4条にございます3つの基本原則、市民参加の原則と協働の原則、

情報共有の原則の推進により努めてまいりたいと考えております。

これまでも、毎年、市内9カ所で市民座談会を開催してまいりました。福井議員も多く出席していただいておりますが、今後は、そういったことも、開催などをしておりますけれども、今後におきましても、市民の方々から能動的なまちづくりに参加していただける仕組みづくりも必要だと考えております。

こうしたことを踏まえまして、特に地域活動の活発な自治会に対しまして補助金を交付し、また、そういったことによりまして、活動が他の地域へ波及を目指そうとする協働のまちづくり活動補助金としまして、来年度の、28年度の当初予算、100万円を計上しているところでもございます。

また、こうした条例案におきましては、推進状況を検証する等、審議会を設けることとしております。この条例が、実のあるものとして実行し、政策へと落とししていくため、審議会からの御意見を尊重し、自然環境を大切にし、活力ある協働のまちづくりを推進いたしてまいります。

次に、3点目でございますが、今後、この条例とは別に自治基本条例を制定するのかといったお尋ねでございますが、冒頭で申し上げましたように、自治基本条例もまちづくりの基本条例も、ともに特定地域の仕組みづくりを定める条例という点で基本的には大きな違いはないものと認識しておりまして、現時点ではそういう考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 私のほうからは、自治基本条例という名称がまちづくり基本条例という名称へと変更となった経緯につきましてお答えをさせていただきます。

当該委員会では、29回にわたる審議を経まして、おおむね委員の議論も固まってきたことから、本年1月28日からパブリックコメントを実施されました。同時に、複数のチャンネルとして、議員各位、そして市幹部職員等に対しても、セクションを越えた意見を求めてまいりました。

パブリックコメントとしましては、お二人から意見がありました。いずれも題名に関することではありませんでした。複数の議員からは、題名はまちづくり基本条例のほうがよいのではないかといった意見も寄せられました。そして、2月17日、30回目の委員会が開催され、こうした事実を委員の皆様方にお知らせをしました。なお、委員会としましては、この日、これを最後の会議として市長へ提言したいという考えも持っておられました。

そこで、市長への提言を踏まえて、最後の大詰めに当たり、題名に関しても、改めて自治基本条例でよいのかという議論となりました。実は、この題名に関しましては、過去に開催された委員会でも何度も議論となった部分でございまして、アドバイザーからも自治基本条例にするのかまちづくり基本条例にするのか、最終的には議論すべきとの助言もあったところでございます。

ちなみに、民間団体の調査によりますと、こうした条例は全国に340件以上ありまして、題名の約3分1がまちづくり基本条例、約半分が自治基本条例で、残りがそれ以外のタイトルとなっておるところでございます。

こうした条例が制定され出したのは、地方分権一括推進法の施行以来のことございまして、そのころの条例名はまちづくり基本条例が多かったのですが、その後、自治基本条例という条例名が随分と多くなっていったところなんです。しかし、最近ではまたまちづくり基本条例もふえてきているようでございます。アドバイザーによれば、まちづくりも自治も目指しているところは同じだが、見ている立ち位置が違う。すなわち、まちづくりは、ある程度引いたところから、市民、議会、行政とさまざまな主体の人たちが協力し合って何かをやっているというイメージで、自治は取り組むそれぞれの主体が、みずから積極的にかかわって働きかけていくという、主体からの目線であるということでありました。

また、元来まちづくりという言葉は、都市計画等のハード面で使われることが多かったのですが、最近では多様な場面で用いられるようになってきており、自治というよりまちづくりという言葉のほうがやわらかいイメージがあってふえてきているのではないかとといった考え方もあるようでございます。

第30回の委員会内での発言としましては、もともとまちづくりがよいと思っていたという考え方がある反面、ここに来て題名を変えるのはいかがなものかといった多様な意見が噴出し、最後の最後まで熱い議論が交わされたところでございます。

最終的には、満場一致によりまして、まちづくり基本条例として市長に提言するという考え方でまとまったところでございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 経緯については、委員会、詳細について今課長のほうからお話がありまして、状況は理解できました。

それで、まちづくりの基本条例ということになれば、ここの条例の中にある冒頭の市民の規定について、これは少しウイングを広げて規定がされているんですけども、その後の住民投票の部分なんかでいうと、また具体的に市民についての規定が細かく書いて

であるんですね。基本としては、やっぱり市民が一緒になって山県市のまちづくりを進めるということについて、私は大事な点だというふうに思うので、そういう点では、市民の皆さんと進めるという意味で、この条例についてはそのような趣旨で受けとめているんですが、少しそこらあたりの整理が必要じゃないかなという感じを持っています。

それから、策定に当たっては、やっぱりすごく重要なのは、市民の皆さんがどれだけこういうものをきちっと理解して一緒に進められるかということだと思うんですね。ですから、確かに策定委員会で29回ってものすごく膨大な議論をされているんですが、そういうエッセンスをプロセスの過程できちっとやっぱり市民に共有をしていくということが、私はすごく大事ではないかと。条例って、やっぱり制定されて終わりではなくて、やっぱりそれをどう生かしていくかということだと思うんですね。そういう意味でいうと、その進め方について、今後少し重視をしてほしいなと。今、市長の答弁にもありましたように、実際の参加とか協働とか、状況の原則に基づいていろんなことを進めたいということでしたので、私も積極的にそういう点で今後どんどん改善されることを要望して、この質問については終わりたいと思います。

続いて、よろしいでしょうか。

○議長（上野欣也君） はい。

○3番（福井一徳君） 2点目ですが、山県市の行政不服審査法施行条例について伺いをします。議第21号、資料の1の32ページから、資料2の2ページ目から10ページまでです。

本条例は、行政不服審査法の全面改正ということに伴って必要な事項を定めるための条例だというふうに思います。行政不服審査法というのは、今回、辺野古の埋立承認問題において、国が私人に成り済ますという、政府の行政不服審査制度の乱用等々で、これは注目を浴びた法律だと思います。沖縄の防衛局が行政不服審査法に基づいて、身内である国土交通大臣に審査請求するという、執行停止の措置の申し立てをしたという事例だと思います。

この制度は、行政が認識し得なかったことが明らかになって、よりよい行政の改善につながる制度ということで、改正に当たり、審議請求の期間の延長がされたり、それから、証拠書類については閲覧から謄写へというふうに改善がされて、審理において申立人が処分庁の質問権の付与など、国民の権利や利益、こういうものを救済するということにとって改善点がありました。一方で、審査庁から独立した審理に当たるための具体的な手だてのやっぱり不明確さとか、審理員や行政不服審査会における公正性の担保の問題なんかいろいろ議論がありつつ、2年前に通常国会で改正をされた。

実は、この行政不服審査法の全面改正に際して、同僚議員が本会議にて当時の総務課長に市民についての影響を質問されています。資料は議事録で出ています。審査請求に一元化される場合、請求者が東京の本庁まで出向くかという質問をされているんですが、総務課長の答弁はそれについてありませんでした。しかし、当時の参議院の総務委員会では、総務省の政府参考人の上村さんが、書面でのやりとりの審理や、審理に当たる者が申立人のところまで出向くというなどの方法は可能であるということで、前向きの答弁をされていました。

今回の条例は、当時の質疑の具体化に当たると思います。当時の総務課長は、その比較とか影響等はいましばらく研究することが必要と考えていますという答弁をされています。今後、本市における施行に向けては、国等の動向に注視するとともに、国からの通知や説明会等により、適切に対処してまいりたいという答弁がなされて、議事録に残っています。

そこで、本市における今回の施行に際して、しばらく研究されたその比較とか影響等の結果について、また、適切に対処するとされた内容についてお伺いをしたいというのが1点です。

それから、2点目に、第5条、委員に関して、公正に判断することができ、すぐれた見識を有する者という、委嘱に当たってのその担保はどのようにされるんでしょうかと。この2点について、お伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 質問にお答えします。

1点目の、しばらく研究されたその比較、影響等の結果についてですが、過去に本議会で寺町議員が当時の総務課長に質問された際の7つ目の不服審査法制度の新旧比較や今後についてのまとめとされた部分への答弁でよろしいかと判断してお答えします。

今般、五十数年ぶりに大改正された行政不服審査法については、平成28年4月1日の施行を前に、国のホームページを初め、さまざま媒体でその概要の解説を見ることができます。ポイントとしては、大きく2つ。公正性向上と利便性向上がうたわれております。

公正性向上には3点。1つ目に、審理員による審理手続が導入されたこと。2つ目に、行政不服審査会等への諮問手続が導入されたこと。3つ目に、審査請求人・参加人の証拠書類等の謄写、処分庁への質問等ができるようになるなど、手続的権利が拡充されたことが挙げられます。

利便性の向上については4点。1つ目に、不服申し立て期間が従来の60日から三月、

おおむね90日に延長されたこと。2つ目に、異議申し立てが廃止になり、審査請求に一元化されたこと。3つ目に、標準審理期間の設定や審理員による審理手続の計画的遂行といった、審理の迅速化への取り組みがなされたこと。4つ目に、不服申し立て前置制度が見直されて縮小したことが挙げられます。これらの点が、新旧制度を比較して変わった点と御理解いただければと思います。

そして、審査請求への一元化がなされたことにより、国、県、市町村のそれぞれの処分に対しての不服申し立てはどのような道筋になるかという点については、改正前がそれぞれの個別法の規定に従ってまちまちであったことから、全てを比較して説明すると長くなり過ぎますから、改正後についてのみ説明します。

本市の処分については、本市の自治事務については市長が、法定受託事務については岐阜県知事が審査請求の申請先となります。同様に、岐阜県の処分については、岐阜県の自治事務については岐阜県知事が、法定受託事務については当該事務を所管する国の主任大臣等となります。国については、法の規定も若干複雑で、一例を挙げますと、国の出先機関の長がなした処分については、当該出先機関の主任大臣が審査請求の申請先となります。

いずれにしても、処分については、どこに申請すべきか教示がなされているはずなので、具体的にはその教示文を御確認いただくことが確実です。

そして、その影響ですが、本市としましては、行政不服審査に係る事務を国の通知等に従い適切に遂行してまいりますので、国の説明どおり、以前より制度の公正性が増し、国民の皆様の利便性もあわせて向上するものと考えております。

なお、適切に対処するとした内容については、議第22号 行政不服審査法に伴う関係条例の整理に関する条例についてによる山県市情報公開条例、山県市個人情報保護条例、山県市行政手続条例及び山県市固定資産評価審査委員会条例の一部改正並びに諸規定の整備、本市職員向け研修会の開催、市民向け広報などの取り組みとなります。

2点目の、山県市行政不服審査会の委員に求められる要件をどのように担保するかについては、第5条の規定にあるとおり、審査会の権限に属する事項に関し、公正に判断することができ、かつ、法律もしくは条例または行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから市長が委嘱すると規定されているとおり、市長がこれら要件を満たす者と判断し、委嘱されれば、それで足りるものです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今お答えいただいたんですが、前の同僚議員についての答弁の中

で、その後に具体的に研究された比較、影響等の結果についてどうだったのかというお聞きをしたんですね、当時の答弁をお聞きしたのではなくて。わかりますか。その点、1つ。

それから、もう一つ。この第4条に委員は3人以内というふうに規定されているんですね。3人以内ということは、2人とか1人もあり得ると読めるんですね、実際あるかどうかは別ですけれども。そうすると、これを審議で表決するときに、2人だと決着がつかないとか、1人ということもあり得ないと思うので、私は、3人とか5人とかきちっと明確に決めたほうがいいのではないかというふうに思うんですが、その2点だけ。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 答弁案を考えるに当たりまして、その時点でどの程度の話が明確になっていたかというところが必ずしも明確でないものですから、どのような変更があったのか、どのような影響があったのかというのも、ちょっと現時点でこういうことですというふうにちょっとお話をというか、答弁案をつくる以外ちょっと方法がなかったということで御容赦いただきたいと思います。

あと、委員の人数につきましては、以内という書き方にはなっておりますけれども、現在3名ということで考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 具体的な影響、今後いろいろ運用していくに当たってはいろいろまた問題が出てくるかと思しますので、それはその時点でまたお伺いするという事で、この件については終わりたいと思います。

3点目です。山県市の行政手続における特定の個人情報と識別するための番号云々という条例の一部を改正する条例についてということです。議第23号、資料1の41ページから46ページ、資料2の13ページからということです。

いわゆるマイナンバー制度に基づく条例の改正ですが、国の運用によって施行直前に税条例の一部を改正するという混乱ぶりが続いていると思います。また、1月から実際に行政手続に使われ始めたやさきで、2月に入ってから原因不明のシステム障害が毎日のように発生しているというようなことが報じられています。マイナンバーを発行する地方公共団体情報システム構築のサーバーで、1カ月以上にわたって障害が発生して、1日大体1回ペースで報じられているということですね。詳しい中身はまた委員会で御質問したいと思います。

マイナンバー制度の問題点について、私は質疑や反対討論でも述べてきました。この

制度の問題以前に、地方を含めて1兆円もの税金を投入してつくったマイナンバーのシステム、これが障害を起こしているという現実を考えると、今回のこの条例は制定を取り下げて、山口市単独市営住宅管理条例の施行に当たっては、多分扱い件数もほとんど微々たる件数ですので、従来の住民基本台帳を基本に行政手続を済ます考えはないのか。

今月、3月1日に衆議院の総務委員会、ここで安藤大臣官房の総括審議官が、自治体での各種申請で提示しなくても申請を阻害しないかという田村衆議院議員の質問に対して、マイナンバーの記載がないということで行政が申請を受け付けないということにはしていないというふうに答弁をされているんですね。ですから、そういう答弁の趣旨に沿って対応をしてはどうかという、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） この関係は市営住宅に関するものでございますので、建設課のほうでお答えをさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、平成27年12月28日付、国住備第132号で国土交通省住宅局住宅総合整備局長より公営住宅法施行規則の一部を改正する省令の施行について通知がございまして、公営住宅法第16条に基づく収入の申告の際に添付または提示することが求められておりました各種の証明書類等については、同書類の添付にかえて個人番号を利用することも可能となったことから、今回、一部改正をお願いするものでございます。

改正の要点でございますが、現在、市営住宅の家賃につきましては、毎年度において公営住宅法第16条第1項に規定される入居者からの収入の申告に基づきまして決定をしております。申告の際には、収入に関する報告書などの書類とともに各種の証明書の添付や提示を受けておる状況でございます。

今回の改正では、申告の際に個人番号を記入された入居者の方につきましては、資料1のP43中表のほうにございます公営住宅法による、公営住宅の管理に関する事務ということで、必要となる情報に関する書類の添付及び提示を必要としないこととなります。このことは、事務処理手続の効率化はもとより、入居者にとっても証明書の交付を受けるために要する手続的、時間的及び費用的な面での負担軽減が図られるものと考えております。

さらに、今回の改正によって、収入に関する申告の際に個人番号を利用することがあくまでも可能となったという点でございまして、個人番号を利用されない方につきましては、従来どおりの方法で算定、申告等を行うということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今、申告に個人番号を使うと、それで行政等の手続を完結することができるので可能になったということで、必ずしもこれは必須条件ではないという理解でよろしいですかね。

じゃ、一応そういうこととして、この件については終わります。

4点目、山県市の空家等対策協議会の設置条例について。議第37号、資料の1の99から101ページですね。

山県市の空き家が1,400戸に対して、空き家等計画の作成や計画の実施に対する対策協議は重要な施策だというふうに思いまして、大いに進めるために、設置条例については賛成する立場で質問をします。

第1点、第3条に協議会の組織の委員に関して、市議会の議員というふうにあります。その人員や選出の方法、委嘱される議員と議会との関係について、どのようなお考えかをお伺いしたい。

2点目は、6月議会で、一般質問で、私は、住宅リフォーム助成制度の創設を提案しました。産業課長の答弁は、商工会とよく相談して、検討してみたいということでした。そこで、今回のこの空き家対策、それに山県市内の事業者の仕事づくりを住宅リフォーム助成制度のような経済循環を図る事業として位置づけて、具体化を進めてはどうかという点について、この2点、お伺いしたいと思います。産業課長、よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目につきましては、空家トリアージ事業において、空き家等の調査を平成27年12月から平成28年2月中旬まで、山県市内全域を対象といたしまして空き家の場所と概観調査を行いました。調査対象件数が、議員言われましたように1,400強で、このうち空き家と判明いたしましたのが約1,060軒、これは暫定になりますが、1,060軒となっております。

山県市空家等対策協議会につきましては、平成27年度に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、空き家等対策計画の策定並びに変更及び実施に関する協議を行う目的として、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他の市町村長が必要と認める者をもって構成するということになっております。それに基づきまして、御質問の本協議会の委員として今予定をしております14名の中で、議会の議員につきましては、現

時点で総務産業建設委員会の中から2名ほどをお願いしたいと考えておりますが、選出方法につきましては、また議会のほうと協議をさせていただき、進めてまいりたいと考えております。

2点目の空き家対策として、本市北部対象区域に所在する空き家の取得、賃貸、修繕を行い、移住、定住する人に対する経費の一部補助をする田舎暮らし空家活用支援事業補助金というものがあります。今回、空家トリアージ事業において市内全域を調査をいたしましたので、市内全域から売却や貸したい空き家の所有者の方に空家バンクへの登録をお願いし、リフォームなどに対する経費の一部補助を拡充していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上野欣也君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今の件についての再質問ですが、2つほど。

1つは、先ほど、議員のところは総務産業建設委員会のほうから2名ほどというお話でした。議会の委員会のほうは定期的に変わったりしますので、その都度それに合わせて変えていくかどうかということだけです。

それから、もう一点は、市内の商工業者にきちっと仕事が行くと、やっぱり元気に市内の人になるというのは非常に重要だというふうに思いますので、そういう点で、この空き家対策等を含めて、市内の事業者のところに行くようないろいろ手だてとか、そういう中身についてどのように考えてみえるかお聞きしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 済みません。委員の任期が2年になっておりますので、これも産業建設委員会、今、案としては持っておりますが、変わってまいりますので、2年という任期を考えれば、固定で4年ということではなく、こういうような委員会をお願いをするという形になろうかと思います。

2点目の地元の業者さんに対するメリットなんですけど、固定をしてしまえば、地元の方の業者さんの対応がなかなか難しくなると思いますが、十分、空き家対策でございますので、リフォームをするということを考えれば、後のメンテ等も考えれば、地元の業

者さんを選んでいただけるということは十分あり得ますので、地元にとってもメリットは十分あると考えます。

以上です。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 委員の構成についてはわかりました。それで、非常にリフォーム、事業の規模が大きくなるということで、市内だけの事業者では対応できないというようなこともありました。ぜひ地元の業者さんに、こういう事業の機会について大いに告知をしていただいて、きちっとやっぱり仕事づくりにつながっていくというふうに関後進めていただきたいという要望をして、この点については質疑を終わりたいと思います。

続いて、5つ目です。

山鼎市の火災予防条例の一部を改正する条例ということで、市長の提案説明では、10年以上経過がして、新たな機器の開発も進んでいるのでというお話でした。これを見ても、ちょっとなかなか実態としてすっきりわかりにくいので、この条例ができることによって、市民の暮らしにとって直接的な影響とか、何が変わるかというような具体的なケース等を教えていただきたいと思いますし、市民への告知という点も含めてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 藤根消防長。

○消防長（藤根 好君） 御質問にお答えします。

今回の条例改正の対象となる新たな調理機器について説明させていただきます。

一般的なガスグリルつきこんろは、こんろの下に魚焼き器がついていまして、上からの直火によって、主として放射熱で調理する機器でございます。近年、ガスグリドルつきこんろというものが流通してまいりました。これは、上からの直火のほか、下からも直火でプレートを熱して、プレート上の肉や魚の両面を焼く仕組みになっております。

このガスグリドルつきこんろの安全性について、有識者による検討部会で、これまでグリルつきこんろと火災危険に差が認められなかったとの報告によりまして、グリルつきこんろと同じ枠に新たにグリドルつきこんろを追加したものでございます。

こんろから可燃物との安全な距離、離隔距離につきましてはこれまでと変わっておりませんので、今回の改正に伴い、市民の方に何か対策をしていただくことはございません。また、IH式調理器も市場に流通しておりまして、メーカーによりますと、最近は入力が5.8キロワットと加熱力の高いIH調理器が主流となっているとのことです。今までの火災予防条例別表第3には、入力4.8キロワット以下までの枠組みでございましたが、今回、現状に対応するために1枠追加し、入力5.8キロワットを設けたものでございます。

こちらのほうも、こんろから可燃物との安全な距離につきましてはこれまでと変わっておりませんので、市民の暮らしにとって直接的な影響はございません。

周知方法につきましては、山口市ホームページで市民の方にわかりやすいものを載せたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 理解をしました。現状のところで新しい機器を追加して基準の中に加えるということで、直接的に市民の人が新たに何かをするということではないという理解でよろしいですね。

じゃ、この点については以上で終わりたいと思います。

次、6点目です。

平成27年度の山口市の一般会計補正予算で、第2表、資料4の6から7です。繰越明許費について、繰越明許費の林道根尾谷鯨尾線災害復旧工事に関して、平成26年度の決算の成果説明書の中には、126ページに災害の被災状況の写真、平成26年7月11日8号台風というふうで掲載をされていました。国庫補助により災害復旧工事ができることになったというふうに記述をされています。

議会報告会で、復旧工事が進んでいないというような質問もあったものですから、危険な状況が放置された状態になっているというような質問も出ましたので、今回の補正予算には繰越明許費として1,895万計上されているので、市長説明では合意できずに延期とのことでした。詳しい経過説明と早期復旧に向けて、課題を今後どのように進めていけるのかということをお聞きしたいというふうに思っています。

とりあえず、以上。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

今年度の発注計画では、1号箇所を8月末に完成の予定でございました。ところが、6月の梅雨と7月の台風11号、この影響で道路が流屈されまして、工期のほうの延長を余儀なくされました。そこで、11月13日が完成ということで1号箇所は終わりました。

その後、2号箇所を9月に発注し、引き続き3号箇所を12月に発注する予定でございましたが、2号箇所につきましては発注が完了しまして、今年度中に完成の予定でございしますが、今回補正で上げさせていただいた3号箇所については、入札のほうが不落ということであまりいきませんでしたので、これを、今議会が終わり次第、入札をさせていただいて、4月の初旬から事業のほうを進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 現地を見に行きました。すごく遠いところで、一生懸命探したんですけど、実は議会の報告会で出された質問が非常に気になっていて、中学生が通って危ないとかという話があったので、どこなんだろうということで、林道根尾谷鯉尾線、葛原へ行ったり、奥のほうで聞いたりして、現地で聞いたんですね。そうしたら、鯉尾線というのは、鯉尾山と、地元の人でも知らない人がいるんですけども、鯉尾山のことなので、神崎のあたりだとかと言われて、また神崎まで行ったんですよね。そうしたら、どう考えても中学生がここを走るようなところじゃないしということで、おかしいなと思っていろいろ聞いていたら、そうしたら、いや、もっと下のほうじゃないというふうに近所の人に言われて、下のほうかと思ってずっと行ったら、富永のほうまでおりてきたら、そういう箇所があったんですね。

実は私、そこらじゅう演説して歩いているので、何回も危ないなと思って通っていたところがそこでした。その国道の崖崩れ現場ということでおりて、いつもびゅーんと走っちゃうんですけど、そうしたら、もうガードレールがぐわぐわしているし、だんだんだんだんやっぱり欠けてくるんですよね。だから、非常にやっぱり危ないし、美山中の人たちがそこを通る、時々あの狭いところを大きなトラックも通るんですね、よけて、私、時々よけたりするんですけど。だから、非常にやっぱり危ないので、それがもうずっと放置されている。多分そのことを議会の報告会で言われたのかなというふうに思っただけですが、現状をあんな状態でずっと放置するというのはまずいと思うので、その点について、どのように対応されようとしているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 福井議員、質問事項を絞ってお尋ねいただくようお願いをします。

答えられますか。

〔「暫時休憩、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩します。

午前11時25分休憩

午前11時27分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。質疑をかえてください。

○3番（福井一徳君） 今の件については、また改めてお聞きをしたいと思います。

次、7点目。山口市の一般会計予算、議第47号で資料5—2の14ページ。総務費で、防犯灯等のLED照明器具の貸借料ということで、年間換算で926万、LEDの導入調査委託費が801万で、調査の内容や費用の妥当性についてお尋ねをしたいと。

債務負担行為の中で、資料の5の8ページのところに、防犯灯等のLED照明器具リース料が10年分で9,059万4,000円というふうにされています。LED技術は非常に日進月歩していて、照明器具の費用等も含めて安くなってきたりというようなことをするんですが、一括してこの時期にこういう措置をとって切りかえて進めるということですので、その器具等の寿命とコストの比較とか、電気料金の比較、リース会社等の比較で、今後の総合的な判断をされたかというふうに思いますので、その中身についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

国は、二酸化炭素排出抑制対策を推進しており、その一環として地域におけるLED照明導入促進事業があります。本市、平成28年度当初予算に計上してあります事業は、当該国の事業を活用して市内に設置してある約3,600基の防犯灯・道路照明灯等をLED照明灯に交換しようとするものです。

当該国の事業につきましては、その執行方法が若干複雑なものとなっております。まず、環境省が毎年度公募をしている執行団体として一般社団法人低酸素社会創出促進協会が申請し、採択されましたら、平成28年度に同協会が事業実施主体の公募を行います。この公募に本市が申請し、採択されましたら、晴れて実施の運びとなります。

本市の事業実施につきましては、次に説明します調査事業及びLED機器の導入事業を実施することになりますので、入札または公募の方法により、調査業者及びリース会社から選定することとなります。

まず、調査事業について説明します。本市内全域全ての防犯灯・道路照明灯等の設置状況を現地確認し、台帳や位置図の整備並びにLED照明の導入計画を策定するためのもので、補助割合は国の10分の10、全額補助となります。委託費801万円を見込んでいます。

次に、LED機器の導入事業について説明します。調査事業で設置状況を確認した防犯灯・道路照明等について、事業落札したリース会社が、それらの照明器具の部分のみをLED照明器具に交換するものです。当該導入事業のうち取り付け工事費が補助対象となり、3分の1の額が補助され、上限が2,000万円とされています。補助額としては約1,410万円を見込んでいます。

議員御指摘のとおり、ＬＥＤ照明技術は日進月歩の向上を遂げ、ひとところに比べて大変身近で安価な照明が出回るようになってきていると感じております。また、照明器具の寿命につきましては10年程度と言われておりますが、使用状況にもよるものと考えられますが、仮に10年を経過したとしても、直ちに壊れてしまうものでもありません。

また、電気料金につきましては、1基当たりの月額で見た場合、防犯灯であれば、蛍光灯使用時で月額245円ほどかかるものが、ＬＥＤ灯に変更しますと124円程度と半値ほどになります。これが道路照明灯になりますと、月額929円であったものが246円となるなど、節約の幅が大きくなります。年額にしますと、あわせて724万2,000円の削減を見込んでおります。

さらに、修繕費の面でいえば、リース開始後は仮に10年間をリース期間としたとするならば、その期間については修繕に係る費用をリース会社が負担することになります。例えば、防犯灯の修繕にかかった費用として、平成26年度に554万8,000円。平成27年度については、2月末現在で約470万円を支出しています。修繕費については、既にＬＥＤ灯になっているものなどの修繕費は依然必要ですので、防犯灯で年額100万円、道路照明等で年額50万円を見込んでおります。道路照明灯の修繕費は、平成26年度に70万1,000円でしたので、防犯灯及び道路照明灯の修繕費の削減額が合わせて474万9,000円を見込むことができます。合計しますと、削減幅が1,199万1,000円となりますが、ここから年間のリース料金として見込んだ921万1,000円を引いた残りの278万円が年額の削減額として見込まれます。

日進月歩とはいえＬＥＤ照明灯が普及期に入って生産量が増大し、価格面も性能面も安定してきていること、一度に大量のＬＥＤ灯を発注することから、本市が追求できるスケールメリットを最大限追求できること、当初予算案の策定に当たり、既に市中金利は相当程度低い状況にあったことなどを総合的に勘案し、今回の導入を決定した次第でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 詳細な説明、ありがとうございました。かなり節約されるということですので、ぜひこれは推進されるといいなというふうに思います。

それでは、次、8点目に行きたいと思います。

平成28年度の山県市の一般会計の予算、議第47号、資料5—2、23ページと、資料5の118ページです。野生鳥獣被害は年々広がっているということで、栗まつりに参加した折も、母親が小遣い稼ぎに楽しみにクリを植えているんだけど、ことしは半分ぐらいの

被害があつてというような話もありました。私の地元でも、イノシシの被害、何とかしてほしいという声なんかもあつて、市にお問い合わせなんかもしています。これ、どんどん広がっているということで、この事業そのものは平成25年度に清流の国ぎふ森林・環境基金補助事業の野生生物保護管理事業として、狩猟期間中の個体数調整を目的とした捕獲が始まっています。翌平成26年度決算の成果概要書にも、鳥獣捕獲とか助成実績が詳細に書かれています。イノシシ352頭とかニホンジカ331頭等々含めて、そういう詳細が書かれています。この実態から考えると、岐阜県下の山間地域の同様な他市も同じような状況を抱えているというふうに思われます。

そこで、これらの捕獲鳥獣の頭数とか処分の現状についてお尋ねをしたい。

現在、山口市の実態と岐阜県下他市の実態について及び今後の鳥獣捕獲の処分対策についてどのようにお考えか、市の方針をお尋ねしたいと思います。

きょうのところ、別件で新たに意見書が出されておりますが、いずれにしても市民の生活をきちっと行政として守っていくという意味では、非常に重要な課題かと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

山口市の平成27年度の2月末までの有害捕獲による捕獲数は、イノシシが234頭、ニホンジカが316頭、猿が74頭、カラスが689羽、ハクビシン48頭であります。

近隣市の状況としましては、平成26年度の捕獲実績でございますが、岐阜市は、イノシシ151頭、ニホンジカ9頭、猿31頭、カラス37羽、ハクビシン40頭。本巢市は、イノシシ152頭、ニホンジカ53頭、猿166頭、カラス204羽、ハクビシン2頭。関市は、イノシシが370頭、ニホンジカ47頭、猿156頭、カラス12羽、ハクビシン13頭であります。

捕獲の処分につきましては、本市は捕獲従事者による埋設を基本としております。本巢市と関市も本市と同様に、捕獲従事者による埋設を基本としておりますが、岐阜市は市営の火葬場で焼却処分をしているとのことでございます。

埋設による処分については、埋設の適地がなかなかないことや、大変な労力がかかることから、捕獲従事者の負担となっております。このため、別の方法での処理ができないかを今検討中でございまして、1つの案として、県外の化製場へ運搬して処理できないかということを考えております。ただし、この処理には、一時的に保管するための冷凍倉庫や、それに係る維持管理費、また、運搬の方法等、課題も多いため、今後、県の補助金等の活用も含めて検討をしていかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今、近隣の市の数字も出されていますが、結構山口市って多いなという実感がします。埋設基本といっても、適地、いろいろ労力がかかるということで、今後具体的に市として対応を検討したいというお話でした。

一時保管の冷凍とか、運搬等々を含めて検討するということですが、もう少し具体的な中身が検討されているような内容があればお聞きをしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 具体的といいますと、私のほうのまだ考えだけでして、こうするという市の方針ということではないんですが、化製場のほうへ持っていきまして処理するということに関しては、今、これが一番値段的にも労力的にもかからないのかなということで、化製場へ持っていくと。それに関しては、どこかにまず冷凍倉庫を保管して、効率よく運搬できるようにしたいということで、できるだけ、これも市の近いところ、市役所に近いところというようなことがいいのかなという、これはあくまでも産業課としての思いでございますので、それ以上については今後検討するということで御理解いただきたいと思います。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今、課長の自分の思いということも含めてお聞きをしました。

いずれにしても、具体的に今後の予算執行の中で検討しようということですので、どっちみちやるのであれば、早目にいろいろ対策をとったほうがいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討の具体化を進めていただきたいと思いますし、県からやっぱり補助金ももっともっと出してほしいというふうに思いますので、そういう点も含めて今後努力されることを期待して、この質問について終わりたいと思います。

最後です。山口市の一般会計の中で、当初予算における負担金に関する調書。資料は5の4の18ページ、議第47号です。

急傾斜地の崩壊防止事業負担金について、事業実績には平成25年から29年度、全体事業費3億円とあります。負担金額実績を見ると、平成26年から28年度で900万になっていますから、この数字から類推すると、全体の事業費は9,000万ということになります。29年度は逆に逆算をすると3億円の予算ですから、じゃ、2億1,000万の事業費ということになりますが、これは正しいでしょうか。

○議長（上野欣也君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えをする前に、今回、議員から事業の進捗について御心配があったということで、改めまして事業主体であります岐阜県のほうへ確認

を行いました。その段階で、申しわけございません、事業期間と全体事業費について訂正がございましたので、対応のほうをお願いしたいと思います。

訂正の箇所でございますが、資料5—4の18ページ中段にございます事業実績欄における事業期間及び全体事業費のうち、事業期間につきましては、現在、平成29年度となっておりますが、平成30年度になりました。さらに、全体事業費につきましては、現在、3億円と記載されておりますが、1億6,000万円ということでございましたので、よろしくをお願いいたします。

また、申しわけございませんが、調書の下から2段目の負担金額でございます。現在、900万円ということでございますが、平成25年度の支出について、支出はないものとして記載されておりましたが、申しわけございません、250万円支出しておりましたので、確認不足であったことをおわび申し上げまして、済みません、訂正のほうをよろしく願いたいと思います。

それでは、申しわけございませんが、以上の訂正点を踏まえて御質問にお答えさせていただきます。

当該急傾斜事業につきましては、大桑地区椿野地内において、県の施設を含めました3つの福祉施設に対する岐阜県施工の急傾斜対策事業でございまして、平成25年度の事業着手以来、平成26年度からは順次擁壁工事などが実施されておまして、来年度以降においても工事が継続的に実施される予定でございます。

議員御心配の平成29年度以降の事業進捗につきましては、平成30年度までの2年間で、事業費としては4,500万円ということで現時点では見込まれておりますので、平成30年度の事業完了に向けた事業実施が計画されているというところは現時点では確認しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 数字の訂正がありました。全体としては1億6,000万の事業で、30年まで進めるという話でした。

それで、中身はよかったんですが、山県市の急傾斜地の崩壊の危険地域の防止といたしますか、そういう意味で見ると、これで大体終わるのか、それとも、まだまだあるのか、どのくらいのバランスなのかというのを最後にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 再質問にお答えいたします。

現在、済みません、手持ちの資料を持っておりませんので、詳細な数量等については

ちょっと後ほどお知らせいたしますが、急傾斜対策事業というものは、擁壁工事等、非常に莫大な金額がかかります。箇所数においても、山地部分を含め、あとは居住地域の崖等の対策等も当然必要になってくる状況でございまして、現在の段階が何%ということはないですが、事業費等の関係から、公共的補助、国の補助金等を受けた事業実施が必要ではなかろうかというところの中で、予算等の対応については、県のほうと調整をしながら進める必要がございまして、現時点では万全ではないという状況ではございますが、県のほうと調整を図りまして、対策については今後進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 県と調整して、山県市全域の中での危険地域を一つ一つきちっとしたいということですので、その点はぜひ工事が進むように努力をお願いしたいということを申し述べまして、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番、尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 通告しております7点について質問させていただきます。

順次質問させていただきます。

第1点目ですが、議第40号 平成27年度山県市一般会計補正予算、資料4の26ページです。先ほども他の議員の方が質問されましたので、その部分を除いて質問したいと思います。

地方創生の臨時委託料です。679万1,000円の各委託料で、結婚相談・婚活イベント事業委託料387万5,000円。調査研究委託料104万4,000円、情報誌作成委託料151万2,000円の内容と内訳。そして、地域協議会補助金30万円と結婚新生活支援事業費補助金108万円の内容と内訳ですが、先ほど委託料のほうの内容についてはほぼ説明がありましたので、内訳と、あと、補助金のほうは内容と内訳を教えてくださいたいと思います。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

地方創生、結婚相談・婚活イベント事業の委託料でございますけれども、これにつきましては、本年度も実施しております結婚相談所、それと、婚活イベントの事業の実施を委託するというものでございます。

需用費といたしまして、消耗品あるいは相談所の電話代、それと、相談所のほうでインターネットを利用しております。このインターネットの利用等を合わせまして10万4,000

円、それから、あと、結婚の委託料でございますが、これが187万5,000円ほどでございます。この中身につきましては、相談員の人件費が25万円、それと、あと相談所等のリーフレット、周知用が15万円、それと、あと、セミナーを開催するということで、これにつきましても2回予定をしております、セミナーあるいは施設の利用料ということで24万ほど、その後イベントということで、婚活イベントを来年度につきましては4回実施したいというふうに考えておまして、これにつきまして80万5,000円ということで、およそ190万円ほどになります。

それと、あと調査研究委託料ということでございますが、これにつきましては、婚活に関するアンケートを市内全域で約1,000件の方を対象に実施いたしまして、その調査研究の報告をまとめたいということで、これにつきましては、5月末か6月から始めまして、7月ごろにある程度、1,000人の方ということでアンケートを実施して、地域の実情等をまとめたいというふうに考えております。

それと、情報雑誌の委託料ということでございます。これにつきましては、1回3,000部を2回ほど作成いたしまして、一般の方に結婚に対する情報を周知するというところでございます。これにつきましても、市内のコンビニ、あるいは商業施設、あるいは山県市近辺の施設等に置きたいというふうに考えております。

それと、あと、ホームページの作成につきましては、婚活に関するホームページを作成いたしまして、一般の方に閲覧していただきまして、結婚に対する考え方を周知していきたいというふうに思っております。

それと、負担金補助及び交付金ということで、地域協議会30万というものがございます。これは先ほども述べさせていただきましたが、地域の実情をよく知ってみえる地域の方、今考えておりますのは自治会、商工会、あるいは消防団等、それと地域の実情の詳しい方というような方を構成メンバーといたしまして協議会を策定いたしまして、その地域ごと、今3地区と考えておりますのは、高富、伊自良、美山ということで、その地域ごとの実情に応じたきめ細かな対応ができるようにということを考えて、それぞれ10万円ということで、その地域の実情に合った活動をしていただくということを考えております。

なお、この中で、今の地方創生の結婚相談・婚活イベント調査研究委託、情報誌作成というものにつきましては、国の地域少子化対策推進交付金というものの獲得を目指しております。まだ結果が出ておりませんが、不採択となった場合におきましても、先ほど申しましたが、結婚相談と婚活イベントに係る190万ほどの部分につきましては、今後も実施していきたいということで、一般財源分という形で計上してございます。もし、

国の交付金がつかなければ一般財源で実施するというものでございます。

それと、結婚新生活支援事業というものにつきましては、世帯所得300万円未満ということで、奨学金等を返済しておられる方につきましては年間返済額を控除した額ということになりますが、年間300万未満の世帯に対しまして、新たに結婚されまして新居に移られる場合の住居費、あるいは引っ越し費用を支援しようというものでございまして、上限が18万ということになっております。うち、国のほうから4分の3の補助を受けられるというもので、計算をいたしましたところ、大体年収的なものはちょっと把握できませんでしたが、大体6世帯分ぐらいが該当するのではないかとということで、6世帯を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） ありがとうございます。

今、地域協議会の説明があったんですけれども、この協議会、3地区で実施されるということで、自治会、商工会、消防団とおっしゃったんですけど、これは、どのくらいの人数を考えておられるのかという点と、あと、一般財源でも実施したいということで、この実施される時期というのは、どのような時期を考えていらっしゃいますか、お聞きします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 再質問にお答えいたします。

地域協議会の実情ということで、まだ詳細は検討段階でございますが、大体1地区10人程度の方に御参加いただければというふうでお話を進めていきたいというふう考えております。

それと、あと、もし交付金がつかなかったとしてもということですが、結婚支援事業の結婚相談所事業につきましては、できるだけ早い段階、4月早々から始めていきたいというふう考えております。先ほど申しましたが、アンケート等につきましては、5月ごろに始めまして、7月ごろ。7月ごろに出ました結果をもとに地域協議会等の方にフィードバックをいたしまして、その地域のあり方等の御検討をいただきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） ありがとうございます。

結婚新生活の支援事業なんですけど、上限は18万円ということで支援されるという内容

なんですけれども、これは、申請というのはいつごろを予定しておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 再々質問にお答えいたします。

この補正がとれましたら、4月早々から周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） ありがとうございました。より早く推進できればと思います。

続きまして、2点目ですけれども、子供のホッとカード事業負担金9万円について、これは当初予算の議第47号、資料5―2の19ページです。新規事業で、子どもホッとカード事業負担金というのが出ているんですけれども、この9万円の事業内容と内訳を教えてくださいたいと思います。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 質問にお答えいたします。

子どもホッとカード事業費負担金の9万円でございます。これにつきましては、岐阜市の子ども・若者総合支援センター、いわゆるエールぎふと俗称で呼ばれておりますが、その支援センターが、岐阜市の児童・生徒に悩みやいじめ等の相談ができるよう、ホッとダイヤル、あるいはメールアドレスを記載しましたカードを配布しております。広域連携の観点ということから、山県市、当市におきましても、そのカードを市内の小中高校生の方に配布いたしまして、いじめ、あるいは悩み事の相談の窓口を広げようというものでございます。これにつきましては、岐阜市のほうに確認いたしますと、原則、相談者の氏名を聞くことはないということでございますが、話の内容によって、山県市の子供であるというような情報が入れば連絡をいただくというものでございます。原則、岐阜市が相談窓口となるということでございます。

そのカードに係る印刷費用ということで、主に小中高生を対象にいたしまして約3,000枚の印刷を予定しております。岐阜市のほうで原版というか、持っておるということでございますので、負担金とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） ありがとうございました。

3点目ですが、同じく資料5―2の19ページ、民生費の、先ほども質問がありました

が、放課後児童クラブ事業の桜尾小学校と美山小学校のクラブ室改修の内容と内訳をお聞きしたいと思います。

先ほど内容については少し説明があったかと思うんですが、内訳のほうをお願いしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

放課後クラブ事業の桜尾小学校と美山小学校のクラブ室の改修の内容ということでございます。

桜尾小学校は、学校に隣接いたします体育館のミーティングルーム、約45平方メートルでございますが、これを改修いたしまして、放課後児童クラブの教室として使用しようというものでございます。この改修のために、エアコン、げた箱、それと、子供たちのランドセル等の収納庫を設置、整備するもので、工事費といたしまして173万円、そのほかに備品といたしまして、冷蔵庫、掃除機、休憩用の畳、テレビなどの備品に35万2,000円、あと、救急箱、あるいは災害等に備えまして防災用ラジオ等を導入するというところで、この消耗品等に1万2,000円の、合計209万4,000円でございます。

次に、美山小学校につきましては、1階の余裕教室、これは62平米ほどでございますが、これを改修いたしまして、エアコン、それから鍵付きの玄関サッシ、同じようにランドセル等の収納庫を設置するというもので、工事費といたしまして147万5,000円、同じく、冷蔵庫、掃除機、畳、テレビなどの備品購入に29万6,000円、救急用の救急箱、あるいは防災用ラジオ等の消耗品に1万2,000円の、合計178万3,000円という予定をしております。

なお、工事に当たりましては学校側と十分協議しながら進めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） ありがとうございました。

続いて、4点目ですが、先ほども質問がありましたが、ページが前後して申しわけないですが、5—2の資料の18ページ、最後のところですけども、伊自良の老人福祉センター管理費と美山老人福祉センター管理費の直営とする理由と費用の内訳ということでお聞きをしたいと思います。理由については先ほど説明がございましたので、費用の内訳について説明をお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

伊自良老人福祉センター管理費、それと美山老人福祉センターの管理費の費用の内訳でございますけれども、管理人等の人件費は、清掃員を含めまして348万4,000円、あと、もろもろの消耗品、あるいは事務に係る経費が94万4,000円、それと、現在入っております空調設備、エレベーター等の各種器具の施設の保守点検、これが240万3,000円、水道、電気の光熱水費が481万1,000円、施設に使います灯油、あるいは老人の方を送迎いたします送迎バスの軽油代、これを合わせまして535万6,000円と。それとあと、美山地区におきましては、浄化槽の保守点検ということで183万6,000円。このほかに、送迎用のバスの運転を委託したいと考えております。その委託料が406万円など、全体で2,418万8,000円ということになります。

指定管理のときには委託料が1,118万、27年度でございますが、8,000円、市の負担分として1,174万7,000円の2,293万6,000円ということで、額がふえるということもございますが、現在、美山の老人福祉センターは、山県市社会福祉協議会が事務所を使っております。今後も施設費用の一部ということで、社会福祉協議会から一部負担金が282万ほどふえるという予定をしております。差し引きといたしましては、120万ほどの増になるという計算をしております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 先ほど尾関議員の伊自良福祉センターと美山老人福祉センターの管理経費のところで答弁させていただきました。その中で、28年度の老人福祉センターの維持管理経費が2,418万円、指定管理費2,293万円ということで、125万円の増になると申し上げましたが、ただ、社協のほうからの負担金、灯油代等でございますが、それが282万の増を見込んでおりますので、差し引きいたしまして157万円の減という予定をしておりますので、訂正させていただきます。お願いいたします。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 直営のほうが安いということで理解をいたしました。

続いて、5点目に移りたいと思います。

資料５―２の26ページです。教育費のまちづくり振興券配布業務委託料です。これが新規に49万9,000円の委託ということになっているんですが、この委託理由と内訳を教えてください。

○議長（上野欣也君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 御質問にお答えします。

これは、幼稚園保育料等助成事業に係る助成分をまちづくり振興券で支払うための業務委託料でございますが、委託理由について、まず３点申し上げます。

第１に、学校教育課担当者が通年で2,700万円分になるわけですが、その2万7,000枚を、約160世帯を対象に仕分けから配布までの作業を行うことは困難であるということ。

第２に、配布期間が３月末から４月となりまして、その間に不定期に来庁される保護者約160人への窓口対応が非常に煩雑となること。

第３に、毎年2,700万円分の金券を昼夜を問わず管理するには、安全面で課題があり、また金庫等、保管場所の確保も難しいと考えております。

したがって、業者委託することが安全で確実な方法であり、宅配であるため、保護者、市民にとっても、安全性や利便性の面から歓迎される方法と考えております。

次に、内訳についてお答えします。

仕分け作業、封入こん包作業、管理費等を含めまして28万9,000円。配送料、ゆうパックで行いますが、これで11万円。10枚単位で封入する封筒や箱等の印刷費で10万円。合計が49万9,000円となっております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○１０番（尾関律子君） 今、業者委託をするというふうにおっしゃったんですが、この委託先というのはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（上野欣也君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 今年度、27年度については、まちづくり振興券を印刷した業者でございます。来年度についてもそのように考えておりますが、どこであるかということについてはまだ未定となっております。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○１０番（尾関律子君） また検討されるということだと思います。

じゃ、続きまして、６点目です。

同じ資料５―２、26ページの教育費なんですが、小学校の学習支援員と、あと、教育サポーターの増員をされるということで計上されておりますが、その増員理由を教えてください。

ださい。

○議長（上野欣也君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 御質問にお答えします。

今回の学習支援員1名と教育サポーター1名の合計2名の増員は、いずれも小学校での増員でございまして、中学校の増員ではございません。

小学校2名の増員理由でございますけれども、大きく2点、今年度は考えております。

第1点は、複式学級があるごく小規模の学校にも、最低1名、ゆとりをもって配置できるようにあります。例えば、担任が一方の学年の授業を行う間に、支援員が他方の学年を支援し、学習を教えるということが十分可能になってくるかと思えます。

第2点目は、担任だけでは十分に対応できない生徒指導上の困難な課題が予想される学校が出てまいりますけれども、そうした学校に、状況に応じて支援員を加配することが可能となってまいります。これによりまして、近年増加傾向にある発達障がいや不登校傾向の児童・生徒、学習のおくれが顕著な児童・生徒などへの適切な対応に加えて、学校の実情に合わせたタイムリーな対応が可能となると考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 増員される理由として、ごく小規模の学校というふうに今説明があったんですけれども、その学校というのがどこかというところと、あと、1人ずつふえるということなんです、全ての学校に1人ずつふえることが全ての学校に対応ができるというふうになるんでしょうか、お聞きします。

○議長（上野欣也君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） お答えいたします。

ごく小規模校の複式がある学校ですけれども、来年度は大桑小学校が1つの複式がございまして、通常6クラスのところ、5クラスとなります。伊自良北小学校は、通常6クラスのところを4学級になりますし、いわ桜小学校も同様に4学級ということになります。大桑小学校は複式が1、伊自良北が2、いわ桜も2ということになってきます。

それから、ふやすことによって、私たち、原則的にどんな学校でも1名は配置したいということを念願しておりまして、近年になりましてそれが可能となりました。また、学年が2学級以上の中規模校には、実情に応じて複数名を適宜配置していくということが可能になったということでございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君）　ありがとうございました。

最後の7点目です。同じように資料5―2です。29ページの教育費の中の、総合体育館ショーケース設置工事という79万円の計上がされていますけれども、この内訳について教えていただきたいと思います。

○議長（上野欣也君）　梅田生涯学習課長。

○生涯学習課長（梅田義孝君）　御質問にお答えします。

工事の概要としましては、総合体育館玄関ホールに設置してあります腰高の下足箱がございしますが、その上に高さ1.3メートル、幅1.8メートル、奥行き36センチのアルミショーケース3台を据えつけるものでございまして、固定式により転倒防止の対策も当然に行ってまいります。

このショーケースの活用につきましては、本市の体育協会の加盟団体を初めとする市民の皆さんが、県や全国の大会等で活躍し授与された賞状やトロフィーなどを陳列し、その栄誉をたたえていこうとするものです。現在、賞状などは各団体の代表者や個人で保管されておりますので、より多くの皆さんの活躍を紹介することで、市民のスポーツの振興が図れるものと期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○10番（尾関律子君）　ありがとうございました。

○議長（上野欣也君）　尾関律子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位5番、寺町知正君。

○9番（寺町知正君）　それでは、通告に従ってお尋ねします。

まず最初に、資料の1、議案書、これの64ページ、議第30号、出産祝金条例の一部改正ということでお尋ねします。

それから、同じく資料5―2の当初予算の概要の19ページのほうでは、祝金事業ということで予算も出ています。それが関連ということで、まず条例改正の趣旨とその要点はどのようなのでしょうかということですね。予算での歳出というのはどのように影響してくるのかということ。それから、予算が前年比230万円減となっているようですが、その理由は何なのでしょう。

以上、お尋ねします。

○議長（上野欣也君）　江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君）　御質問にお答えいたします。

まず、条例の改正の趣旨と要点ということでございます。

現在、第1子、第2子につきましては、山口市新生児出産祝金要綱、第3子以降は山

県市出産祝金条例に基づき出産祝金を支給しております。第3子以降につきましては、要綱と条例で規定し、それぞれに申請書の提出が必要となっております。このため、申請手続の簡素化及び時間の短縮、支給事務の効率化を図るということを観点に、申請手続を一本化するということで対象者の方の利便性を高めようとするものでございます。このため、第1子及び第2子には10万円を、第3子以降は20万円を山県まちづくり振興券で支給するというものでございます。

本年度までは、新生児出産祝金、出産祝金の2本立てで支給しておったということでございます。これを一本化したために、本年度につきましては、予算的には、第1子、第2子合わせて103人分、第3子以降32人分の135人分を見込んでおります。昨年比に比べまして230万の減ということになっておりますが、出産見込み数を予測しまして計上したために減額となっております。

ちなみに、今年度、今現在でございますが、新生児出産祝金は125人、第3子新生児出産祝金につきましては24人という形になっておりますので、現況予測を見込んで予算計上しておるというものでございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） この祝い金は振興券で換金という形になりますよね。現状で、振興券の換金率というのはどれぐらいなのでしょう。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 済みません、今ちょっと、申しわけございません、資料、手持ちがございませんので、かなり率が高いと思いますけれども、また後ほど調べまして報告させていただきます。お願いいたします。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） じゃ、数字はまたとして、要は100%換金じゃないんですね。従来、自治体というのはどこでも直接交付が多くて、山県の場合は振興券でというワンクッションを置いているので、換金率と実質交付との差が出てくるわけでしょう。今、課長は高いほうだというふうに認識されているということですけど、それでもやっぱり実質的に交付されない人たちが出てきているわけですよね、山県においては。そのことをどう評価するということの検証が必要だと思うんです。他の振興券事業もたしか10種類ぐらいあるというふうに思うんですけど、その中でこの出産祝い金が全ての人には手元には行っていないわけね、振興券という手法をとることによって。そのことはどう評価するのでしょうか。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 出産祝い金の振興券のことですが、条件が一定ございますけれども、出生届を出しにお見えになった方には、こういう制度がありますということで周知しておりますし、それ以外にも、パンフレット、チラシ等で周知しておりますので、該当する方はほぼ申請されておるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。質問をかえてください。

○9番（寺町知正君） 申請率じゃなくて換金率が100%じゃないよ、そこをどう考えるのかということをお聞きしたんですけど、再々質問しかできないので、次に行きます。

次の通告ですけど、議案書の65ページ、議第31号の家庭的保育事業の条例改正ということですが、この条例改正の趣旨と要点というのは、どういうふうに受けとめたらよろしいのでしょうか。

それから、事業という言葉が出てくるので、事業者、それから市民、市民受益者、それから市の行政、これへの影響はどのように考えたらいいのでしょうか。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

条例改正の趣旨と要点ということでございます。これにつきましては、国のほうで家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことにより改正しようとするものでございます。

小規模保育事業A型及び事業所内保育事業を行う事業所における保育士の数につきまして、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの間、特例を設けるというものでございます。第6条におきましては、保育士を2人以上配置することが省令で求められておりますが、乳児あるいは幼児の年齢別配置基準を超えて保育士を配置している時間帯につきましては、保育士のうち1名を、保育士ではなく、子育て支援員研修を修了した者等の保育士資格を有しない一定の者をもってかえることを可能とするものでございます。

第7条におきましては、必要保育士の算定について、保育資格を有していなくても、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師、あるいは准看護師を保育士にかえて活用ができるというものでございます。

第8条関係におきましては、保育所において、現在最大11時間保育ということを行っておりますが、保育士1人当たりの最長労働時間を8時間としていることから、必要となる保育士を追加して雇い入れることが必要となる場合、その保育士についても子育て

支援員研修を修了した者等の保育士資格を有していない一定の者をもってかえることを可能とするものでございます。

ただ、第9条で、このような保育士資格を持っていない者をかえるという場合でも、3分の2は保育士を置かなければならないという規定で、3分の1までは保育士資格がなくても幼稚園教諭、あるいは子育て支援員等の研修を受けておる者であればよしとするというものでございます。

なお、市への影響ということでございますが、現在、当市におきまして小規模保育事業を行っておる事業者はございません。そのため、まだこの場合、影響はないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 今の説明では、待機児童ということが念頭にということで、都市型の問題かなというふうに思いますけれども、市内には現在該当する業者もなく、そういう施設もないということですが、裏返せば、何らかの理由によって、大きな都市でなくても待機児童ということが発生する可能性はあるわけですが、その場合に、山口市は、こういう民間の小規模な形のイレギュラーな形の法律で認められたところを頼っていくのか、それとも、待機児童はやっぱり出さないんだという基本方針を貫いて、こういう施設に頼らないでいくのか、どちらのスタンスでいくんでしょうね。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 再質問にお答えします。

家庭的保育、小規模保育につきましては、事業所がやりたいという形で申請を出していただくということになります。現在ございませんが、市のほうといたしましても、あくまでも小規模保育、未満児、ゼロ、1、2という形になりますので、できるだけ市の公務のほうで市立の公立の保育園という形で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） では、次に行きますけれども、資料、議案書の67ページ、議第32号ですけど、地域密着型サービス関係の条例というのが出てきます。次の89ページから議第33号として介護予防というような形で出てきますけど、この2つの条例の改正の趣旨と要点というのはどういうふうでしょうか。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

議第32号につきましては、介護保険法の改正により、平成28年4月より、定員が18人以下の通所介護、デイサービスの事業所が市町村の地域密着型事業所となることになりましたので、山口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

現在、山口市地域密着型サービスといたしましては、認知症対応型通所介護事業所ひだまりのいえ、小規模多機能型居宅介護事業所しゃくなげ、認知症対応型共同生活介護、グループホームのことでございますが、虹の里、ききょう、みやまの里、オレンジヒルズやまがたの4事業所があります。また、29人以下の特別養護老人ホーム椿野苑のユニット型20床もこの地域密着型施設に該当しております。

その施設の事業所の指定、指導などを市で行っておりますが、4月以降は、それに18人以下のデイサービス事業所につきましても、市の指定、指導となるために、条例の中に新たにその事業所の人員、設備、運営に関する基準などを追加いたします。

現在、市内にありますデイサービスのうち、山口市地域密着型事業所となる予定の事業所は、デイサービスぬくもり、あいデイサービス、デイサービス花水木、介護予防ジムきぼうの4事業所でございます。同じ社会福祉法人が行っている事業所でも、定員により県の管轄と市の管轄に分かれることになります。

また、グループホームなどの宿泊施設や小規模多機能施設につきましては、運営推進会議を設置し、おおむね2カ月に1度会議を開催して、活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聞かなければならないことになっておりますが、通所介護施設、デイサービスにつきましても、4月以降、6カ月に1回の運営推進会議を開催しなければならないこととなりますので、そのことを条例で定めます。

議第33号につきましては、介護保険法の改正により、山口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。こちらの改正の要点は、地域密着型介護予防事業所として、要支援の認定を受けられた方が利用される認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、グループホームなどについて定めておりますが、運営推進会議につきましては、宿泊施設のみの定めでありましたので、介護予防認知対応型通所介護施設の運営推進会議につきまして、先ほどの条例と同じように6カ月に1回の必要を定めるものでございます。対象事業所はひだまりのいえでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 今、要点として説明を受けましたが、もっとかいつまんで言うと、じゃ、6カ月に1回会議を開きなさいよということの趣旨が、今対象の施設には網がかかるよということ程度なのか、もっと、じゃ、その中身、どこまで議論して、どういうふうに具体的にするのかという、そこはどうなんですか。6カ月に1回会議を開きましたで済むのか、もっと具体的に行政の関与だとか、その履行義務が深まるのか、そのあたりはどうなんでしょう。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

まず、今までありました事業所は2カ月に1回の会議で、その会議のほうは、入所者の代表、家族様の代表、それから、行政といたしまして、健康介護課もしくは包括支援センターの職員、民生委員さん、それから自治会長さんなどがそれぞれの事業所で運営推進委員として任命を受けて会議を開催され、その会議の内容については各市町村の健康介護課のほうにも報告が来ております。

それから、まず最初の指定ですが、地域密着型となりますと、市の方しか入所ができなくなりますので、今までは県のほうで認められていたものを市のほうで認めるということになりますので、責任は重大となってまいります。

先般、県のほうがデイサービスの指導監査に行かれた折に、職員をお願いをして、監査の方法について1日勉強をさせていただきました。今後は地域密着型の施設になりますので、計画にもきちんと載せて対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） ありがとうございます。わかりました。

では、次に行きますけど、資料の4、補正予算、議第40号の一般会計の補正予算ということで、25ページです。25ページの社会福祉総務費の国保の繰出金関係、それから、資料4の41号、58ページには国保の特別会計が出てきますけれども、ここでは反対の位置関係の繰入金関係が出てきます。このように、一般会計と特別会計での形式的なやりくりがあることはもちろんわかるんですが、この年度末になぜこのようなことをするのかという理由とか事情があるかと思うんですが、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

国民健康保険特別会計の一般会計繰入金につきましては、安定した国保運営を図るため、一般会計から繰り入れをするものがございます。

58ページの一般会計繰入金のほうから説明させていただきますと、551万円を減額させていただいております。これにつきましては、一般会計繰り入れのうち、財政安定化支援事業繰入金というのがございまして、当初予算は1,375万9,000円を見込んでおりましたが、県より示された繰入基準額が824万9,000円であったため、減額をお願いしているものでございまして、この繰入金については、低所得者層の高齢者割合が高いなど、保険者の責めに帰さない財政事情に着目した補填金でございまして、全額市の負担となっております。市の負担ということですが、これは地方交付税により80%措置されている繰入金でございまして、一般会計から繰り出しているという形をとっております。

次に、基盤安定繰入金でございしますが、当初予算1億2,897万円に対して1億6,406万1,000円となる見込みでございしますので、3,509万1,000円の増額をお願いしております。

この保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減分と保険者の支援分の2つから成り立っております。保険料軽減分につきましては、低所得者に対する保険料の軽減制度、7割、5割、2割の軽減を行っておりますが、その保険料の軽減分の補填ということになっております。割合につきましては、県が4分の3、市が4分の1となっております。保険者支援分につきましては、低所得者対策として保険料の一定割合を補填するもので、これは、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

こうした負担金につきましては、とりあえず一般会計のほうに入りますので、市の負担分をあわせて特別会計に繰り出しているという作業を行っておるものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 再質問しますけれども、会計処理ということですけど、基金に8,020万9,000円繰り入れるわけでしょう、国保の基金に。国保の制度って、もう数年後に本質的な変わり方がしていく中で、この基金って、今積み増しするようにとれるんですけど、最終的にこの基金ってどうなっていくんですか。消えていくの、それとも、もともと市のものとして同じように使っていけるんですか。そのあたりはどういうふうに考えたらいいんでしょう。

〔「基金というのは……」と呼ぶ者あり〕

○9番（寺町知正君） 国保の基金のことです。

〔「今後どうなっていくか」と呼ぶ者あり〕

○9番（寺町知正君） 基金に積むわけでしょう、今回。繰り入れるわけでしょう。将来はどうかのということを聞いたんです。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 済みません。この繰入金につきましては、保険料の不足分を賄うものでございますので、基金に積むということはいたしません。通常支払いする保険料に充てる分になっております。

基金につきましては、今6億円ほど国保の基金がございますが、そちらに積むということは一切いたしませんので、その辺、趣旨が違えばまた指摘していただきたいと思います。

以上です。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） ごめんなさい。ちょっと勘違いした質問をして済みません。

最終的にこの補正はいいとして、今後、国保の制度が大きく変わっていくときに、基金はどういうふうになっていくと見ているんでしょうかというところをお尋ねしたかった。ごめんなさい。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 国民健康保険の関係は、平成30年度から県のほうが財政運営責任者になるということで、大きく変わることは予想されております。しかし、基金というのは、各保険者、山県市なり各市町村が積んだものですので、その基金は依然として各市の基金、今後県になったとしても、納付金を納めなきゃいけないと。そこに過不足が生じたときに、その基金を利用して過不足を賄うという作業になると思いますので、特に基金は今のまま、不足すればそこから取り崩すという作業を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。質問をかえてください。

○9番（寺町知正君） では、次に行きます。

同じく資料4、補正予算で、21ページですけど、これは一番下のところで、通知カード、番号カードの事務委任交付金ということなどが上がってきています。これは、いわゆるマイナンバーの関係ということですが、この予算書に書いてあるカードの委理事務交付金ということで、ごめんなさい、事務委任ですね、事務委任の相手方はどこかということの確認をしておきたいということと、この団体は、例えば国のいろんな省庁とか独立行政法人というのは情報公開法の対象になってきているわけですが、この相手方は、そういった公開制度の対象か、そうでないのでしょうかというところをお聞きします。

それから、午前中、他の議員の指摘もありましたけど、私も通告書で、マイナンバー

のシステムが危機に直面していると、障害が1カ月連続して発生していて、追加して買ったサーバーも欠陥があって、その原因がわかっていないというのが、例えば3月1日の産経新聞に出ているわけですけど、そういったことが報道されていますという通告をしました。午前中もあったことと同じ報道だろうと思うので通告文はもう省きますけれども、そういった障害がある現状、これはもう全国一律にその状況に置かれているわけですけども、このことについて、この機構、記事にある機構から自治体にはどのような説明があったのかというところ。それから、こういった現状があるとして、今後、マイナンバーのいろんな関連事務、これにどういった影響が出ると考えているのか、いかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） それでは、お答えさせていただきます。

1点目の、カード事務委任の相手先ということでございますが、今回の補正予算の相手方につきましても、平成27年度第2回定例会で1,005万2,000円の補正をお願いいたしましたときと同様に、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISというんですが、に事務委任するものでございます。なお、今回の484万2,000円につきましても、これは、財源は全額国庫補助でいただけることになっております。

2点目の、そこは情報公開の対象かどうかというお話ですが、J-LISのほうに確認してみました。そうしたら、地方公共団体が共同して運営する組織であり、行政機関情報公開法及び独立行政法人情報公開法の対象とはならない組織であるという答えをいただいております。しかしながら、業務の性質上、国に準じた情報公開制度を独自に策定しておりますという答弁をいただきましたので、情報公開していただければ答えていただけるものと考えております。

3点目の、どのような説明があったかという御質問につきましては、1月末、県より個人番号カードのエラーの発生についてというメールが送られてきております。毎日ではありませんが、エラーがあるたびに、1週間に1回程度、何月何日何時から何時までという、エラー発生についてというメールが送られてきております。内容といたしましては、統合端末から機構のシステムにアクセスができず、個人番号の交付前作業が実施できない事象が起きました。操作手引書を確認して適切に処理してくださいという内容でございます。本市でも、このエラーですが、数件起きております。再度作業を実施したことにより解決いたしております。

4点目でございますが、マイナンバーの関連業務への影響ということでございますが、マイナンバー関連業務の開始というのは、国の情報連携が平成29年1月から、地方公共

団体の開始は29年7月からとなっておりますので、現在のところ、本市においては、利用拡大、利用範囲の拡大を検討していないということでございますので、案外影響は少ないものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 再質問しますけど、通知カードとか番号カードというようなことで出てきているわけですけど、その前提にあるのは、昨年行われた通知カードを送ることですけど、全国状況などの報道を見ると、まだ届いていないという話もあるんですが、山県市においては、市民の世帯には全部届いたのか、届いていないのか。届いていない人たちがいるとしたら、どれくらいの世帯か、人数かというところはわかりませんか。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 済みません、細かい資料は持ってきていないものですが、山県市、約1万1,000件ほどの通知を出させていただいております。そのうちに、戻ってきたのが1,100件、ごめんなさい、ちょっと正確な数字は後ほど御報告させていただきますが、今現在、まだその後、簡易書留ですので転送不要ということで送らせていただいておりますので、全部こちらに戻ってきました。戻ってきた分につきましては、うちのほうからはがきでいついつとりに来てくださいというような御案内をしております。そのはがきを持って通知カードをとりに来てくださいという連絡をさせていただいておりますが、まだ実際相当数、300件ぐらいだったと思いますけど、残っていると思っています。これも、正確な数字は後ほど報告させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） じゃ、正確な数はまた後ほどとして、1月から実際のカードの交付ということになってきて、本体のコンピューターのトラブルというのは当然影響があって、先ほどの話では、市では数件程度実際に支障があったということですけど、じゃ、そのもとになる、実際に1月以降、カードの申請した人の数、あるいは実際に交付した人の数、もし出なければ概数でいいですけど、覚えてみえる程度でいいけど、どれぐらいのうちの数件だったんでしょうね。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 済みません、そちらのほうは調べてきましたのでお答えさせていただきます。

2月29日現在でございますが、番号カードを申請していただいている方は1,435件でござ

ざいます。そのうち市に到着しているのが800枚程度、現在お渡しすることができた方が30人ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。質疑をかえてください。

○9番（寺町知正君） 1,400のうち数件が多いか少ないかはちょっと微妙ですけど。

次に行きます。

同じく資料の4で議第40号、補正予算で、26ページです。社会福祉費ということで、これも他の方の質疑もありましたけれども、委託料で結婚相談・婚活ということの負担金補助及び交付金という関係で、議論がお二人ほどあったと思うので、大体中身とか状況はわかったんですけど、まず、独自事業で進めて、今度地方創生の絡みもその余地があるということですが、結婚相談とか婚活の費用対効果というのをどのように見込んでいるのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

事業につきましては、説明を何度もさせていただきまして、割愛させていただきます。合計特殊出生率が県内でも最も低い数値であるということでございます。このため、結婚のための出会いの場の提供というものは非常に大きな意味があるというふうに考えております。

本事業の結婚相談・婚活事業、調査研究など、あらゆる事業を有機的に展開することで、多くの市内独身者、あるいはその家族の方などが結婚へ向けた意識変容が図られるように努めてまいりたいと考えております。それらの効果によりまして、山縣市主催、あるいは岐阜県内の婚活に多くの市内独身者の方が参加され、また、結婚相談所で、現在月10件程度の相談がございますが、登録あるいは相談によるマッチング、結婚相談所への来所による悩みの相談等に当たりまして、婚姻数が増加するように努めてまいりたいと思っております。

本年におきましても、婚活事業を6回、あと、結婚支援セミナーということで、一般の方、あるいは企業等の経営者の方、それから親世代の方、一般の方等を対象に4回を開いております。これにつきましても、大体1回当たり20人程度の参加をいただいて、非常に効果が出てくるのではないかとというふうに期待しておりますし、婚活イベントにつきましても、現在5回終わりまして、あと1回予定をしておりますが、現在のところで、男性が33名、女性が31名という参加をいただいて、5回の数字ですが、いただいておりまして、とりあえずカップリングということで、カップルが成立したのが9組とい

う状況でございます。

また、統計的に申し上げますと、現在、市内には独身男女が約2,000人程度おみえになるということで、いろんなセミナー等の話によりますと、今後も増加する傾向があるのではないかと考えてございます。このため、未婚化、あるいは晩婚化というものに歯どめがかからないということは、ひいては少子化にもつながっておることがございます。最終的には市民の方への影響が及んでくるであろうという可能性もございます。本事業が市民生活の健全化、安定化を担う重要な事業であるということを御理解いただくとともに、積極的に関係、関心を持っていただきたいという形で推進事業を進めてまいりたいと考えております。その中で、アンケート調査等を行いまして、地域ごとの実情等を把握いたしまして、それをフィードバックする形で、地域の、先ほど申し上げましたが、自治会あるいは商工会、消防団等という形のところと協議しながら、費用対効果と申しますか、結婚に関する意識の転換を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 午前中からの説明とかいろんな説明を聞いています。9組できているということもお聞きしましたが、私は、いわゆる戸籍的な手続としての結婚ということで、もっとおおらかな形のいろんな人がいろんな関係を持つということをベースに考えたほうがいいのではないかと考えていますけれども、きょうのこの予算の関係とは違いますのでやめておきます。

次に行きますけれども、通告の次は、同じく資料の4で40号、一般会計補正予算です。ここの29ページですけど、児童福祉費ということで、ページの中段のところに、病児・病後児保育の補助金ということです。これも他の方の議論もありましたのでそういった部分は省いていきますけれども、それから、新年度の予算でも出ていますね。このあたりの関係を見ると、まず、今年度の最終の補正予算で493万5,000円が減っているということ、それから、新年度の当初予算、4月から、これについては、今年度、ことしの4月が893万5,000円のところを、今度の4月は400万円が減って493万5,000円という予算が出ていているということです。

私は、昨年3月の委員会でも議論した覚えがありますが、具体的な相手方の名称は未定とは言いつつも何となくわかっているようなニュアンスを受け取っていました。それが、きょうの答弁でも、社協がとか、具体的に3月がというような話が出ていて、じゃ、それはもうちょっとどこなのとか、どの程度の規模の施設で、どの程度の人

数がというところを説明をいただきたい。それから、予算の増減の理由は先ほどの説明で大体わかりましたので、そういったところでとりあえずお願いします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 質問にお答えいたします。

493万5,000円の減ということは、先ほど申し上げましたが、これは運営に係る費用でございます。一応、病児・病後児保育につきましては、運営費という形で、基本分が241万7,000円、あと、これは人数によって変わってまいります、大体当市を見ましても、百四、五十人の方が今までも他市のほうを使っておみえになるということで、50人以上200人未満という数字のところだと、これに加算分が、50人以上200人未満だと、251万8,000円というのがつくということで、合計いたしますと493万5,000円ということになります。本年度これができなかったために、実施ができなかったということで減額させていただいております。

ただ、400万は施設整備という形で、現在、施設整備を行っております。それに対する補助額でございますので、400万のみ執行させていただいて、28年度におきましては計上されていないというものでございます。

施設の規模等につきましては、ちょっと詳細は、申しわけございません、持っておりますけど、一応3人以上ということで、今、最終的に詰めておりますけれども、朝の9時から5時までと、あと、1歳以上というような形で受けたいということでおりますけれども、一応予定としましては、3人までであれば看護師等1人でいいということがございますので、それ以上ふえるとまた看護師等の手当が必要になってくるということもございます。最低ラインの3人でという形で今考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 既にもう3月にできるという話だったので、場所はどことお聞きしたんですが、そこは答えていただきたいということと、それから、それって、単独の建物、それとも、いろんな複合的な施設の中のある一部のところをこのように利用していくのかという、400万円ということを見るとそんな気もします、そのあたり、施設の中の一部を利用してということなのか、単独なのかということ。

それから、もう一つ、同じ対象の人が、うちの子は病気ととかということで、1年に何回でもいいのか、利用制限的なことがついてくるのか、それとも、希望があればいいのかということ。

もう一点、3人以上ですが、人数が多かったらお断りするのか、早い者順なのか、そ

のあたりの方向はどうでしょう。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 失礼しました。場所につきましては、現在、ショートステイあさひがございますところに、その敷地内に別の施設という形で建設をしております。施設としては、敷地内では単独という形になります。

利用限度につきましては一応ございせんけれども、3人程度という、同じ方が何回使っていただいてもいいという形、個人の負担金等も発生してまいります。

あと、3人ということですが、施設の運営上の問題から3人までという形で運営されると聞いております。あとは、もし定員がオーバーするようであれば、ほかの施設を紹介するとかという形になってくる予定でございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） わかりました。

じゃ、この件は置いておいて、次に行きますけど、資料の5—2ですけど、当初予算の概要ということで、18ページ、ここのページの下の方に、伊自良と美山の福祉センターの管理費ということが出てきます。これも他の議員、お二人ほどがされたので、具体的なところはもう結構ですけど、じゃ、それを前提にということでお聞きしたいんですけど、耐震の関係の問題もあるようなこともあったというふうに私は受けとめましたけど、じゃ、将来的に物理的に建物をそのまま使っていくのか、あるいはもういずれ使わない、あるいは取り壊し方向、あるいは建てかえとかという、そのあたりはどういう前提でいるのか、そのあたりのかかわりをお聞きしたいということ。いかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

老人福祉センターにつきましては、先ほど申しましたが、伊自良につきましては、築後29年、約30年くらい、美山につきましても32年という形で、もう既に両施設とも30年という形でございます。取り壊しあるいは建てかえということでございますけれども、まだ現状そこまで検討はしておりませんが、市内に3カ所の福祉センターがあるというのが実情でございます。このために、今後、これから老朽化というんですか、もう始まっておることがございまして、公共施設の見直し指針というものに沿ってあり方を検討していく、その中で、1つにまとめるであるとかということが出てくることはございますが、今後、これから慎重に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 議場ですから、慎重にという答弁になるのかもしれないけど、今の公共施設の見直し指針だとか、美山、伊自良の築後の年数だとか、それから耐震にお金をかけられないよというような事情とか多分あると思うんですよ、財政的に。そうやって考えると、じゃ、高富のセンターのほうはもっと整理されてきているというふうにすると、行政の皆さん、あるいは市長でもいいんですけど、将来的に何となく高富1つになっていくよというふうに私たちは受けとめたらいいのか、それは先ほどのまだ検討するという段階で、霧の中とか闇の中とかいうか、そう考えるのか、どちらでしょう。何となくきょうずっと午前中からの話を聞いていると、いずれ高富に1本化したいんですよということが暗に見えてくるんですけど、いかがでしょう。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 再質問にお答えします。

高富の施設に1本ということもあるかということでございますけれども、現在のところ、高富につきましては、施設がシルバー人材センターが利用しておるということもございまして。ここら辺も含めて、実際に3カ所が必要であるのかどうかということも念頭に置きながら検討するということで、まだどこにということまでは結論が至っていないということで、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） では、次に行きますけど、同じく当初予算の概要で、資料5—2、この19ページで、下のほうですけども、86番というところで子育て支援センターの事業というのが出てきていて、前年比53万9,000円減ということで448万1,000円あります。この減額の理由と、この事業の今後についてはいかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

子育て支援事業の減額ということでございます。これにつきましては、本年度、子育て支援ウェブの「げんき」というものを開設をいたしました。これによりまして、保守管理費が来年度からは30万2,000円ほど増額となります。これに対しまして、子育てウェブ「げんき」というものを活用するために、子育て支援ガイドブックの作成をやめまして、ウェブのほうで統一的に運用するという予定をしておりますので、54万円の減額ということになります。

また、臨時職員の効率的な配置ということをして、賃金が30万の減ということで、お

おむね53万9,000円の減というものでございます。子育て支援センターというものは、今後も子育て支援の拠点ということがございます。子育て支援ウェブ「げんき」ということで、子育てに関する情報発信の拠点という位置づけもございますので、今後も維持、運営をしていきたいと考えております。

しかし、指定管理というものも視野に入れながら、現在利用いただいている皆様方の御意見も伺って、効率的な事業の実施、あるいは施設の運営が図られるというようなことも含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 指定管理の今後のことを聞きたいと思ったら、答えていただいたんですけども、指定管理も視野に検討ということですが、その視野というのは、一、二年後なのか、三、四年、5年、10年ということはないわけでしょう、というふうに考えると、もうちょっと具体的な視野のスパン、射程を説明してください。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 再質問にお答えします。

先般の議会の答弁の中で、市長のほうから、市内の子育て支援団体等、受けられる体制の組織も育てるべきではないかという御質問をいただいております。それに対しまして、そういうことも勘案しながら指定管理のほうを進めてまいりたいという答弁がされております。その中で、できれば29年度、再来年度という形になりますけれども、そこらも視野に入れながら、指定管理という形に持っていきたいというふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） わかりました。

次に行きますけど、同じく資料の5—2で、20ページ、ここの上段の91のところで、高富の児童館の管理費ということで出てきます。前年比が144万1,000円減ということで、720万8,000円ということです。具体的にどんなイメージでこの管理費というのを使得いくのか、いかかでしょうか。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 質問にお答えいたします。

高富児童館の管理費の141万の減ということでございますが、これにつきましては、減の理由としましては、コピー機や防災フロアマットなどの備品購入の減が95万3,000円、

それから、児童館のエアコン等の工事が22万3,000円等というものが主な原因の減の理由でございます。

この運営のイメージということでございました。これにつきましても、先ほど申しましたように、指定管理を29年度も視野に入れながら、効率的な事業運営ができるように検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩をいたします。議場の時計で再開は15分から。

午後 1 時58分休憩

午後 2 時15分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 済みません。先ほどの寺町議員さんの再質問でお答えできなかった分について説明させていただきます。

マイナンバーの関係ですが、通知カードの未着分ですが、838件がこちらのほうに戻ってきております。そのうち505件は今のところとりに来ていただきまして、残っている分、こちらにカードがある、通知カードが残っている分が303件分でございます。

以上でございます。済みません。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 先ほどの寺町議員の出産祝い金の換金状況ということでございます。

平成27年度、今年度分につきましては、新生児祝い金の申請者が現在125人ということで、1,250万の発行につきまして換金が557万6,000円の、換金率といたしましては、今年度分は44.6%、出産祝い金のほうが24人でしたが、240万に対しまして換金が88万4,000円で、36.8%ということで、かなり低いという形になりますが、今年度に入りましてから順に交付させていただいた数字でございます。

ちなみに、26年度に発行させていただいた分につきましては、出産祝い金のほうが92.6%、新生児出産祝金のほうが90.5%という換金率でございます。今後も周知に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 今の換金率、答弁は高いと言ったけど、低かったですね。

次に行きますけど、資料5―2、新年度の予算で、20ページの上のほうです、92というところですけど、子どもげんきはうすの管理費ということで、これは前年比62万3,000円減の411万3,000円ということで、この減額理由、それから今後の方向性はどのようなしょうか。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

子どもげんきはうすの管理費の62万3,000円の主な減額理由でございます。これにつきましては、本年度は、備品としてコピー複合機を購入いたしました。これが45万3,000円、それと、お子様たちが夏場に遊ぶプール用の安全用のマットを購入いたしました。これが29万7,000円。この2つが大きな減額の理由でございます。

また、子どもげんきはうすの今後の方向性というものでございますけれども、子どもげんきはうすは、子育て支援のセーフティーネットという形で、現状の形で維持、運営をしてまいりたいと思っております。また、利用者の方の意見等を伺いながら、より利用しやすい施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 再質問ですけど、先ほどの他の施設というか他の事業で、指定管理も視野という言葉があったんですけど、今こちらについては現状維持という維持的な趣旨の答弁でしたが、指定管理などの方向性は視野には全くないと受けとめていいのか、いかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 再質問にお答えします。

現在、子どもげんきはうすにつきましては、指定管理ということは視野に入れておりません。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） では、次に行きます。

同じく予算の概要ということで、22ページ、109ページの中段で、合併浄化槽の設置補助金ということで、これも先ほど答弁がありましたので具体的なことはわかっているわけですが、基本的には制度変更ということでいく、先ほどの説明はそれでいいとして、では、合併浄化槽の補助金、この新年度の予算の前まで、いわば現在までですけど、予算を積んでおいて、実際の申請、それに対して交付した額というのは、予算より

も多かった、多くて補正を仕組んだ、あるいは申請が少なくて毎年残っていた、そのあたりの状況は、大体の感覚でいいですけど、いかがでしょう。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 済みません。件数でございますが、毎年30件前後を予算計上しております。本年度は36件予算計上させていただいております。

実績につきましては、26年度が28件ですか、25年度は22件だったと思います。若干予算的には余っているものかと思っております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 再質問ですが、仮にこの予算は1,800万というふうに組むわけですけど、申請が多かった場合、それは積極的にPRしたとか、いろんな政策の方向づけでふえた場合に、予算はここで足切りにして申請をお断りするのか、申請に応じて補正を組んでいくのか、どちらのスタンスでしょう。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 今までの経緯を見ておりますと、足りない分は補正を議会をお願いして、通していただければ追加する。

ただ、先ほど5人槽、7人槽と言いましたが、人槽によって補助金の額も変わってきますし、県、国が3分の1ずつの関係もございますので、計画がございますので、循環型社会形成推進交付金地域計画という計画を5年に1回ずつ出しておりますので、そちらの変更関係も県のほうに申請をし直す、変更申請をし直して、通していただければ、3分の1、3分の1いただけるということであれば増額ということも考えますし、その辺は財政状況と考えながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 県のほうともしっかり交渉していただきたいなと思っておりますけど、次に行きますけれども、同じく資料5—2の当初予算の概要ということで、26ページですけど、ここの下のほうに、先ほども他の議員に説明がありましたけど、学習支援員と教育サポーターの関係で増員があるということですね。これは小学校ということの説明で、その目的とか内容はわかりましたので、通告の分の答えは出たということです。これは、じゃ、中学校は増員がないということね。それも先ほどの説明の裏返しかなと思えばいいのなら、それで答弁というか説明は結構ですし、中学校も行き渡っていますよということで、足りていますよということで。

じゃ、28年度予算はこういうふうにあつておさめたわけですが、そうすると、教育委員会というのは、来年以降も当然そのような線は欲しいと思うんですけど、そのあたりのめど、あるいは気持ちは固まっているのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（上野欣也君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 御質問にお答えいたします。

今年度、この予算でいきますと、学習支援員と教育サポーターを合計すると23名ということになります。それで、これまでも議会の御理解をいただきながら増員をしまして、近隣の市町と比べますと、人的なサポート体制は非常に充実してきたと考えます。

今後ですけれども、またこれを増員していきますと、今度は適任者を確保するということの難しさも出てきますので、その点を考慮しなければならないということ。

それから、御質問にありました、中学校にまゐりますと、今回は増員はしておりませんが、小学校での発達障がいが増えやすい傾向にありますので、小学校を手厚くしてきましたけれども、中学校へまゐりますと、家庭の問題、学習、進路、それから友達の問題等、いわゆる心の教育相談的な内容が非常に強くあらわれてくる傾向がございますので、そちらの対応、具体的に言いますと、教育相談の担当者を若干ふやしていく必要もあるのではないかなというところを今考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 中学校は同じ、ことはふやしていないからもういいのかなという意味かなと思ったら、やはり違う部分ですけど足りていないという認識でしたけど、ちょっと市長にお聞きしたいんですけど、教育費ってそもそもやっぱり市長の側から予算の配当がなければ、独自に予算を持っているわけじゃないので、市長の方針というのが深くかかわるわけですけど、以前もお聞きしたと思うんですが、例えば中学校について、特に教育相談的な分野についてはまだ足りないという現場認識があるということですけど、市長はそのあたり、予算の要求なり配置の要求があった場合、どういうふうに対応されるんでしょう。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 教育委員会に対する予算の配分は、配分という形ではございませんので、同じように要求があれば、その都度検討していくということでございます。

以上です。

○9番（寺町知正君） 結構です。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君の質疑を終わります。

長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 先ほどの福井委員の再質問の中で、急傾斜地崩壊の危険区域の数をというところを伺っております。

調査の結果、県のほうにも確認をいたしました、先ほど私、膨大な数というふうに申し上げましたが、美山のどうしても感覚で申し上げてしまいました。市内においては現在64カ所が急傾斜の崩壊危険区域として指定されております。内訳といたしましては、高富地域が26、伊自良地区が1、美山地区が37でございます、うち、一部でも整備をされたというふうに県のほうで台帳上整理されているものが、高富地区につきましては、26カ所中24カ所、これは椿野を含みます。伊自良地区についてはゼロ、美山地区については37カ所中13カ所というふうに台帳上県のほうで整理されているということでございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、議第57号 市道路線の変更についてまでの39議案に対する質疑を終結します。

日程第3 議第58号及び日程第4 議第59号

○議長（上野欣也君） 日程第3、議第58号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第4、議第59号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました2案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー6、議第58号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例につきましては、事業の積極的推進と効率的かつ効果的な市政運営の推進を図るため、産業課の分掌事務の一部をまちづくり・企業支援課へ移管したいので、改正をお願いするものでございます。

具体的には、4ページの新旧対照表をごらんください。

産業課の分掌事務のうち、商工業及び労働に関することをまちづくり・企業支援課で

処理することとするほか、その他産業政策については、新エネルギーに関することに改めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー 7、議第59号 山縣市過疎地域自立促進計画の策定について御説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法につきましては、平成24年6月27日に施行された一部改正法によりまして、平成27年度末までの法期限が平成32年度末まで5年間延長されました。本市の過疎地域自立促進計画は、平成27年度末をもって計画期間の満了を迎えます。しかし、本市の過疎地域におきましても、まだまだ過疎債等を活用した施策が必要であるため、今般、平成32年度末までの過疎地域自立促進計画を新たに策定しようとするものでございます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条に基づいて策定する本計画は、県が総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に協議して、同意を得た自立促進方針に基づいて策定するものでございまして、現在の計画を踏襲する形で策定しようとしております。

平成22年第3回定例会で御決定いただきました現計画につきましては、平成27年第3回定例会において最終となる変更の議決をいただいておりますので、本資料では、その時点から追加している事業について、備考欄に新と記述しております。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

日程第5 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第5、質疑。

ただいまから議第58号 山縣市行政組織条例の一部を改正する条例について及び議第59号 山縣市過疎地域自立促進計画の策定についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第58号 山縣市行政組織条例の一部を改正する条例について及び議第59号 山縣市過疎地域自立促進計画の策定についての質疑を終結いたします。

日程第6 請願第1号 有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願

○議長（上野欣也君） 日程第6、請願第1号 有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるた

めの請願を議題といたします。

紹介議員より趣旨説明の申し出がありますので、許可します。

吉田茂広君。

○5番（吉田茂広君） 長時間の御審議の後で大変お疲れのところ、お時間を頂戴いたします。ありがとうございます。

それでは、請願の紹介議員として説明をさせていただきます。

猟友会というものは、狩猟者のための公益団体であり、その目的としまして、野生鳥獣の保護、有害鳥獣の駆除、そして狩猟の適正化という3つの基本施策を持っております。中でも、その2つ目に申し上げました有害鳥獣駆除に関し、大変大きな役割を果たしていただいております。その山県市猟友会の活動に対し、より深い市民の理解をお願いしたいということから、各小学校区の連合自治会長総意のもと、山県市連合自治会長田上 隆様より請願書が提出をされました。私もその趣旨に大いに賛同し、紹介議員とならせていただきました。請願の内容につきましては、請願表の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願。

平素は山県市自治会連合会の活動に対し、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岐阜県では、平成26年度に有害鳥獣捕獲により約2万3,600匹を捕獲、山県市は、そのうち約1,600匹を捕獲していると聞いております。この数は、合併当時の7倍超であり、鳥獣被害が拡大していることがわかります。

この捕獲成果は、通常の捕獲事業に加え、緊急出動事業や大型わなによる捕獲事業が新設され、猟友会に献身的な努力をいただいている結果であると感謝しております。また、成果が出ない部分でも、猿やイノシシなどが出たことをお伝えするとすぐに出動していただいております。

山県市においては、山県市を知り尽くし、安心して駆除を任せられる猟友会なくして、有害鳥獣対策は成り立っていないと言っても過言ではありません。

私たちも、少しでも猟友会のお世話にならないよう、農作物残渣や生ごみなどの適正処理を行い、鳥獣が近寄らない環境を整えるべく地域ぐるみで取り組んでまいります。

市議会におかれましても、現行の捕獲、防御を中心とする有害鳥獣対策事業が適正かつ円滑に行われるよう猟友会の活動を強く支援されますことを要望いたします。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

日程第 7 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第 7、質疑。

ただいまから質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第 8 委員会付託

○議長（上野欣也君） 日程第 8、委員会付託。

承第 1 号 山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてから議第 59 号 山県市過疎地域自立促進計画の策定についてまでの 41 議案は、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、請願第 1 号 有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願は、会議規則第 134 条第 1 項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（上野欣也君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

8 日、9 日は総務産業建設委員会、10 日、11 日は厚生文教委員会が、それぞれ午前 10 時より第 2 委員会室で開催されます。

なお、15 日は午前 10 時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後 2 時 37 分散会

平成28年 3 月15日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成28年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 3月15日（火曜日）

○議事日程 第3号 平成28年3月15日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	操 知子君	2番	村 瀬 誠三君
3番	福 井 一徳君	4番	山 崎 通君
5番	吉 田 茂広君	6番	上 野 欣也君
7番	石 神 真君	8番	杉 山 正樹君
9番	寺 町 知正君	10番	尾 関 律子君
11番	武 藤 孝成君	12番	藤 根 圓六君
13番	影 山 春男君	14番	村 瀬 伊織君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優君	副市長	宇 野 邦 朗君
教 育 長	伊 藤 正 夫君	総務課長	太 田 智 倫君
企画財政課長	久保田 裕 司君	税務課長	石 神 彰君
市民環境課長	奥 田 英 彦君	福祉課長	江 口 弘 幸君
健康介護課長	藤 田 弘 子君	産業課長	山 田 和 哉君
建設課長	長 野 裕君	水道課長	大 西 敏 彦君
まちづくり・企業支援課長	鷲 見 秀 夫君	会計管理者	遠 山 治 彦君
消 防 長	藤 根 好君	学校教育課長	渡 辺 千 俊君

生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上野欣也君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 影山春男君。

○13番（影山春男君） それでは、一般質問をさせていただきます。議長のお許しを得ましたので、2問ほど質問をいたします。

まず、買い物難民について、企画財政課長にお伺いをいたします。

買い物難民とは、過疎化などに伴い地元の商店が廃業にしたり、高齢者になって長い距離を移動できなくなったりすることにより、食料品や生活必需品を買うのに困難を感じている人と位置づけられております。農林水産省の政策研究所では、自宅から生鮮食料品を扱う店まで500メートル以上あり、かつ自動車を持たない65歳以上の買い物難民が2025年に全国で598万人に上り、2010年の382万人から200万人以上ふえるとの推計をまとめております。

また、政府においては、買い物難民対策をして、高齢者らの自宅に食材や日用品を届ける新たな宅配サービスを2015年から全国5カ所程度でモデル事業を始め、運営方法など検証した上で、2016年度以降、全国各地で行いたい考えであることを報じられております。

そこで、お伺いをいたします。

1点目、山口市での買い物難民の現状はどうなっているのでしょうか。また、市内の該当地区はどのくらいあるのでしょうか。

2点目、該当地区内の人数はどのくらいか、また、今後の買い物難民の予想についてはどうでしょうか。

3点目、小売店舗や宅配サービス業者への現状の支援はどうか、また、今後の支援策についてはどのように取り組まれているのか、以上、お尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目と2点目の買い物難民と言われる方々の現状についてでございますが、

議員御発言のように、生鮮食料品販売店舗まで500メートル以上で自動車のない65歳以上の高齢者の方は、現在382万人と推計をされております。これは、2010年の国勢調査と2007年の商業統計等を活用し、500メートルのメッシュデータをもとに、S X—9というベクトル型のスーパーコンピューターを利用して推計されたものでございます。本市ではこうした分析はいたしておりませんが、この結果をマクロ的に本市に当てはめた場合には1,000人ほどになるものと考えられます。

ちなみに、昨年度、本市のシルバー人材センターが、民生委員さんと高齢者の方を対象として、お買い物や移動販売についてのアンケートというものを実施されております。回収数が32件でございますので、統計的に有意とは言えませんが、食料品、日用品購入について、とても不便だと思う方が3.1%いらっしゃり、これを単純に本市の人口に掛けても900人ほどにはなります。ただ、これはあくまでも、議員御発言の定義での数値でございまして、実際に買い物に困っていらっしゃる方の人数はもっと多いものと認識をいたしております。

そこで、今後の予想についてでございますが、そもそもこうした買い物弱者を生み出す要因としましては、一般的には、1つは、人口減少と少子高齢化による近隣商店の閉鎖、2つ目には、旅客運送事業の撤退規制緩和による交通サービスの縮小、そして3つ目には、規制撤廃による郊外への大型店出店によりますスーパー等の撤退などの3つの要因のほかにも、農協の統合ですとか店主の高齢化などがあると言われております。そうしたことから、農林水産政策研究所では、今後、都市部での急増が著しいと予想されておりますが、本市におきましても、このまま何もしなければ増加していくことになるものと予想はできます。

3点目の買い物弱者への支援の現状と今後に関しましては、行政として、直接的な金銭的な支援を行っていないのが現状でございますが、市社会福祉協議会では、北武芸のみやまジョイフル倶楽部で、第1、第3木曜日にイベント開催に合わせて出張販売を実施されているほか、年2回、買い物ツアーを実施されておられるようでございます。また、シルバー人材センターでは、美山地域と高富地域の一部で週に一、二回出張販売をされ、老人福祉センターでも週に4回出張販売をしておられるとともに、民間事業者の方におかれましては、葛原で週に3回、北山・谷合地区でそれぞれ各2回実施しておられるほか、個人事業主の方が特定の顧客の方へ販売などをされておられる現状にございます。

4点目の各種団体との連携についてでございますが、一般的に買い物弱者の支援方法としましては、1つは新しい店をつくる、2つ目は店への移動手段の提供を拡充する、

3つ目は商品を届けるという3つの方法があると言われております。それぞれに長短があるものの、いずれも地域住民が主体となることが継続のために重要であると言われておりまして、買い物弱者等の対策を行う主体は地域住民であることがよいと言われております。

今から4年ほど前の平成23年、岐阜県はイオンリテールと、買い物弱者対策事業の一環として、カタログによる宅配サービスを実施する協定を締結しております。実は、こうした買い物弱者と言われる方々をターゲットとしまして、宅配の新たなマーケットとしての掘り起こしをしようとしている全国的な業者もふえてきてはおります。しかし、こうした営利主体のものは持続しないおそれもあり、私は、本丸は地域住民が主体となったものであるべきだと考えております。

今後、私ども企画財政課、福祉課、産業課等、内部で協議し、行政が支援すべき事項については整理してまいりたいと考えております。

5点目の国の施策についてでございますが、本年度、国土交通省では、地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築に関するモデル事業としての地域を選定されました。その5つは、高知県の大川村、静岡県の玉川地区、広島県の神石高原町来見地区、宮崎県の西米良村、多摩ニュータウンの一部の5地域でございますが、12月ごろまでの検討状況が年度内に整理をされ、来年度以降の施策に反映されるようでございます。本市におきましても、こうした施策が活用できるものであれば活用し、本市における買い物弱者の増加抑制と減少化に向けまして善処してまいり所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） ただいまよくわかる説明をいただいたのですが、私、4点目の流通業者とNPO法人、JAの関係と今後の難民の山県市の方向性をちょっとお話ししていた分もまとめてお答えいただいたので、これは本当によくわかるようにあれしました。

それでは、再質問いたします。

1点目、2点目の買い物難民と言われる方々の現状についてですが、今後の予想について3つの要因を説明いただきました。高齢化の進行による買い物弱者はますます増加していくと思いますので、検討委員会など立ち上げて早急に協議すべきではないかと思っております。

3点目の買い物弱者への支援と今後についてですが、答弁では、山県市としては直接的な金銭的支援を行っていない現状とのことでしたが、今後、新規参入が発生した場合、

国や県の財政支援を積極的に活用する必要があると思うのですが、どうなのでしょう。

4点目は、これはカットの分ですが、お答えいただきましたので、各種団体の連携についてですが、答弁の中で、地域住民が主体となったものであるべきだとおっしゃられているようですが、行政として支援すべき事項を早急に整理していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

最初に、検討委員会の立ち上げについてでございます。買い物に困られる方が今後ますますふえていくであろうと考えられる中で、こうした課題解決のためには、議員御発言のように、特定の部局だけの対応では困難でありまして、非効率でもあり、不十分でありますので、セクションをまたいだ取り組みが必要であると考えられます。そうしたことから、今後、まずは庁内でのプロジェクトチームを立ち上げまして、外部関係者も巻き込んだ協議会等の設立も視野に入れ、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政的支援についてでございますが、こうした課題は全国的にも大きな課題でもありますから、今後、国や県の財政的な支援制度も拡充されていくことを期待しているところでもございます。

こうした中で、本市としましては、そうした制度を積極的に活用しつつ、場合によっては市単独での支援も視野に入れて検討してまいります。

最後に、各種団体との連携についてでございますが、庁内のプロジェクトチームにてまずは情報共有をし、議員御発言のように、なるべく早い段階で行政のなすべき事項を整理してまいりたいと考えております。その上で、冒頭に申し上げました外部関係者を巻き込んだ協議会等により施策の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） それでは、再々質問は市長にお伺いをいたします。

先ほど企画課長より答弁をいただきましたが、なぜこの質問を私なりにしたのか。それは、デマンドバス運行については高額な資本投資であり、現状の市財政の規模では早急に実現できる問題ではないと思います。なぜなら、市議会としましても、十数年以上も前より地方にデマンドについて研修をしてまいり、検討に検討を重ねてまいった次第でございますが、実現にはまだ時間がかかるものと思います。そこで、早急に代役とい

うか、難民対策として実行してはと思い、質問をいたしました。答弁をいただきましたが、市長としての今後の取り組みと施策について、いま一度お考えをお聞かせください。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

議員御発言のように、タクシーのようなデマンド交通を全市域で整備しようとするには、資本投資にとどまらず、その維持費は相当必要になってまいります。ただ、乗車効率等を考えた場合に、全てデマンド交通が否定され得るものではございません。今後の地域交通につきましては、本市の実情に合った効率的で持続可能な体系の整備を引き続き進めてまいります。

なお、今回の買い物に困っておられる方々を少しでも減らしていくという方法としては、デマンド交通等の充実だけでは不可能と言えます。課長が申し上げましたように、このような店への移動手段の提供という視点のほかにも、新たな店をつくったり、宅配により商品を届けるといった視点も考えられます。

課長が申し上げましたように、市内のプロジェクトチームにて施策を検討させ、場合によっては、外部関係者を巻き込んだ協議会等の立ち上げを視野に入れて、効果的な施策の実現により、より住みよいまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君、質問をかえてください。

○13番（影山春男君） 効果的な施策の実現に向かうということで期待をいたしております。

次の質問に入ります。

美山漁協との連携について、産業課長にお伺いをいたします。

山紫水明をうたい文句にしている山県市は、山と川に育まれた広大な市であります。そんな当市では、何のアピールもできない特産品も少なく、これと自慢のできるものは少なく、少子化と高齢化が激しく進んでおりますが、そんな現況の中、本市はこの美山の川と魚を生かした思い切った施策を行ってはと思っております。

先般もアマゴ漁解禁が行われました。そんな様子を私なりに見て回ってきました。その折の釣りてんぐの方というか、釣り人たちの嘆きが多く聞かされ、言葉が心に強く響きました。一番多く言われた言葉は、またことしも釣れないな、こんなつぶやきでした。お話を聞けば、このような言葉がありました。毎年、解禁に来ているが、ことしは大丈夫だろう、少しは釣れるであろうと期待をして来たが、やはり釣れない、寂しいと言われていたことであります。すなわち、放流魚が少ないということかと、そう受けとめて

まいりました。

例えば、近隣市町、下呂、根尾川、長良川中央、小鳥川、馬瀬川等々ありますが、特によいと聞かされたのは、馬瀬川とその地区ということでありました。この地区においては、村全体で釣り客を大事に発展をされているということです。例えば、前夜からの釣り客さんの民宿の金額を安くして協力し、接待をしているとか、そして、集客人員をふやしておられるとのこと。また、放流魚が多くて、解禁後日でもかなり魚が釣れると言われていました。また、道路よりおりる釣り場等はきれいに整備されているとのこと。

そこで、本市でも美山漁協さんに協力をして、少々の補助金でも増加して、空き家対策も兼ねて、民宿等、提供ができるようにはできないものかと考えて思うのですが、なお、夏の水遊びのお客さんも大変多くなっているようですが、もっと力を入れて宣伝をしていただきたいものです。どのようにお考えか。

なお、40万円の補助で何キログラムの放流で成魚は何匹ぐらいになるのでしょうか、わかる範囲内で結構です。お伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

1点目の補助金の増加につきましては、現在の美山漁協の財政状況を考えれば、市からの増額は必要がないものと考えております。ただ、地方創生事業や森林環境税関連事業の補助金が活用できる事業を漁協が実施するということもあるかと思いますので、その折には協力して実施していきたいと考えております。

2点目の空き家対策も兼ねて民宿等が提供できないかということにつきましては、市の施設であるグリーンプラザみやまの稼働率が年間を通して約30%ということですので、釣り体験などの漁協の事業と連携をしながら稼働率の向上に努めることが先決かと考えております。また、神崎地区にはことし1月に地域おこし協力隊が整備したミヤマリトルバレーという宿泊施設もございますし、富永地区には民間の宿泊施設もございます。グリーンプラザみやまの稼働率が90%を超える夏休み期間でも宿泊ができないという話は聞いたことがございませんので、現状では供給の過多であるというふうに考えております。

3点目の水遊びのお客さんにもっと力を入れて宣伝をということにつきましては、市やグリーンプラザみやま、漁協のホームページ等で山県市の魅力などを発信しております。また、グリーンプラザみやまにおいては、指定管理者によるさまざまな自主事業の実施により、3年間で宿泊客数と売り上げがアップをしております。漁協においては、

客の減少に歯どめをかけるために湖産アユを放流したり、子供向けの釣り体験事業を行ったりしております。市としましては、ことしYAMAGATA BASEというサイトを立ち上げましたので、そちらも活用しながらPRに努めていきたいと考えております。

4点目の40万の補助でアマゴの成魚は何キロで何匹ぐらい放流したのかということにつきましては、平成25から27年度、各年1,700キログラムでございます。1匹約80グラムとしまして、約2万1,000匹程度かと思われます。補助金としましては、放流事業、平成26年度で申し上げれば、アマゴ、アユ、ウナギ等を含めた事業費約730万円の一部として活用していただくように支出しております。ちなみに、20年前の平成7年度のアマゴ放流量は1,750キログラムでございましたので、現在と大きな差はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） それでは、いろいろ詳しくお話をいただきましたが、ここで再質問をいたします。

ただいま多岐にわたる質問事項に回答いただきましたが、今、答弁をお聞きし、次のような質問を再度いたします。

1点目の補助金の増加については、私も薄々感じておりました。というのは、高富町時代の河口堰の問題で何か2億5,000とか3億とかお金が入ったというお話も聞いておりました。その当時、一度一般質問をしたのですが、それからもろもろ内容はよく細かく御説明をいただいておりますが、自分独自の一定の理解はしましたが、今後補助金が活用できる事業を実施した場合、どのような協力体制をとっていく考えなのか。

2点目、空き家対策も兼ねて民宿等が提供できないことについては、供給過多ではなく、釣り客の方たちは、朝4時、5時から川に入られるので、そのような高い料金のグリーンプラザ等では宿泊できないのです。もっと安いところがあれば、多くの方が利用されると思いますが、そのための空き家提供が必要かと思うのです。いかがなものでしょうか。

3点目の水遊びのお客さんにももっと力を入れての宣伝については、グリーンプラザみやま、漁協のホームページでPRしていることはわかりますが、客の減少に歯どめをかけるための釣り体験事業の内容とはどんなようなものなのでしょうか。

4点目、40万円の補助金でアマゴの成魚は何グラムで何匹ぐらい放流をしたのかについては一定の理解はしましたが、毎年1,700キログラム、2万1,000匹で放流されるとの説明ですが、解禁日2月21日は何キログラムの放流であったか、その後、どのような行

程で放流をされていかれるのか。

以上、教えていただきたい。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時26分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 再質問にお答えします。

1点目の補助金が活用できる事業を実施する場合の協力体制につきましては、事業の申請に係るアドバイスや事業への役務提供などが考えられると思います。

2点目の安い料金で宿泊ができる空き家を利用した宿泊施設があれば利用できるということにつきましては、先ほど申し上げました、1月にオープンしたミヤマリトルバレー、こちらは1泊3,000円でございます、一度に10名の宿泊ができるということでございます。今年度、現在の予約状況は、知名度等も浸透していないということもございまして、約80人でございます。空き家利用に関しては、この施設の夏以降の利用状況を見ながら、関係課と協議をしていきたいと考えております。

3点目の釣り体験事業の内容につきましては、平成26年度から市内外の小学生を対象にアマゴ釣り体験とつかみ取り体験を行っております。これは、観光協会と共催で実施しております。平成27年度の予算額は約40万円で、参加者は子供が35名でございました。美山支所の下で釣り体験とつかみ取り体験を行いまして、その後、グリーンプラザのほうへ移動して、アマゴの試食を兼ねた昼食会を行って、解散ということでございました。

4点目につきましては、今、細かい資料がございませんので、後ほど議員にお伝えしたいと思います。よろしくお願いします。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） 4点目はまた後からということですが、これは一般質問で大変なんですけれども、多岐にわたる御回答をいただきましたが、先日も問題になりました郡上漁協に郷土賞が清流長良川漁場の再生への取り組みということで贈られました。これは、長良川に整備した自然に近い伝統的な石垣構築技術を用いて、河床の低下を防ぎ、川の流れを穏やかにする分散型落差工という手法で活用して、魚類の生息環境を守るという清掃活動に取り組んで、担い手育成のため、アユの放流や釣り大会を開いているも

のであるそうです。本市もいろいろ工夫はできるものと信じておりますが、今後の活動に期待をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

通告順位2番 石神 真君。

○7番（石神 真君） それでは、通告に従い、2点ほど今回は質問をさせていただきます。

まず最初に、地方創生推進に対しての人事の調整はということで、余り人事のことは言いたくありませんが、やはり市の職員というのは、サービスの一番最先端における山県市をアピールするところでもありますので、内容を兼ねてお答えをいただければ幸いです。

今回も予算化予定である地方創生加速対策交付金8,000万円で、空家トリアージ発展加速化、観光フロンティア市場化があります。そこで、この交付金をうまく利用していくには、どこの課で何人を充てて、また、その事業に取り組んでいくのかと。時期が時期ですので、予算がとれたからといって、また人事をずっと変えるというわけにはななかいかいかないと思っておりますが、その点、とりあえず、人事に関しては総務課ということでもありますので、総務課長の御答弁がいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

議第40号として本議会に提案させていただいている平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）の中で、国の地方創生加速化交付金の獲得を狙った事業の概要については、久保田企画財政課長から御説明申し上げているところでございます。

空き家問題への取り組みと観光を初めとする産業振興については、本市の重要な政策課題でありますので、交付金の獲得の有無とは関係なく、有為の人材の重点投入を図らなければならないものと認識しております。

ところで、議員ももちろんよく御存じのとおり、本市の重要な政策課題は山積しているような状況です。一方で、本市は決してマンパワーが充足しているとは言えない状況にもあります。こうしたことも重々承知の上で、何か妙案はないか、何か効果的な対策はないか、せっかく国の地方創生加速化交付金の獲得がかなったなら、適切かつ機動的な組織運営は図れないか、そんなお気持ちから大いなる激励をいただいているものと推察する次第でございます。総務課長としましては、大変ありがたく、励みに思っております。

平成28年度に向けた組織、人事については、新たな行政課題に対応して組織体制を最適化し、市民ニーズや政策課題に的確かつ迅速に対応できるよう適切な配置をしてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） 確かに、これ、予算がおりればという前提のもとであります、おりなくても、トリアージに40万、その他560万で600万ばかり組んであることはたしかであります。これがおりてもおりんでもね。でも、やはり課長が言われたように、せっかく国のこういう施策で予算がもらえるということでとりに行っている、企画財政課長が東京まで足を運んで一生懸命やっておられるのはよくわかっております。そこで、人事で何人、どうかということに関しては、総務課長としてはよう答えていただけなんだと。ちょっと寂しいものがありますね。

そこで、今、課長の中ではぎりぎりの答弁だと私は思っておりますが、それでは私が聞いた意味はなかなか回答がないということで寂しく思っておりますので、これは市長にお伺いしたいと思いますが、急な振りで申しわけないですが、市長、確かにこの交付金をいただけたなら、どこの課でどのように使っていくのか、また、何人ぐらい今の人数をふやすとか、今の人数で行うとか、その点、最終的人事は市長に専権がありますので、お伺いしたいと思いますが、先ほども言いましたように、市民サービスの低下につながらないような人事配置、これをしていただきたいと思います、その点についてお伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

それぞれに今回の加速化交付金、空家トリアージ事業ですとか観光フロンティア市場事業がございますけれども、2つの観点から人の配置をしたいと考えております。1つは、8,000万円という大きな金額でございますので、いかにしてそのお金を使っていくか、使うことができるかという人の配置ですね。その人の配置が一番大切だと思います。このことは、例えば、空き家関係ですとまちづくり・企業支援課ですし、従来のように観光ですと産業課になりますが、そこで誰が中心になってそれぞれの事業を仕切っていくか、それは当然、課長はそうですけれども、その中でどの担当者が仕事の内容を把握して適切に、また、この事業費ですと、全体の8,000万円の事業を、これは人件費には使えませんので、どんな提案をいただいて、どんな事業をするかということを広く公募で行っていききたいと思います。

人の配置は、今、どこどこの課に何人というよりも、むしろいかに提案いただく内容がいいものであるかということが、この事業を推進していく上には非常に一番大切なことだと考えております。

先ほども神崎のゲストハウスのミヤマリトルバレーの話が出ましたが、これも従来の山県市の職員では外に向かったのメッセージを出すことも少なかったと思いますが、あのときに私、びっくりしたのは、神崎まで日経の記者がお見えでして、どうして、今まで名刺等交換したことはございませんが、そうしましたら、次の日には日経の岐阜の地方版というか、全国のところに写真つきで記事が出ておりまして、そういった、いかにしてメッセージを外へ発することができるか、また、それぞれの内容についていかに提案していただけるかが一番大切なことであると思います。

それぞれの担当課は、議員もお考えのような、先ほど申し上げたような課ではございますが、そこに何人配置をするかということよりも、やはり人の配置、その人の持っている能力がいかに発揮できるかが人事で一番大切なことだと考えておりますので、御理解いただきますようお願いしまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） なかなか難しい、ちょうど今、时期的に誰をどこへ連れていくかという、昔の「はないちもんめ」じゃないですけど、この課に誰々さんが欲しい、この子は要らないという、そういう時期ではないかと、確かに私自身も思っておりますが、担当課長につきましても、大きな声で、この人間は間に合わんで要らんでどこかの課で引き取ってくれとか、なかなか難しい。

それぞれこの本庁にみえる方、みえない方、三百数名みえますけれども、保育園のほうから消防から入れるともっといいますが、結局は、やはり先ほど言いました市民サービス、どんな事業をとってきても、やはり最終的にいろんな提案をしても、市民にきちんとしたサービスができなければ、ただ予算をとってきたという、極端な話、山県市の市長が東京に足を運んで補助金を上手にとってくるぞと、市長のアピールだけになってしまって、結局、とってきたお金、予算が、全く市民に使われていない。最終的に余ったで返そうかと、そんなばかな話はないので、先ほども市長が言われましたように、その担当課の課長、また主幹なりがいかに働くか、また、働ける能力のある人間かというのは、私たちではなかなかわかりません。そこで、やっぱり市長がきちっと人事をして最終決断をしていただきたいな。

日経の新聞に出た、あれも私、見させていただきました。これも、予算をとって名古

屋にアピールするところをつくった、その効果も確かにあります。中日新聞なり岐阜新聞なり、本当に山県市が外に発信しようというやつはいっぱい出ております。私もフェイスブックで出して、みんなに送っておりますけれども、そこで、再々質問ということでもう一点お伺いしますが、市長から見て、部長制度がなくなりました。今、課長は、部長の仕事も課長の仕事も部下の面倒まで、1人3役、4役をこなしているように見えますが、部長制度を戻せとは、今ここで質問の内容からは違いますので言いませんが、もうちょっと主幹なりがきちっと動けるような体制、今の課長クラス、昔の課長の仕事ができるような、そういう動きが余り見えんのですわね。できる人はできる、できない人はできない、そういう苦情が結構耳に入ってくるんですわ、私に。

そこで、再々質問として市長にお伺いいたしますが、人事の配置の仕方をもう一度、どのように持っていくか、再度お伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 職員の人事につきましては、役所の中でも最重要課題でございます。いつもこの時期になりますと、いかにいろんな課題に対して取り組んでいくかということ、そこに人をどう配置するかということが非常に大切なことではないかと思っておりますし、日々、毎年この時期になると痛感しているところでもございます。

私どもといたしましては、特に去年、おとしから総務課長もかわりまして、一昨年、その前の年からだと思いますが、それぞれの課長から人事の、その前は、個々の個人からいろんな要望を提出していただいて、その後に総務課長以下、総務課長と副市長と私とで検討していったわけですが、今、各課長からのヒアリングも受けまして、いかに適切に役所の中全体を人の配置をするか、適材適所という言葉がございましてけれども、見方はいろいろございますが、特に人事配置につきましては、近年、そういった思いで努めているところでございます。

そしてまた、ちょっとずれますけれども、部長制度につきましては、やはり私がトップに立ったときに部長に伝えたことが、それがまた課長に伝わって、そして、なかなか下位まで伝わりにくいという思いはずっとございましたが、また反面、今、私は結構職員に、各課にいろんな指示を出しているわけですが、そのことが屋上屋を架すという言葉が適切なのではないかと思います。余り私はピラミッドのように階を重ねることが、市民の皆様からしても市民サービスの決して向上にはつながらないという、そういう思いでおります。

そんなこと等も含めまして、人事につきましては、いろんな方、それぞれの方からの、市民の皆さんからいろんな御要望等ございますが、適時適切に人事配置をしてまいりたい

いと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君、質問をかえてください。

○7番（石神 真君） なかなか人事のことですので、部長制度は市長の公約でもあります。いろんな確かに市民サービスということで、きちっと市民サービスをしていればいいというわけでもなく、やっぱり職員が向上性を持って動いていただける人事をお願いして、次の質問に参りたいと思います。

これも最終的に市長にお伺いせなあかんところが出てくるのかなと思いますが、まずは、地元企業に対しての支援の仕方ということで、担当課としてはまちづくり・支援課長及び担当課が新しくできて、企業誘致や地元には本社のある、また、工場がある、支店もあるという、そういう企業に対して、いろんな取り組みをしていると思っております。特に、ここに工場誘致があります、ここにはこういうものがありますとか、いろんなことが提案されております。

そこで、今回、私は、そのいろんな提案なんかを見ている中でお願いしたい、また、それを案件として取り上げたい問題としまして、地元企業の製品を新たな公共施設の事業、トイレ改修及び水道工事等、このような事業に対して、本市の企業支援としましてどのように取り組んでいくのか、また、予算化していくのかをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 御質問にお答えをいたします。

企業誘致、企業支援の取り組みにつきましては、昨年、東海環状自動車道の関広見インターから（仮称）高富インターまでの開通見通しが2019年度と発表されていることを踏まえまして、現在、山県市都市計画マスタープランとともに、この地域のまちづくりのための用途地域の変更を検討しており、その中で商工業等の効率的な誘導を図っていきたいと考えております。

地元企業への支援といたしましては、企業間のマッチングを支援するサイト、山県市元気企業ナビを立ち上げ、現在、100社以上が登録をいただいております。その中で情報配信をしており、また、市内を代表する水栓バルブ産業のPR用VTRを作成し、サイトで配信するとともに、雇用の確保事業の資料として活用をさせていただいております。

雇用の確保事業ですが、主に製造業の企業の方から雇用の確保の支援をという要望が多くあります。昨年度より企業の人事担当者と近隣高校、大学等の進路指導担当者に参

加をいただき、情報交換の場といたしまして、山口市就職支援会議を開催しております。また、市内の企業を身近に知っていただくために、高校生を対象といたしました市内企業見学会を開催しております。昨年度は、市内企業2社に、山県高校、岐阜城北高校の生徒17名が参加をしていただいております。

市外企業との新たなビジネスの創出と企業の支援といたしましては、日本最大級の異業種交流展示会のメッセナゴヤに、山口市と山口市商工会が共同でブースを確保し、市内企業に出展をしていただいております。本年度も平成27年11月4日から4日間、市内企業4社が出展をいたしました。

石神議員の御提案いただいております案件ですが、事例といたしましては、平成25年度に市内の公共施設の水回りの点検において、自閉式水栓にできるものを取りかえております。その際、自閉式水栓を市内企業で製造した商品の優先的な採用をお願いした結果、4施設、30カ所において該当する商品で対応をしていただいております。

今後におきましても、新たな公共事業や施設の修繕工事等で、可能な限り市内で製造された商品を採用していきたいと考えております。そうしていくためにも、水栓バルブ関係であれば、水栓バルブ発祥の地として関連企業が集積しております強みを生かして、この地域で製造される統一商品や地域ブランドの構築など、産官学の連携を視野に入れ、地元企業、山口市商工会とともに検討をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） 4施設、30カ所で地元の商品、製品といいますか、それを使っていると。あと、その他、統一ブランド、地域の構築などに努力をしていると。メッセナゴヤにも山口市のブースを使って進めているということではありますが、そこで、再質問としましては、4施設、30カ所はどこかと。それと、メッセナゴヤに出展した山口市の展示においてどれだけ効果があったのかと。効果があったのかは、わかる範囲で結構でございます。

それと、大体、後ほど答弁でもまた私と同じことが出てくるかなと思いますが、ロビーに展示した業者、結構、僕、資料でつくっていました。27社ぐらいありましたが、この製品も、水栓バルブの発祥の地、山県ではありますが、木工、いろんなことがございます。ほかの山口市を外に出そうといういろんな企業の方がみえます。そういう企業の方の製品、今は水道バルブ関係についてはお答えをいただきましたが、その他、木工、またほかにもあるのか、その点をどのように活用していけるのかを、ちょっとまちづくり・企業課長に再質問させていただきます。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 再質問にお答えをいたします。

まず、4施設、30カ所につきましては、高富、富岡、梅原、美山の各小学校のトイレの施設でございます。

先ほど言われましたメッセナゴヤでの出展の効果ということですが、これは、PRという意味もありますが、市内企業の方の意識の改革というか、これによって外にいかに関係情報を発信していくことが今後必要であるかということのを再認識していただけたらと考えております。

また、水栓バルブ以外の業種の方のメッセナゴヤの出展やPRのための、先ほどありました山県市役所のロビー展示につきましては、21の企業や団体、個人の方の展示がありました。展示内容といたしましては、やはり水栓バルブ関係と木工関係が主でございました。

今後におきましても、水栓バルブ関係だけではなく、市内で製造されます商品のPR、また、新たな事業や修繕工事等において、可能な限り市内で製造された商品等の採用ができるよう考えてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） 再々質問になってしまいますので、その後にしゃべれませんので、先に言っておきますが、難しい話だとは思いますが、最終的に市長にお伺いしたいと先ほども申しましたが、何もつくってありません。課長の答弁を聞いて今思いついただけではありますが、確かに、地元企業の材料、製品を使っていきたいという市の体制もわかります。企業支援課を市長がつくられたということではありますが、今、設置してあるものを市内の業者の製品に全部変えよということになりますと、かなり予算がかかりますが、そういうことに対しても、少しずつでもいいから予算化をして、本市の公共施設の製品を取りかえていくように、苦しい財政の中ではありますが、支援の仕方としてそういうことをやっていくつもりはあるのかなのか。できればしていただきたいのですが、どのような答弁がいただけるかわかりませんが、前向きな答弁をいただくことを望んで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

答弁書の検討をしていますときに、私は、各課長全員おりますので、審議をしている

ときに、まず、職員が市内の企業の皆さんですとか市内の製品を使うという、そういう対応を極力してほしいということをお願いしました。

その中で1つお話をしたのは、以前、美山中学校が完成した後に、あの地域の方から、地元で水栓をつくっているの、寄附をするので、水栓を変えてほしいという依頼がありました。それは無償で企業の方からそういう申し出があって、それは、設計の段階からそういう意識が全く職員にはなくて、選ばれるものは何々のメーカーの製品だったと思いますが、まず、職員がそういう意識を持つことが大切だということを、また、そういったことを話しまして、職員にそういった気持ちを促しました。

そこで、そういったことでございますが、公共施設を予算化して、新たに地元の製品に置きかえというのは、ちょっとまた改築のとき等にそういった予算措置はさせていただくこととしまして、今は、まずは職員が常に地元の企業、地元の商品ですとか商店を利用するという意識を持つことが一番大切なことだと考えております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時15分より再開いたします。

午前10時58分休憩

午前11時15分再開

○副議長（武藤孝成君） 地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 先ほど影山議員から御質問がありました美山漁協との連携についてで4点目の御質問について、私のほうで40万の補助でアマゴが1,700キログラム、約2万1,000匹というふうに申し上げましたが、私の説明のほうで誤解があるといけませんもので、修正をさせていただきます。

40万ということをお願いしましたが、40万で1,700キロ、2万1,000匹ということにつきましては、これは漁協の全体事業でございますので、40万円で何匹のアマゴが放流できたかということに関しましては、約300キログラム、匹数として3,700匹の放流が可能ということになります。

続きまして、再質問でいただきました、解禁の日にはアマゴの成魚をどれだけ放流した

かということにつきましては、解禁日 2 月 21 日でございますが、565 キログラムを放流しております。565 を先ほどの約 80 グラムということで割りますと、約 7,000 匹の放流ということになると思います。

以上でございます。

○副議長（武藤孝成君） 通告順位 3 番 福井一徳君。

○3 番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。今、議長から御指名いただきましたので、一般通告書に基づいて質問をしたいと思います。

まず、第 1 番目、公共交通網形成計画策定調査事業中間報告、今後の方向についてということです。

中身について、今、中間段階だということで、市長に御質問しようと思ったんですが、企画財政課長のほうで答えをしたいということでしたので、市長については再質問したいと思います。

質問の要旨ですが、第 4 回の市議会、いわゆる 12 月の議会において、（仮称）高富インター開通に向けた山県市の公共交通の再編計画について市長にお尋ねしました。そこでは、2019 年度、インターチェンジが 1 年早めた開通をすると。それに合わせてバスターミナルを設置して、新たな公共交通の再編計画を 2018 年度までにつくり、その運営事業社についても確保をしたい、明確な答弁がありました。そして、これを受けた形で、本年 2 月 10 日に公共交通会議が開催されまして、表題の中間報告がなされました。

そこで、この中間報告に関連して、企画財政課長に基本的なお考えをお尋ねしたいと思います。

まず 1 点目、ハーバス大桑線、伊自良線のデマンド型交通の検討が提起を中間報告でされています。デマンドバスの具体化が課題に上がったということは、高齢者や交通弱者の皆さんにとってはうれしいことではないかというふうに思います。しかし、この中間報告の中身を見ると、上記以外、岩佐とか中洞地域や高富・富岡地域、例えば、高富地域でも旭ヶ丘や蛭ヶ丘という団地、それから、東深瀬も現在ハーバスから全くそれた地域がたくさんあります。そうした不便な地域のデマンドバス運行というのは、今後の公共交通網形成計画検討課題にきちんと含めていくのかどうかというのを 1 点御質問したいと思います。

2 点目は、交通会議、傍聴させていただきました。その中で副会長の関西大学の先生が、乾の乗り合いタクシーの実施報告を受けて、高齢者のことを考えたら、バス停まで歩くのではなくて、玄関まで迎えに行ったほうがいいのかというような趣旨の発言をされました。高齢者や交通弱者のことを考えれば、私は、予約システムを導入し

て、送迎コストも実際は余り変わらない、10人乗せて運ぶわけですからね。出発、また帰路は戸口方式を採用すべきだというふうに、高齢者の実態から考えればそのように思うんですが、その点についてどうか。

2点について伺いをいたします。

○副議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

本市では、平成19年10月から施行をされていた地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、平成25年8月、本市で初めて地域公共交通総合連携計画等を策定いたしました。しかし、同法の改正法が平成26年11月20日から施行となったため、現在は、この改正法に基づく地域公共交通網形成計画を策定すべく、国の補助金も活用しながら、調査をいたしているところでございます。

現在策定を目指しているこの計画のポイントの1つには、本市のインターチェンジの開通を見込んで整備しているバスターミナルがございます。このバスターミナルには、市内交通のハブ機能を持たせ、パーク・アンド・バスライドや市外からの観光客訪問の拠点化も目指しているからでございます。ちなみに、現計画の地域公共交通総合連携計画には、このバスターミナルにハブ機能を持たせた理念を含んでいるものではございません。そのため、現在策定を目指している地域公共交通網形成計画におきましては、この理念を取り入れつつも、現計画の地域公共交通総合連携計画を踏襲してまいりたいと考えているところでございます。

そこで、議員お尋ねのデマンド交通に関しまして、現計画の地域公共交通総合連携計画では、高富・富岡地区におきましては、短期的視点での路線再編案では市街地巡回ルートの新設、長期的視点での路線再編案ではデマンド型乗り合いタクシーの導入について、地域での合意形成が整い、関係機関との調整がついたところから実施していくこととしておりますので、当然、検討していくことにはなるものでございます。

他方、岩佐、中洞の西武芸地区につきましては、現在の岐北線、岐阜板取線の利用人数は、人口減少に伴い減りつつはありますが、両線合わせて年間延べ16万人の方が利用されており、現時点でデマンド型交通を導入することは適切ではないのではないかと考えております。

次に、乾地区の乗り合いタクシーの出発、帰路を戸口にすることについてでございますが、そもそもこれを始めるに当たりましては、タクシー事業者には、県道沿いのみならず、地域の集落等に迂回しながら運行するように打診いたしておったところでございますが、限られた運行時間内で安全に輸送するためには迂回ができないという事業者側

の意向がありました。その大きな理由は冬場の積雪時の心配でございましたので、積雪時には運休または迂回しなくてもよいからという打診もいたしたのでございますが、最終的には、地域住民と事業者との協議によりまして、現在の運行形態としているものでございます。ただし、今後も引き続き、地域住民の方、事業者との協議を重ねながら、より経済効率的で利便性のある持続可能な運行方式を模索していく必要があるものとは考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今の答弁について再質問をさせていただきます。企画財政課長にお尋ねをします。

今、答弁の中にありまして、実は12月の議会の中でも、短期的、それから長期的課題というふうに設定されていた部分は、今度の計画でいいますと、バスターミナルができるときに、長期的な課題も含めてここまでに整備をして出発をするんだというのが市長の答弁でした。そういう点でいうと、実際には先ほど短期的、長期的には、例えば高富地域もデマンド型も含めて検討するというふうにありましたが、それは2018年度までにそういう検討をして計画を進めるということだというふうに理解をしています。

先ほど岩佐とか中洞地域のことが挙げられました。あの線は利用が多いというのは、確かにおっしゃるとおりで、交通計画の中でも詳細なデータが出ています。この中身をよく見ると、あの線は利用されているんですけども、ほとんどが高富のバスターミナルから以南のところですね。そのところが圧倒的なんです。北のほうは利用者がずっと減っていく。私たちは、やっぱりそういう実態を見るときに、もう少し中身をきちっと検討する必要があるというふうに思っていますので、それで、例えば、これも12月の質問の中で新しい連携計画、交通網計画を検討するときに、従来の連携計画、これをきちんと取り込むかどうかということをして市長にお尋ねしました。市長は、具体的なこの中身については踏襲をするというふうにお答えになりました。この中には、実は高齢者のいろんな生活実態が書いてあって、それをどういうふうに解決していったらいいのか、読み込むと、必ずしも今のハーバス路線とか、ああいうようなやり方だけでは解決しないということが読み取れるんですね。

例えば、メッシュ別高齢者数という、こういうデータがあるんです。これは、どの地域に高齢者が住んでいるか、もちろん市のつくったデータですから、当然、御存じだと思うんですけど、この中で見ると、高富地域周辺での集積が非常に高い。これ、絶対数はそうですよね。当然のことだと思います。それとあわせて、周辺部では伊自良、谷合、

岩佐、青波が高くなっているというふうに具体的な分析が書かれています。私たちは、こうした実態に合わせてどのように検討するかということが必要だというふうに思っているんですね。ですから、データの的にこの線が多いからと言うんですけど、もう少し詳しく地域別に見る必要がある。

その点で、課長に再質問でお聞きしたいのは、そうした計画をつくっていく最終的な報告はいつまで、市長は2018年度までにまとめるというふうにおっしゃいました。それをお聞きするのは、具体的に市民の声を含めて、どこまできちっとした検討の中で声が反映させられる場があるのかということを確認をしたい。今、山口市でデマンドを実現する会の皆さんと一緒にまたお話をしたいということで相談をしているんですね。ぜひそういう地域の実情を入れたいということで、その最終報告はいつごろにまとめていくのかという点、それは、市長が答弁された2018年度末までにということとの関連で1点お聞きしたいのと、それからもう一つは、公共交通会議、いろいろ提案が出てきますよね。それぞれ出てきた中身について、地域の皆さんの声を聞いて実施をしていくというお話がありました。私は、そうした具体的な案が出される以前の起案のレベル、そのレベルで市役所の中にどういった検討組織を持って検討を実際にされているのかと。

この前交通会議にもお伺いして、そのときに課長から御紹介もいただきました。テイクコクの方、非常にその分野でスペシャリストだというふうにおっしゃったんですけど、そういう方も一緒に参加していただいて、ぜひ地域の実情を知っていただきたいというようなことを思うものですから、ぜひそこらあたりのそういう検討のスケジュール、どういう段取りになっていくのかということをお聞きしたい。

それから、きょう答弁にはありませんでしたけど、デマンドバスの予約タクシーの予約システムの話ですね。この間、課長にお聞きしました。デマンドは必ずしもいいことばかりではない。いろいろ宣伝されるときはいいことばかり言うけど、現実には、例えば、予約をしたけど忘れてしまってだめだったとか、それから、予約していないけど、来ない来ないといって苦情が入るという問題が起きているんだという話があったんですね。私は、それは運用の問題だと思うんですね。玉城町の社会福祉協議会の事務局長さん、講演でおっしゃっていました。いかに市民に利用の仕方を徹底するか。これは、運用を徹底するという問題ですね。デマンドという仕組み、システムが問題ではない。だから、私は、そういう課題はきちっと切り分けてやる必要があるというふうに思うんですね。

そういうことを含めて、ぜひ具体的な中身が高齢者のためになるような計画になるように、課長のところにどういった最終的な検討の流れになっていくかを御質問したいと思

います。

○副議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

まず、報告、今回のは中間報告ですが、最終報告はどのようなことになるかということなんですが、この間、議員さんには個人的にはお話ししたかと思うんですが、今回の調査事業は、今年度の国庫補助金を受けて調査いたしております。その関係上、一定の分を今年度中にまとめなければなりません。それを最終報告とするのか、とりあえず、国の調査事業としてはここで一区切りという最終報告にするのかは考え方があります。まずは、国庫補助金の関係上、一定の形で最終報告という形はとります。ただ、これが最終的な調査報告になるかどうかは今決めかねているところではございます。

それと、市民の方々の意見、私どもは以前から議員さんとも、議員になられる前からも意見交換させていただいておりまして、耳を傾ける姿勢はございます。ただ、こういったことに議員さん御発言いただきますけれども、他方ではバスをもっと縮小せよという意見も同様にしてあるんです。数年前に事業仕分けでやったときに、やっぱり市民判定人の方も、本当、今までの事業仕分けの中の唯一じゃないかなと思うんですが、3等分されました。要は、もっと拡充すべき、いや、もしくはもっと民間に任せて行政は撤退すべき、どうするのかわからないというような、本当に3分の1ずつになったという大変重要な難しい課題でございます。そのためにも、特定の方々だけの意向をとということにはなかなか、トレードオフのような関係もございまして、難しいところではありますが、地域事情を見据えながら、なるべくコンセンサスがとれるような施策を目指してまいりたいと思っております。

それと、コンサルタントにつきましては、プロフェッショナルというよりも、公共交通のプロフェッショナルはほかにもたくさんあります。前、提案いただいたときにも、もちろんプロフェッショナルがいました。ただ、テイコクさんのところは、初期のころから本腰を私のところへ入れていただいております。地域実情を一番わかっていらっしゃるコンサルタントかなという認識はいたしております。彼らの目線から中立的な立場からのコメントも求めたいなと思っておりますし、もちろん実際利用してみえる方等の意見も耳を傾けたいと思っております。

今回の公共交通網の計画をつくるに当たりましては、先ほど言いましたように、前の総合連携計画を踏襲するというのを基本としておりますので、この総合連携計画をつくるときに、実はテイコクさんも同席していただいて、地域を何カ所か行って、ワークショップみたいなこともやりました。そこでのいろんな意見もいただきました。そこでも

多様な意見ではありました。

今回、この計画をつくるに当たっては、そこまでのワークショップをやろうとは今のところは考えておりませんが、前のワークショップ等で出た意見等は踏まえながらつくってまいりたいと思っておりますし、議員さん初めほかの方々、この地域公共交通について一生懸命考えていただけている方々の声については耳を傾けたいと思っておりますので、時間がとれば、私も時間は割きたいというふうに思っております。

あと、予約のデメリットにつきましては、議員も御発言のようなことは私も認識しております。逆に、デマンドじゃなくて今の路線バスの場合でも、待っていたのにスルーしたというような問題も起きています。これは切り分けて考えるべきだと思っておりますが、たまたまこの間お話ししたときには、他の自治体から玉城町さんのことを含めそのようなことが起きていますよということをちょっと話したわけでありまして、課題は切り分けるべきやと私も認識しております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○副議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） ありがとうございました。

事業補助金の関係で、とりあえずは一旦提出をするということはわかりましたし、その後に実態としてさらに検討は深める場を設けていくというお話でした。地域のワークショップも私、ずっと参加させていただいて、地域の中でやっぱりデマンドバスをやってくれというような声もありましたし、そういうものをぜひ読み込んで、先ほど課長がおっしゃったんですが、このまとめというのは、私はかなり幅広くアンケート調査もされて、その中で市民の皆さんの実態ということを明らかにして、そのもとにつくられているんですね。ですから、かなり多くの意見を反映しているというふうに私は理解していますので、こういうものをいかに計画に具体的にどういうふうに表現させるかが重要だと思いますので、ぜひそういう場をこれからも持っていただいて、具体的に詰めていきたいというふうに思います。

それで、再々質問、市長にお尋ねをします。

私、これ、デマンドバス、何としても実現したいと思って、ずっと毎回の議会でお尋ねをしてきました。議事録、ここに全部持っているんですが、それで、6月の議会では、市長が、これから前期高齢者の方が、65歳以上の方が後期高齢者の75歳ぐらい以上になると、みんな運転されるので、バスの需要が減っていくのではないかという御答弁がありました。これについての評価はいっぱいありました。私は、このときに、実は国土交通省で新しい法律ができて、高齢者の認知対策とかいろんなことを含めて、今後、そこ

はシビアにハードルをしないといけないという方向で出たんですが、市長の御答弁では、免許証の取得について新たな対策がいろいろとられているというふうなお話でした。

これ、実際には、たまたま今月の県議会の中で具体的に県警の本部長、岡 真臣本部長が3つのことをお話しされていたんですね。3月9日です。交通安全のやっぱり推進を図っていくということと、高齢者の身体的低下の自覚、これをきちんとしていきたい。高齢者の事故防止に努めたい。この中で、おっしゃっていたのは、やっぱり高齢になると、先ほど市長がおっしゃったんですけど、前期の人が10年たてば、身体的にやっぱり低下するわけですよ。そういうことをやっぱり自覚しながら、安全な交通の対応をしないといけない。そういう意味でいうと、要するに、免許の返上も含めて、山県市で高齢化の問題は津々いろいろ資料が出ていますので、そういうことを考えたときに、そういう対策は必要ですけど、その際に、やっぱりきちとした足がないと困っちゃうわけですよ。

このデータの中にも実はあるんですよ。美山地区とか伊自良地区で80を過ぎても車を運転するという人が、高富地域、富岡地域の倍ぐらいあるんですよ。データでちゃんと載っています。それは、結局、困るからなんです。そういう足が確保されていれば、別に怖い運転をしなくても済むわけですね。高齢者の方って、結構、ぼこぼこぼこことへこんでいますよね。そういうことがあるので、私は、本当に高齢者の実態をきちんとつかむのであれば、英断をする必要があるというふうに思って、先ほどのメッシュデータなんか市が出されている中身ですので、活用してやりたいというふうに思ったんです。

けさの最初の答弁の中で、デマンドバスは巨額な投資であるという同僚議員からの意見がありました。これは、巨額な投資、検証もされていないんですね。我々は今、ハーバスでほとんど乗っていない、その予算を振り向けたりできるのではないかな、具体的な数値的な検証もしました。やっぱりほとんど利用しにくいハーバスに出しているわけですね。これをきちっと確保するという意味では、路線を走らせることは大事なんですけど、どういう運行方法にしたらいいのか、今のお金をいかに有効に使うかという意味で議論をしています。

高齢者の本当に実際の声、例えば、昔、高中だったところの高富中央公民館、ありますよね。あのスロープを上がるのが大変だという高齢者の人たち、お話ししていると、そういうことが出るんですよ。私の地元の富岡公民館でもそうですよね。この間、作品発表会がありましたけど、あそこの2階にホール、エレベーターがありませんので、2階へ上がりますよね。高齢者の人は、やっぱりこれは難儀やと言われるんです。

私は、そういう高齢者の実態からやっぱり出発をして、高齢者にも優しい、そういう山口市だということをぜひ実現してほしいと思いますので、そういう点も含めて市長に、もうあと2018年で決めるよという話ですので、私たちが言っているのは、いかに困っている高齢者を一日も早くということですから、一日も早くそういう思いを実現することと、全市でというのは、先ほど言いましたように、奥だけではなくて、この地域も含めて、山口市全域の中でそういうふうに困っている人たちがいる。そのことに対して、市長としてどういうふうにこれから進めていかれるのかを最後にお聞きしたいと思います。

○副議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

デマンド交通につきましては、福井議員からも従来からいろいろ御意見をいただいておりますし、私どもも十分検討させていただいております。

そして、18年を目標に今いろいろ計画をつくっておるわけですが、そうした中で一番大きな懸念は、大きいといいますか、当然、高齢者の方に対する支援と、また一方では、これは少し視点を変えますと、今のなりわいをしてみえる事業者の方がおみえですので、そういった方にどういかに配慮することができるかということが、今、市内でデマンドのような運行形態をとりますと、壊滅的な事業者の方への影響があると思います。

そういったことも含めながら、この地域公共交通網形成計画を作成しまして、そして、デマンドでも対応できるような補助金制度をいただきまして、そしてまた、もう一つ、山口市内は非常に非効率的な運行形態になると思います。それは、面積が非常に多いものですから、同じ1人を運ぶ料金体系も、他市と比較しますと割高になるというように思いもございます。そういったところをいかに計画の中で知恵を出して、それぞれの課題を解決していくことが大切なことで、そのことが最終的には高齢者の方への買い物支援も福祉活動も含めた支援になると思っております。そういった観点から、しっかりとした計画をつくりながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） ありがとうございました。

やっぱりこうした計画は、地域の事業者も含めて、よく相談をして、みんなでつくり上げていくということが非常に大事なので、私はその点でいろんな案を提案していますが、それが別に全てでがちがちということではなくて、いろいろ協議をしていって、よ

り山口市にとって必要なこと、そのためにはやっぱり高齢者のそういう要望にきちんと応えていく、そういう実態になることが大事だと思いますので、引き続きまた具体的な協議等、させていただきたいと思います。

それで、2番目の質問に移りたいと思います。

要支援のホームヘルプサービス、デイサービスの事業を地域支援事業へ移行する件です。山口市は今年度から、介護保険制度の改正によって、要支援者のホームヘルプサービス、介護予防訪問介護、デイサービス、介護予防の通所介護を地域支援事業に総合事業ということで移行することを決めて、予算もそのように計上されています。

介護保険制度というのは、2000年にスタートして15年たったわけですね。みんなで支える老後の安心を合い言葉にして、介護の社会化ということで、介護保険料を払うかわりに、いざというときには公的介護保険制度で十分な介護が得られるはずでした。しかし、15年たった今、要介護高齢者をめぐる状況は決して安心できるものにはなっていない。

それで、お尋ねです。この中身については、課長と市長にお尋ねしたいというふうに思いますが、まず第1点目、要支援者のサービスで最も利用の多いこの2つのサービスを、全国一律の保険給付から市町村ごとの総合事業に移管させることによる軽度者の保険外しの第一歩にならないかという点です。

第2点目は、サービスの提供主体を現行の介護保険事業者から住民ボランティア、無資格者によるサービスなど、多様なサービスに置きかえていくことでコストの大幅な削減を図るという狙いが見えますが、現実的には、現行の介護保険サービス事業者のかわりになるようなサービス提供主体が確保困難だという実態があると思います。山口市の現状と今後の考えについてお尋ねをしたい。

こうした中で、移行時にはサービス提供の大部分が既存の事業者による現行相当サービスの提供となりますけれども、単価はそのままにする意向を担当課長からお聞きしました。そこで、今後、大幅に事業費の安い無資格基準緩和の通所型のサービスAの安易な導入はすべきでないというふうに考えますが、そのお考えをお聞きしたい。

総合事業に移管することによって、介護保険利用の入り口である窓口で要介護認定申請が抑制されるおそれも一部自治体で起きています。市は、要介護認定の申請をする権利を尊重して、振り分け前に認定申請を受け付けるようにすべきだというふうに思いますが、その点での対応方針はどうか、お尋ねをしたい。

今回、移行に当たっては、国が新たに費用の上限管理という仕組みを設けました。総合事業は一般会計と区別された介護保険特別会計の中で経理がされて、財源構成は介護

保険給付と同様に、国が25%、県が12.5%、市が12.5%、保険料が50%、保険料というのは市民が払う保険料ですね。保険料は50%ですが、事業費に上限をつけられています。しかし、法改正の参議院で附帯決議が上がっていきまして、この中で政府に財源の確保を含めた必要な支援を求めています。市長もこの立場に間違いはないというふうに思いますが、市として安易なサービス切り捨てではなく、上限管理にかかわらず、介護保険事業への財政支出をしていく考えはあるかどうか、市長の見解もお尋ねをしたいと思います。

○副議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

団塊の世代全てが75歳以上になる2025年をめぐり、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現しなければなりません。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要であると言われています。

国は、高齢者の在宅生活を支えるために、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築を求め、平成30年3月までに、予防給付のうち、訪問介護、通所介護について、地域支援事業への移行を決定しました。

開始時期は市町村によってさまざま、本市は、1年前倒しして、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始することといたしました。この事業は、名前のとおり2つの大きな柱から成り立っています。1つは、本人の自発的な参加意欲に基づく継続性のある効果的な介護予防の実施という柱、もう一つは、地域の多様な主体による多様な生活支援を地域の中で確保して、地域における自立した日常生活を実現するという柱です。この事業の目的は地域づくりであり、早期に開始することで早期に山県市の地域づくりに取り組むことができます。

また、事業費の上限でございますが、事業実施の前年度の予防訪問介護、予防通所介護、介護予防支援、介護予防事業費の実績額の合計に直近3カ年の後期高齢者の伸び率を乗じることになっています。早期に移行すると、実施額の合計に110%を乗じるという特例を適用することができます。また、29年度は第7期の介護保険事業計画の策定年度となります。早期に実施することで、1年分の実績額をもとに保険料算定ができるメリットもございます。

1点目の軽度者の保険外しの第一歩にならないかとの御質問につきましては、平成28年度から、通所介護サービスの移行は、現行相当のサービス以外に、入浴などは必要と

されない閉じこもり予防目的の方のためのミニデイサービスとしての通所型サービスA、リハビリ目的の短期集中リハビリとしての通所型サービスCなどを行い、利用者や家族が選択できるようになるメリットがあります。費用のかからないサービスへ強制的に移行するものではありませんので、保険外しにはなりません。

2点目のサービスの提供主体の確保につきましては、現段階では、介護保険事業者以外に安心してお任せできる事業主体はございませんので、市民ボランティアの基盤整備ができるまでには時間がかかります。今後、研修等を行い、ボランティア等の養成を行っていく必要があると考えています。

訪問型サービスAにつきましては、担い手が育つまでは導入できないと考えています。

総合事業に移行しましても、介護認定申請を拒むものではなく、むしろ認定審査の結果、非該当となった方が総合事業のサービスを利用できるようになるなどのメリットがあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

今回の国の制度改正が発表されました折には、総合支援事業は軽度者の介護からの切り離しなどと言われましたが、介護保険の給付事業ではなく、地域支援事業の中で、それぞれの自治体の特性に合わせたサービスを提供していくことになったのであると認識をいたしております。

いかに重症化せず暮らしていけるか、また、介護職員の不足も大きな問題であり、お互いに地域で助け合って生活していることが重要だと考えております。本市におきましては、既に高齢化率が30%を超えており、今後、介護保険の利用者が増加することは間違いないことと認識しておりますので、元気な方がボランティアとして活動していただけるシステムを構築すれば、その方の健康寿命の延伸にもつながっていくものと考えております。

総合事業に移行いたしましても、必要な人に必要なサービスを提供していくことと安心・安全なサービスを提供することは当然のことであると考えており、サービスを提供していけるよう努力してまいります。

以上でございます。

○副議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） ありがとうございました。

今、課長と市長に御答弁をいただきました。課長の答弁の冒頭にあったんですが、地

域包括ケアシステム、これは、市町村が地域の自主性や主体性に基づいて、地域の特性に応じてつくり上げていくということが必要だというふうに書かれているんですね。

私が問題だと思っているのは、今までは介護保険というのは全国一律なんですね、基準が。それが地域の実情に合わせていろんなメニューをつくっていいですよというふうになるんですけども、高齢者の例えば構成だとか人口密度、先ほどデマンドのときもおっしゃいましたが、地形的な問題だとか、当然、要するに高齢化率の進展だとかって、いろいろ違いがあるんですよ。そうすると、地域の実情に合わせてという中で具体的に進めていく場合に、大いにそこが切り下げになっていく可能性が非常に危険性がある。私は、総合事業にずっと移管をしていくという関係がありますので、これは非常に重要な第一歩だと思うんですね。ここのところを本当に、そうならないというふうに市長はおっしゃったんですが、やっぱりならない決意も含めて、そのところはきちっとしていくということが大事だと思っています。

事業の上限管理、中身については私も承知してしまして、実質的に10%早ければ上乘せになるよと。スタートして、昨年からという予定でしたけど、なかなか移行する全国の自治体は少なかったんですね。先行されている事例の中でいろいろな問題も起きているところもあります。状況を見ながら、答弁の中では、移行されて、きちっとサービスは確保するというふうな答弁でしたので、そのところについては大丈夫なんだなというふうに思います。

課長の答弁の中で私が大事だというふうに思ったのは、1つは認定申請、これはもう無条件で受け入れる。その後に外れた人に対しての対応ができるということで、そのところは優しい対応をするんだよという話でした。これは非常に、例えば認定申請に行かずにそちらに振っちゃうという仕分けもあったりしますので、山口市の場合はそういうことは絶対しないということが1つと、それからもう一つは、単純にサービスAに移行するのではなくて、担い手が育つまでは、だから、担い手が育たないのにそういうような形はしませんということも明言されました。これは非常に大切なことで、私は山口市としての方針としてはいいことだというように思いますので、その2つはきちんと確認されたと思うんですね。

先ほど言いましたように、例えば、介護職員の不足というのは、全国、山口市の中でもいろいろ出ていると思うんですね。国がやっぱり独自に介護職員へのいろんな手当をやるということは、この間、法案が野党からも出されていますけど、これはぜひ介護職員の不足問題については独自に給与を上げる、10万ぐらい下がりますから……。

〔「山口市も独自でやっています」と呼ぶ者あり〕

○3番（福井一徳君） はい。後でお聞きします。

そういうことも含めて、具体的にやっぱり進めていくということが必要だと思っています。

市長の答弁の中で、総合的に移行しても、必要な人に必要なサービスを提供していく、安心・安全なサービスを提供することは当然と考えているというふうに御答弁されまして、これは非常に重要な答弁だと思います。基本的にそういう立場できちっとこれからも財政的な支援も含めてやっていくという御答弁だったかどうかという点を市長に御確認をしたいと思います。

○副議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 先ほど申し上げましたように、しっかりとした体制をとりながら、この介護保険事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（武藤孝成君） 福井一徳。

○3番（福井一徳君） 国のいろんな制度が変わる中で、地方の行政の中にいろんな形が、いろんな負担がふえてきたりというようなことも結構あると思うんです。山県市の国勢調査の中でも、残念ながら2万7,118名になったということで、これからどんどんどんどんやっぱり進んでいくと。10年後には65歳以上が3人に1人、75歳以上が5人に1人ということは明確にわかっているわけですね。ですから、そういう中で、こうした介護問題についてもきちっとサポートをしていくと、財政的なことも含めてやっていくということを最後をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○副議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 操 知子君。

○1番（操 知子君） 定住人口、交流人口拡大へ向けて、お尋ねいたします。

記念日、これは世代問わず、誰もが夢見る大切なイベントです。ところで、山県市には結婚式、出産にまつわるさまざまな施設や事業、出来事があります。幾つか例を挙げると、グリーンプラザみやまの結婚式、新聞やテレビでも話題となった野生種コウノトリ、香り会館のセルフ婚、自己流プロデュース、そして、平成27年度実施の恋人の聖地

事業など、中でもグリーンプラザみやまコテージ村の芝生広場は、一見すると素朴な印象を受けますが、屋外ステージ上からの景色は、山、広く真っ青な空、コテージ村の色とりどりの屋根の色が鮮明に映え、また、背後には適度に管理された神崎川の自然そのものが楽しめます。音楽としてはもちろん、コテージ村全棟貸し切り料金の約13万円という安価で結婚式が行えます。13万円と大自然、しかし、それを御存じの方は全国にどれほどいらっしゃるのでしょうか。山口市は子育てのまちです。しかし、交流人口の拡大が最大課題の1つでもあります。

ここで、山口市として1つのテーマを持ち、発信していくことが必要ではないでしょうか。例えば、コウノトリで有名な豊岡市には、ホームページ上にフォトライブラリーがあります。富山県には飲食店向けに観光ポスターの無料配布があります。また、有名観光地は全国の鉄道駅や旅行誌への設置や掲載があります。山口市のよさをより把握し、市民の皆様からもより多く発信していただけるよう、積極的な環境づくりが必要ではないでしょうか。

そのためには、実際に山口市へ足を運んでくださる方々の御意見をお聞きすることも大切です。ホームページ上で皆様の写した写真を掲載する機会があってもよいのではないのでしょうか。山口市はギフチョウも生息しており、自然にも囲まれ、たびたびカメラマンのお姿も拝見します。

ここで、産業課長にお尋ねいたします。

名古屋駅J Rセントラルタワー42階に山口市広報分室も開設した現在、一過性ではなく定住対策を踏まえた対策として、今後、山口市としてはどのような対策をお考えでしょうか。

○副議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

定住対策につきましては、子育て支援の充実など、各課で事業を実施しております。私のほうでは、定住対策といいますより、交流人口の拡大について、考えを述べさせていただきます。

最初に、交流人口の拡大を図るには、既存の自然、観光施設、体験事業などをブラッシュアップして、さらに魅力のある体験、交流の場を整備していくことが必要であると考えております。名古屋から1時間で訪れることができる利点を生かした日帰り体験ツアーや、1泊して山口市を堪能できるツアーができればと考えております。

例えば、これは産業課としての思いではありますが、現在申請を提出しております27年度補正の地方創生加速化交付金の事業採択を要件に、美しい自然に囲まれた美山のグリ

ープラザみやまや、ことし地域おこし協力隊が整備したミヤマリトルバレーを活用した宿泊・体験コース、清流にすむ生き物や昆虫などと触れ合う体験コース、空き農地を活用した農業体験コース、炭焼きなどの林業体験コース、おいしいものを食べ歩くグルメ体験コースなどの中から事業をピックアップし、観光・交流メニューとして確立していきたいと考えております。その上で、名古屋の広報分室、YAMAGATA BASE、近隣の宿泊施設などを活用し、山県の魅力として発信していきたいと考えております。地方創生加速化交付金の事業として採択されなかった場合におきましても、順次、観光・交流事業の確立、推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○1番（操 知子君） 産業課長がおっしゃったように、既存の施設、事業をより活用することは大切なことです。しかし、これは山県市だけではなく、実際に参加していただくことはなかなか難しいものです。

ここで、1点目をお尋ねいたします。

既存の発信事業、一番集客力のある栗まつりを活用したらいかがでしょうか。栗まつりは負担金が1,500万円かかっております。福祉ではなく、山県市の将来へ向けた発信事業に使っております。農林業や企業での実体験を兼ねた婚活イベントも同時開催すると、より効果的かと存じます。

そして、既存の施設、香り会館事業に関して、山県市の発展のためには民間が活性化することが必須です。現在、高富にて毎週日曜、軽トラ市が開催されております。

ここで、2点目をお尋ねいたします。

軽トラ市を参考とし、香り会館にて毎月1回、全国から臨時営業店舗を集めて1つのまちをつくってみてはいかがでしょうか。実店舗を持つことは大変です。しかし、山県市を商売のにぎやかなまちにしなければなりません。そして、これは山県市においての起業家を育てることにもつながります。

次に、こちらは既存施設ではありませんが、既存の伊自良川に関して、伊自良南地域小倉に位置するかと存じますが、付近にはワサビ田や菌床シイタケのハウス栽培、農産物直売所てんこもり、お寺、公園などがあります。また、山県インターから伊自良湖までは山県市の観光ルートとしても大変期待ができます。

ここで、3点目をお尋ねいたします。

既存の伊自良川を有効活用したレジャー産業、釣り堀施設の建設を進めていかれてはいかがでしょうか。

以上の３点に関して、産業課長にお尋ねいたします。

○副議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 再質問にお答えします。

１点目の栗まつりを既存の事業等の発信に利用してはどうか、婚活イベントを同時に開催してはどうかということにつきましては、栗まつりは、山県市の特産品利平栗と山県市を広くＰＲするために、合併以後、平成24年度を除いて毎年行っております。平成23年以前は、利平栗のほか、山県市の農産物や農産物の加工品など食べるものの販売が主でありましたが、平成25年度からは商工会ブースを拡大し、山県市で生産される工業製品のＰＲも始めました。林業関係では、緑化推進委員会や岐阜中央森林組合などのコーナーを設け、木工体験などを実施しておりますし、そのほかに、建設課や福祉課、健康介護課の関連ブースで市が行う事業のＰＲを行っております。その市が行うＰＲブースの中で子育て事業や婚活イベントなどのＰＲを行っていくということは可能であると考えますが、婚活イベントを栗まつりで同時開催するということにつきましては、婚活イベントに出席される方の気持ちを考えますと、ちょっと難しいのではないかと考えております。

２点目の香り会館で臨時営業店を集めてまちをつくるということにつきましては、これは昨年の５月から、香り会館を自由な発想で活用し、にぎわいのある場所とするために、１名の地域おこし協力隊員に活動をしていただいております。今年度は、地域に溶け込むことを第一に、得意な花づくりに力を入れていただきました。来年度以降も、この方の意見を尊重し、各種イベントを盛り込みながら、にぎわいのある香り会館運営に努めてまいりたいと考えております。今回御提案いただいたことも、イベントの１つとして、協力隊員と相談をしながら検討をしてまいりたいと考えております。

３点目の伊自良川を活用したレジャー産業、釣り堀施設の建設につきましては、川を活用した施設の整備は、河川法の規制があり、困難なものと認識をしております。伊自良湖は、この近辺ではワカサギ釣りの名所として知られておりますし、恋人の聖地としても認定されましたので、伊自良湖を中心とした観光ＰＲを進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○１番（操 知子君） まずは、２点目において参考例としてお話しした軽トラ市、こちらはこのたびの質問事項ではありませんので、質問は控えさせていただきますが、８月の開始より何度も産業課職員の方が足を運んでくださっております。ほかイベントでも

同様ですが、そういった機会に御出展者から積極的に御意見をお聞きし、先ほどほかの議員もおっしゃったような買い物支援の場や地域サロンなどでの活躍の場を広げていただきたい。

そして、3点目の伊自良川における釣り堀事業、こちらに関しては、行政支援のもと、自然環境を生かした例がほか自治体においては幾つかあります。再質問の際にも申しましたが、山県インターから伊自良湖ルート、特にてんこもり周辺はアクセスも良好で、周辺には観光資源となる産業や事業が既にあります。しかし、交流人口の拡大への対策は必須です。山県市の魅力は豊かな自然です。今後も山県市の自然を生かし、丸1日かけて過ごせる環境づくりを、定住対策を行っていただきますようお願い申し上げまして、私どもからの質問は以上とさせていただきます。

○副議長（武藤孝成君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

通告順位5番 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回、2件を質問します。

国も地方も厳しい財政状況下、地方創生の名のもとに地方に新しい知恵を求めています。その世の中で、日本中が人口増を図るために、その政策課題に頭を痛めております。ハンデを多く抱えている周辺が過疎地域の山県市は、少子高齢化で人口減少が甚だしい。今回はそのことに関連するテーマを含む質問2件をお尋ねします。

それでは、1番目の質問事項、教育の環境と質の向上を目指す教育改革についてを質問いたします。

子供は地域社会の宝であり、教育の原点は日本の未来を支える人材を育てることです。人口減少社会に対応した教育は、新しい学校教育の形として小中一貫教育制度があります。政府の教育再生実行会議が6・3制の見直し検討をした結果、今年4月から新しい学校制度として義務教育学校が発足します。義務教育学校とは、義務教育の修業年限は9年間、そのうち小学校に当たる6年間は前期課程、中学校に当たる3年間は後期課程、同じ敷地で1年生から9年生までともに学ぶ必要はなく、分類した形態も可能であると言っております。

そこで、次の点について伺います。

義務教育学校の内容把握と検討、研究について、本市の考えを教育長に、文科省による小中一貫教育の取り組みを進めている市町村では全て成果が上がっているという。本市の考えについては学校教育課長に、今後、5年間の児童・生徒の学校別人数動態は同じく学校教育課長に、本市における義務教育学校設置の可能性と課題は教育長にお尋ね

をいたします。

○副議長（武藤孝成君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 私からは、2点目と3点目の御質問にお答えいたします。

まず、2点目の小中一貫校にかかわる本市の考えについてお答えいたします。

本市では、小中学校が同一の校舎で行う施設一体型の小中一貫校の実現は難しいですが、小中学校の校舎を別で行う分離型の小中一貫教育は、工夫次第で教育効果が期待できると考えております。例えば、数学や理科、英語、家庭科などで中学校の教員が小学校で指導する小学校での教科担任制や小中の交換授業を試行してまいりました。今後も、小中学校の教員の兼務発令や一貫したカリキュラムの開発等により、小学校にも教科担任制を拡充していくことも可能であると考えております。また、中学校の主幹教諭が複式学級で授業を行うなどの工夫や、9年間の連続性を考慮した道德教育の計画づくりや学習規律の指導などを実施し、成果が上がりました。そのほか、地域行事や授業研究会の合同開催等の工夫など、地域の実情に応じ、教職員にも無理のない一貫教育の可能性を探ってまいりたいと考えております。

3点目の今後5年間の学校別の児童・生徒数の推移についてお答えいたします。

高富小の本年度の児童数は377名で、平成32年度は299名、富岡小学校は339名が283名、梅原小学校は67名が59名、大桑小学校は52名が39名、桜尾小学校は68名が74名、伊自良南小学校は127名が98名、伊自良北小学校は42名が28名、美山小学校は256名が180名、いわ桜小学校は31名が36名、高富中学校は531名が441名、伊自良中学校は101名が76名、美山中中学校は166名が135名、以上、全児童・生徒数は、本年度の2,157名が5年後には1,748名となり、409名の減少が見込まれます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（武藤孝成君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 1点目と4点目の義務教育学校についてお答えします。

1点目の義務教育学校に対する考えについてお答えします。

義務教育学校は、学校教育制度の多様化や弾力化を推進するために、学校教育法第1条において、従来の小学校や中学校に加えて、小学校から中学校の義務教育を一貫して行う新たな校種として規定されました。この義務教育学校導入の理念は、小中学校が目指す子供像を共有すること、その実現のために、9年間を通じた系統的な教育を目指すことの2つにあると捉えています。これらは、義務教育学校を設置しない場合においても、これからの教育で大切なことであると考えており、次のような取り組みを進めております。

1つ目の小中学校が目指す子供像を共有することについては、来年度より市内全ての小中学校を地域とともにある学校、いわゆるコミュニティースクールに指定し、特に美山地域、伊自良地域においては小中合同の運営協議会を設置するなど、中央教育審議会の答申にも示されているように、学校関係者、保護者、地域住民との間において、新たな学校づくりに関する方向性や方針を共有し、理解を得る、そのことを通して、地域としての目指す子供像、教育の姿を描き、共有していただけるようにしていきたいと思っております。

2つ目の9年間を通じた系統的な教育を目指すことについては、例えば、喫緊の課題である小学校外国語活動の充実について、小学校の学習教材『Hi, friends!』を中学校の英語担当も一緒になって研究し、実際の小学校の授業に中学校の英語担当教員が協力できる態勢づくりを今年度から始めるなど、必要な内容についてできる形で9年間を通じた系統的な教育に取り組んでいるところです。

御質問の4点目の義務教育学校の設置の可能性についてお答えします。

義務教育学校の設置形態として、施設一体型、施設隣接型、施設分離型が示されています。本年度、県内の小中一貫教育推進校を視察させていただきましたが、施設は一体ではあるが、小中学校それぞれに校長先生がみえるなど、教育内容、その形態として、義務教育学校ではない部分も見受けられました。このようなことから、それぞれの地域の実情に応じた形でこの小中一貫教育が進められているということを実感しました。

本市において、義務教育学校の設置を考えていくとき、現段階では施設分離型として全ての教育内容を一貫させることは、距離的な問題等が残され、効率的とは言えません。また、施設一体型にすることに伴う多大な財政支出には費用対効果の課題が残ります。また、学校の統廃合と引きかえに安易に利用される懸念も指摘されているところです。

本市としましては、義務教育学校という形にとらわれることなく、小中一貫教育について、コミュニティースクールにおける学校関係者、保護者、地域住民との新たな学校、地域づくりに関する方向性や方針にかかわる議論を踏まえ、よりよい9年間を通じた系統的な教育を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（武藤孝成君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） それぞれ4点について答弁をいただきましたけれども、数字の上でも明確に言えることは、5年後は子供の数が小学校は263人、19.3%、中学生は146人、18.3%、そして、小学校でも3校が複式学級になるということなんです。これはどうしようもない現実かと思いますが、そこで、少しでも子供たちに、あるいは対外的に

も、山県市の義務教育の向上を目指すために、2点、再質問をさせていただきます。

1点目は、今、今後、教育長が言われましたコミュニティースクール、学校運営協議会制度というらしいんですけれども、そのことについて、コミュニティースクールは、学校と保護者や地域の住民が知恵を出し合い、地域とともにある学校づくりを進める制度ですが、伊自良地域や美山地域は、小規模校、分離型可能な義務教育で進めるべきではないかと私は思いますけれども、特に義務教育学校というのは、御存じのように、小学校の先生も中学校の免許が要る。両方の免許を持っているということで、やはり国の考え方というのは、教師の資質を向上させるということ。やはり先生がよくなければ、子供は向上しない。

そんな点で、今のコミュニティースクールについてと、そして、2点目に、じゃ、本市の学校の環境と学習について、特徴と誇れるものは何があるのか、その1点。

そして、市長に、小泉内閣のときに米百俵の精神というのが盛んに小泉総理大臣から言われまして、皆さん御存じだと思いますが、幕末から明治に活躍した小林虎三郎長岡藩士、まちとは人が起こすもの、まちづくりは人づくり、国が起こるのもまちが栄えるのもことごとく人にある、食えないからこそ学校を建てて人物を養成するのだ。ちょうど明治元年から2年の間に新政府との戦い、戊辰戦争に敗北して、長岡藩というのは7万2,000石あったんですけれども、新政府に3分の1の約2万4,000石に減封されて、時の藩の人は本当に食べるのに困窮していたんです。そういったときに、隣の藩の三根山藩から見舞いとして送られた米百俵、地域の人はずごく喜んだわけなんですけれども、そのときに小林虎三郎が藩士たちを説得して、その米に手をつけずに売却して、学校開設の費用の一部に投入した。要するに、100俵ばかりの米は今の長岡藩の住民が1日で食ってしまうと。食ってしまったら、後に何が残ると。だけれども、学校をつくれば、そこから巣立った人は将来に向かって10万石、100万俵の米をつくれる人間ができるんだと。そういった政治ができるということですね。

そこで、市長に伺います。米百俵分は100人の1年分の米の量です。これは今でも、申し上げましたように、日本人なら誰でも知っていることなんですけれども、全国の自治体で新年度予算が発表され、3月定例会で審議されています。どこも厳しい財政状況の中、子育て支援については充実させ、議会とともに知恵を絞っています。教育には投資しているということです。持続可能なまちづくりは人づくり、目先の見えない不透明な時代だからこそ、貧乏な山暮らしだからこそ、人づくりの学問を、新しい教育方針の最優先にこそ、この山県市から発信してほしい。所見を伺います。

○副議長（武藤孝成君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 再質問の2点についてお答えします。

まず、1点目のコミュニティースクールについてお答えをします。

国では、先ほどの御質問でいただきました義務教育学校の理念を実現していくための重要なツールとして、コミュニティースクールの設置を上げています。このコミュニティースクールについて、国は、これまでの学校評議員という制度と学校支援地域本部の取り組みがその推進の両輪であると示しています。

本市においては、学校支援地域本部事業が学校コラボレーター事業として山縣市ならではの形で発展、継続しております。学校評議員制度は岐阜県の中ではどの学校にもある制度なのですが、学校支援地域本部が現在このような形で充実、発展しているところはほかにはないかと考えております。そういう意味で、両輪がそろった形でコミュニティースクールを進められるところは県内でも珍しいと自負しております。さらに、伊自良・美山地域における小中合同の運営協議会は、各学校がそれぞれの地域と進めてきたふるさと教育などをさらに発展、充実させたものにしていくことができる可能性も秘めていると考えております。これらのことから、本市が進めようとしているコミュニティースクールの取り組みは、義務教育学校設置の理念にかなうコミュニティースクールになると考えております。

さきに御質問いただいた義務教育学校は、小中一貫教育を進める学校として新たに規定されたものですが、同じように、平成11年度から中高一貫教育を進める学校として中等教育学校が学校種として加えられています。中高一貫教育を考えると、中学校と高等学校は市町村と県というように設置者が異なっており、新たな学校をつくっていかないとなかなか進められないところがありますが、小中一貫教育については、ともに市町村立の学校として、さらに本県の場合は、現在でも教員が小中をまたいで異動するなど、できる状況もあり、義務教育学校として新たな学校をつくらなくても、システムさえ工夫すれば効果的な小中一貫教育ができると考えています。

教員の資質向上という点については、この小中の連携にとどまらず、高等学校や大学との連携も視野に入れ、多様な取り組みをしてまいりたいと考えております。

2つ目の本市の学校の環境と学習について特徴と誇れるものという御質問ですが、本市の学校の環境と学習の特徴、誇れるものとして、3点を挙げたいと思います。

1つ目は、地域、市を挙げて教育にかかわる体制があることです。先ほど触れました学校コラボレーター事業に代表されるように、地域が学校、子供達に深くかかわってくださり、教育が進められているところが特徴の1つであり、誇れるものであります。子供達の健康づくりに学校医の方が主体的にかかわってくださったり、市長を初め市の行

政が学校や子供達の取り組みや活動に関心を持っていただき、そのかわりがかなり濃厚であることもその1つではないかと考えています。

誇れることの2つ目は、市内の学校、教員が1つのチームとして取り組む風土があるということです。先ほど紹介させていただいた、小学校の外国語活動に中学校の教員がかかわることや、ある学校の研修会に他校の先生も一緒になって研修を受けること、それから、学校のネットワーク構築に、普通ですと教育委員会が考えることですが、教育委員会だけでなく、使い手の学校の担当者、実際の作業をする業者も含めて顔を合わせて協議することなど、必要なことについて、チーム山県として取り組める体制、風土があることです。

3つ目は、一人一人を大切にした授業づくりを進めていることです。教育、学習においては、一人一人の子供の教育的ニーズに対応した支援をしていくことが求められています。どの学校の授業を見せていただいても、学習内容のわからないところやつまずきにきめ細かく対応していただいております。今後、そのことに加えて、授業設計の段階でユニバーサルデザインという発想を組み入れていこうという取り組みも始めているところです。

その他、ランチルームという施設があることもほかにはない特徴であります。施設面だけでなく、給食のそれぞれの材料の栄養価について話す食育や、全員がそろってできる活動、配膳時間の活用など、空間的、時間的にも特徴的な教育が推進できています。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

小泉純一郎元総理が紹介されました米百俵の逸話は、当初、これを痛みに耐える精神として捉えられていたようですが、議員御指摘のとおり、教育への投資、将来への投資という政治家の覚悟を示した精神と認識をいたしております。

私は、これまで13年間にわたりまして、小学校での歯科保健分野のフッ化物洗口を主導してまいりました。当初、学校現場には抵抗がございましたが、現在では日本でも有数の虫歯罹患率の低さを誇っております。人間の生きていく力の根本である健康の基礎中の基礎を固める教育の1つと自負をしております。

現在進めています地域とともにある学校づくりは、義務教育学校理念にも通じます地に足のついた山縣市らしさ、子供たちの心にふるさとの心を養う大切な教育であると考えられます。

教育への投資はまことに地味で地道なものでありますので、長期的な展望に立ち、本質を見誤ることなく、教育委員会と十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

そうした中で、今年度からでございますが、市の教育大綱がございますけれども、教育大綱に、私は最初に、師を仰ぐ心を育ててほしいということをお願いしました。師とは、親と、そして、先生と先輩と地域の人々です。この親と先生と先輩と地域の人々、子供たちの時代に本能的にそういった師を仰ぐ心があれば、それから社会に出て本当に大きく変わっていくのではないかと思います。

そのことは、家庭を大切に、自分がお父さんやお母さんになり家庭をつくって、次の世代につないでいくことは、今の超々少子化の時代にありまして、そういったことが非常に大切ではないかと思っていますし、しっかりとした家庭をつくっていこうという、小さい子供のときにそういった意識を育てることは大切だと考えておりますし、そして、先生もそうですね。やっぱり先生という立場の人をしっかりと敬うということは、学校でもそうですし、部活でもそうですし、また、ほかの塾でもそうですが、いろんな場合に師を仰ぐという心があれば、また一層に自分のものとして受け入れることができますし、また、社会へ出ますと、先輩を仰ぐということは、今よくパワハラという言葉が使われますけれども、同じ言葉を聞いても、自分の心の中に受けとめることがまた違ってくると思います。そして、地域の人々もそうですが、やはり今、社会に出ますと、個人を、自治会に入られる方も順番に数が少なくなっておりますけれども、やはり地域の中であって、家庭があって、それぞれの個人があるという、そういった認識をやはり学校教育の中でしっかりと育てていくことが大切なことだと考えています。

それで、ことしの教育大綱の一番に、私からのメッセージといたしまして、師を仰ぐ心、師とは親と先生と先輩と地域の人々、子は人々の熱き思いに育まれていることに感謝し、教育はそれらの人々をとうとぶ心を養う、そういったメッセージを添えさせていただきました。そういった思いも含めまして、これからの山県市の教育のあり方を、教育委員会とも十分協議しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（武藤孝成君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 昨年、首長に教育長の任命権ができたといいますか、少し制度が変わったわけですから、どうか今、市長が大綱の中にメッセージを入れられるという、そういう姿勢、特に、先日も市長と一緒に美山中学校の卒業式のときに、山県高校で「蛍の光」の歌を聞いたということで、非常に市長も感動されておりました。私たち

は、かつて卒業式に「仰げば尊し」と「蛍の光」を歌いました。そのそれぞれの文句の中に、現代では合わない歌詞もありますけれども、やはり心に響くものが大変ありますので、どうか教育長、今後とも、卒業式を、私たちも出席して、私たちの世代が感動するような、そういった卒業式をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

それでは、2番目の質問としまして、若者の就労、結婚、定住促進対策の推進についてを企画財政課長にお尋ねいたします。

少子化対策、人口増対策として、出生率1.4%の本市が危機感を持って取り組まなくてはならない最優先課題は、若者の結婚対策であると思います。かつて委員会でも取り上げられていましたが、現在の施策としての状況、次の点を含め、伺いたいと思います。

1点目、この数年間における行政が企画した男女交流事業の成果は。

2点目、今年度事業と今後の予定については。

3、結婚窓口及び相談所開設の予定、または他の施策はあるのか。

4点目、まちづくり基本条例の中に具体的な内容のものは何もないが、まちづくりの基本はそこに住民がいるかどうかではないか。例えば、山県市次代を担う子供の育成支援事業等の条例制定を提案したいが、その考えは。

以上について、お尋ねをいたします。

○副議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

本市の合計特殊出生率が県内最小値である中、若者の結婚対策が重要課題でありますことは私も全く同感でございます。

そこで、1点目の男女交流事業についてでございますが、近年では、平成24年ごろから始まっておりまして、平成25年度には、県から委託を受けたNPOが3回ほど実施をいたしております。本市が能動的に関係し出したのは、主管課は福祉課でございますけれども、平成26年度からであります。平成26年度におきましては4回開催し、延べ男女各36名が参加し、カップリングとなったのは、そのうち8組でありました。本年度におきましては、市内で働く従業員の方々にも呼びかけつつ、今までに5回開催しております、延べ男性が33名、女性が31名参加し、カップリングとなったのは、そのうち9組でございます。ちなみに、今月6日に美山中央公民館で開催した30歳のつどいも、そうした趣旨も実は含んで開催しているものでもございました。

次に、2点目の今後の予定でございますが、本年度6回目の婚活支援イベントを今度の3月20日日曜日に予定しております。男性は市内企業への従業員に限定しまして、市

内の焼肉店で実施する予定でございます。また、その翌日3月21日祝日になりますが、これは産業課が主管課ですけれども、伊自良湖が恋人の聖地に選定されましたことも踏まえまして、伊自良湖での開催を予定いたしております。

次に、3点目の結婚相談所等についてでございますが、本市では、本年度から山県市マリッジサポートセンターを開設しております。開設時間帯は毎週金曜日と第3土曜日の午前中のみでございますけれども、ぎふ広域結婚相談支援センター、ぎふマリッジサポートセンターとも連携し、運営しているところでございます。

来年度以降につきましては、今般御審議いただいております本年度の補正予算において、こうしたもののほかに、結婚に関する情報誌を年2回発行するとともに、より効果のある施策を実施していくためのアンケートの実施ですとか、地域協議会の設置、専門家による分析など、現在、国の地域少子化対策重点支援事業に申請しているところでございます。もしこれが不採択になりましても、一定の婚活支援イベントの実施と結婚相談所の開設は継続してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、4点目のまちづくり基本条例についてでございますが、これはタイトルにもありますように、まちづくりをする上での仕組みづくりという基本条例でございまして、いわばまちづくりの屋台骨でございまして、具体的にまちづくりの色づけをしようとする趣旨ではございません。具体的な内容につきましては個別条例で検討すべきと考えられますし、むしろ条例ではなく、個別施策としての基本計画を策定し、予算化していくことが一般的な手法だと考えております。

最後に、5点目の御質問で、山県市次代を担う子供の育成支援事業等の条例を制定してはどうかという御提案でございますが、次代を担う子供を育成支援していくことは、私も本市においてとても重要なテーマの1つであると認識はいたしております。ただ、条例は何のために制定するのかということが最も重要でございまして、そうした条例の制定に否定的な思いを持っているわけではございませんが、そうした理念を実現するために条例が功を奏するようなことがありましたら、そうした条例の制定もやぶさかではないと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（武藤孝成君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） それでは、再質問をお願いいたします。

1点目、2点目については理解ができました。

3点目、結婚相談所の開設に伴い、市内から相談員等の募集は考えないのかという点。

4点目、条例の内容については、今、企画財政課長が言われたように、やはり数値目

標とか、そういう具体的な例は挙げないのがあくまでも基本条例だということなものですから、その点は理解しましたが、1つ上程が今回制定されたとしますと、パブリックコメント、市民の声なんかは、本来先に聞くべきではないのかという私は理解をしておるんですけども、その点について。

そして、市長には、山県市次代を担う子供の育成事業等の条例制定についてお尋ねをします。

まちづくり基本条例の中には、具体的な内容を示すことが無理ならば、若者の結婚促進、出生率向上を目指す等の数値目標を掲げるなどを意図した条例の制定を提案したいと思いますが、そこら辺の点、市長の所見を伺いたいと思います。

○副議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

結婚相談所である山県市マリッジサポートセンターにつきましては、ぎふ広域結婚相談支援センター、ぎふマリッジサポートセンターとの連携を視野に入れた運営として、福祉課が主管課となりまして、運営自体をプロポーザルコンペによる公募によりまして事業者へ委託しているところでございます。福祉課では来年度も同様の方式を予定しておりまして、提案事業者において適切な人員が確保されることを期待しているものでございます。

他方、議員が想定しておられるのは、平成20年度まで実施していましたハッピーライフ推進協議会のようなもののことかと存じます。当時、同団体では一定の成果を上げられつつも、個人情報管理面のほかにも、相談員の確保ですとか参加者の減少化傾向を踏まえて廃止となったものであると私は認識をいたしているところでございます。

しかし、議員御発言のように、本市の合計特殊出生率は県内最小値でもあり、若者の結婚対策は重要課題でありますことから、地域の協力も得ながら、そういったものの復活も視野に入れていく必要があるのではないかと考えられます。現在、国へ申請しております地域少子化対策重点支援事業に採択されましたら、当課も福祉課のほうと連携して対応策を推進してまいりたいと考えております。

次に、条例制定のパブリックコメントの手続に関しましては、山県市パブリックコメント手続実施要綱の第4条によりまして、第4条には、実施機関は、政策を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、あらかじめ当該政策等の案を公表するものとなることになっておりまして、今般上程しております山県市まちづくり基本条例につきましても、その要綱に基づきまして、本年の1月28日から2月16日までの間、パブリックコメントを実施しているものでございます。

なお、同条例の内容につきましては、条例策定委員会の皆様が満場一致でまとめ上げられたものを市長のほうに提言していただきまして、市長はそれを尊重し、上程いたしているものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○副議長（武藤孝成君） 暫時休憩。

午後 1 時51分休憩

午後 1 時51分再開

○副議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 山県市の次代を担う子供の育成支援事業等の条例の制定についてでございますが、まだよくこの条例の内容、目的は、この条例の冠からしますとわかりますけれども、そういったものがしっかりとした目的を持って十分検討させていただきながら、必要であれば、条例の制定に向けまして進んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（武藤孝成君） 藤根圓六君。

○1 2 番（藤根圓六君） 一般質問は脚本どおりいかなくても事は済むわけですが、ひとつまちづくりということに関しては、私どもを含めて、執行部の産業、企業、建設全てで1つ一生懸命今後とも情報活動をしながら努力していきたいと思いますので、よろしく思います。

それをもって、質問を終わります。

○副議長（武藤孝成君） 以上で藤根圓六君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 1 時53分休憩

午後 2 時10分再開

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 6 番 村瀬誠三君。

○2 番（村瀬誠三君） それでは、議長からの許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

1 番目、自治会を初めとする地域貢献団体の関係についてお尋ねします。

前回の定例議会でも質問しましたが、国からの地方創生について、いろんなメニューの提案がされてきております。地方は、特に山口市のような中山間地域においては、どのようなまちづくりということが大事になってくるのではないのでしょうか。それは、何度も言いますが、私にとっては、住んでいてよかった山口市と言われるようにしたいと私は思っております。

さて、日本では以前より隣組なる制度がありました。一時期、不幸な使われ方をした時期もあったかもしれませんが、今、改めて時代の変化を眺めると、この隣組から派生したと言われる自治会、全国的には町内会といっているかもしれませんが、そういう組織が地域を形成する一助であるように思います。また、地域社会貢献団体としては、広義に解釈すれば、商工業者を中心にした商工会や、教育関係でいえばPTAや子供会育成会などがあります。もちろんボランティア団体はその最たるものです。

そこで、お尋ねします。自治会については総務課長にお尋ねします。

現在の自治会加入戸数は、山口市の総戸数に対してどのくらいの数でしょうか。また、過去5年の推移もあわせて教えてください。

2 番目、加入してみえない家庭は、何が原因で加入されていないと思われますか。

3 番目、市当局から自治会連合会へのお願い事は、広報紙の配付以外にはどのようなことを依頼しておみえなのでしょう。

この3点についてお尋ねします。

それから次に、副市長にお尋ねします。

地域社会貢献団体について、現在、市が把握している中でNPO法人化されている団体は所管別にどのくらいありますか。また、法人化されていない地域社会貢献団体は、同じく所管別にどのくらいありますか。

2 番目として、これらの団体で市からの負担金、補助金等、公金も類するわけですが、支給されている団体はどのくらいありますか。

3 番目、これらのボランティア団体の間で相互の連絡協議会等があるかどうか、把握しておみえのでしょうか。あれば教えてください。

4 番目、今後、これらのボランティア団体とどのような連携を市としてはされていく予定ですか。

以上についてお尋ねします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

まず1点目、平成27年4月1日現在、総戸数1万771戸のうち、自治会の加入戸数は8,045戸で、全体の74.69%の加入率となります。なお、過去5年の推移については、平成23年4月1日現在で、総戸数1万734戸に対して8,212戸の加入で76.50%の加入率、平成24年4月1日現在で、総戸数1万725戸に対して8,173戸の加入で76.21%の加入率、平成25年4月1日現在で、総戸数1万769戸に対して8,136戸の加入で75.55%の加入率、平成26年4月1日現在で、総戸数1万810戸に対して8,104戸の加入で74.97%の加入率でした。

本市の対外的な公表数字は以上のとおりですが、なぜか体感数字と異なる印象がありました。というのも、社会福祉施設に入所されている方々は自治会に加入されていませんし、また、同一住所で複数世帯とされている方々は、1つの自治会に加入されていれば足りるという考え方もございます。これらの世帯は少くない数で本市におみえになりますので、これらの世帯を総戸数から除いて加入率を再計算する方が、より体感数字に近いものと考えられます。

こうした考え方で、平成25年4月1日現在の数字ではありますが、これら世帯数を総戸数から除いた9,555戸で加入率を再計算すると、85.15%となります。これを多いと見るか少ないと見るかは評価の問題ではありますが、9割には足りませんが、本市においては大多数の世帯が自治会に加入されていると評価してよいのではと考えます。

2点目については、自治会未加入世帯へのアンケート等をとったわけではありませんが、地域とのつながりが薄い世帯、地域への関心が乏しい世帯が増加したということでしょうが、1世帯当たりの構成人数減少の原因と思われる核家族化や単身世帯の増加、自治会が求める使役や会費等の負担、地域とのつながりの薄い地域からの転入世帯が、本市に居住してもなお地域とのつながりを避ける傾向にあるなどが考えられます。

また、1点目の御質問への答弁でも触れましたが、自治会加入率の公表数字を算出する際の総戸数に、福祉施設等への入居世帯や同一住所で世帯が複数あるような場合が含まれていることから、公表されている自治会加入率は体感数字より低く出る傾向にあることに御留意ください。

3点目については、各地区自治会に対しては、広報誌の配布をお願いすること以外にも、自主防災組織を組織していただき、地域防災力の向上、維持に努めていただいているほか、地域の防犯灯の点灯状況や道路等の状況に御留意いただいています。もしふぐあい等がありましたら、随時、本市担当課にその状況などをお伝えいただいておりますし、常日ごろより大変お世話になっているところです。

特に、自治会連合会の構成員たる連合会長さんには、連合会傘下の地区自治会を代表して忌憚のない御意見を本市に届けていただく一方、本市からの大切な情報を各地区自

治会に逐次お伝えしていただくなどの役回り、また、本市の各種協議会等の委員として御活躍いただいております、大所高所から本市の市政について貴重な御意見をいただいているところです。

なお、本年2月18日開催の平成27年度第10回山県市自治会連合会会議において、山県市自治会連合会規約の一部改正が議事審議され、山県市自治会連合会の会員は、本市小学校区ごとに1名の地区自治会連合会長をもって組織すると、地区自治会連合会長の任は、単位自治会長の代表がこの職務に当たると改正されましたので、御報告いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

まず、1点目につきまして、本市が把握しております岐阜県認証の特定非営利活動法人は、全部で11団体となっております。また、これらのうち各課に関連等を照会したところ、総務課が1団体、福祉課が4団体、建設課1団体、生涯学習課1団体、それぞれ関連しておりました。

一方で、法人化されていない地域社会貢献団体については、各課重複があると思われませんが、総務課が24団体、市民環境課が83団体、福祉課が2団体、健康介護課が2団体、建設課が2団体、そして、消防予防課が2団体、生涯学習課が8団体となっております。

2点目について、本市から負担金、補助金及び交付金に類するものを支給している特定非営利活動法人は3団体でございました。法人化されていない地域社会貢献団体に対しましては14団体となっております。

3点目について、総務課は山県地区交通安全協会及び山県市交通安全女性連絡協議会、そして、市民環境課が山県市花の都ぎふ推進協議会、福祉課が山県市赤十字奉仕団、健康介護課が山県市食生活改善連絡協議会及び山県市食育推進サポーター、建設課が鳥羽川改修促進期成同盟会及び山県市東海環状自動車道建設促進期成同盟会、予防課が山県市女性防火クラブ運営協議会、生涯学習課が山県市ジュニアリーダーズクラブをそれぞれ把握しているところでございます。

4点目につきまして、行政の丸抱えで地域の課題を解決する手法を採用できないことは、本市の財政、人材の両面から見て明らかでございます。行政による公助の前に、自助、共助の取り組みを推進していくことは、本市にとりましても地域生き残りの鍵と考えております。法人化の有無にかかわらず、地域課題に取り組まれる団体とは、それぞれの行政分野において、最適な手法で積極的に連携を進める必要があろうかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） ありがとうございます。驚きました。過去の議会などを聞いていて、これは直接聞いたわけではなかったんですが、加入率が4分の3ほどじゃないのというような話が今まで聞かせていただいていたのが、総務課長の話によりますと、体感数字でいくと約85%ということで、かなりこれは高い数字だと思います。

それで、実は、皆さんも御存じかもしれませんが、NHKの「クローズアップ現代」で全国の数値が上げてあります。全国津々浦々30万あると言われる町内会、これは自治会に相当すると思うんですが、今、存続の危機に瀕していると。ある意識調査では、20年前には7割近くあった加入率は、今や20%にまで低下というようなことで「クローズアップ現代」が捉えているわけですが、もちろん私も20%ということは、通常、ここの山口市ではあり得ないとは思っておりましたが、85%という数字の高さに、実は再質問でいろいろなことを考えていたんですが、ほとんどすることがなくなってしまいました。

それで、ちょっとこの文章を読ませていただきますと、町内会、自治会がどういう役目をしているか。高齢化や世帯の共働きの進んで担い手が減る一方、人員やコストのスリム化を進める行政からは次々と新たな業務の委託が相次ぐと。住民参加の祭りや行事を取り仕切るだけでなく、ごみの集積場の管理や防犯対策、それから高齢者の見守りなど、幅広い役割を担わされていると。負担の重さに耐えかねた住民の脱退はとまらず、サービスのただ乗りをめぐる住民同士の係争が全国で頻繁しておりますという問題点を上げられているわけですね。

確かに、先ほどの総務課長の話を聞く限りは、まだ山口市はそれほど大きな問題になってきていないのかなと思いつつも、地域の方々に聞きますと、先ほど総務課長が地区自治会を代表して忌憚のない意見を本市に届けていただくというすばらしいコメントがあったわけですが、自治会の皆さんのおおむね話を聞きますと、私たちの話が行政には届きにくいというのが結構多いわけですね。そうすると、そこら辺に考え方のすれ違いがあるのではないかなというふうに思っております。

以前、健康介護課の方だったと思うんですが、各自治会を回られて、健康診断を受けていただく旨のPRにお見えになったことがあります。私もその話を聞きながら、実は、健康診断を退職してから受けたことがなかったので、興味深く聞いた覚えがあるんですが、私が知る限り、実際に単位の自治会にそのように行政からおりてみえたというようなことは余り記憶がないんですね。これはやっぱり、もちろん連合自治会を通してということも大事でしょうけれども、それぞれの各自治会に出向くことも必要ではないかな

というふうに思います。

それから、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に関係してくるわけですが、これは内閣府が発表しております平成26年版防災白書という、こういう資料がございます。多分、関係部署の方はもう既に読んでみえると思いますが、その中に、これは東日本大震災に向けてコメントしてありますが、東日本大震災の被害者に対する調査において、東日本大震災前に自治会、町内会等の地縁活動への参加の程度が高い人たちほど、いわゆる自治会に入っている人が高いほど、東日本大震災の際に支援者としての活動をした比率も支援を受けた比率も高いという調査の結果が出ておりますというコメントが出ております。

さらに、同調査において、東日本大震災前にNPO、ボランティア等の活動の参加の程度が高い人たちほど、東日本大震災の際に支援者比率も受援者比率も高いという調査結果がありますということで、これらを踏まえるならば、東日本大震災の前から自治会、町内会等の地縁活動やNPO、ボランティア活動等への参加の程度が高い人ほど、大震災時にも孤立することなく、支援したり支援を受けたりすることができる可能性があると言え、このような活動が地域コミュニティの防災力の向上に重要な役割を果たすと思われるので、このように白書に書いてあります。

ですから、先ほど再質問ということで、余りにも高かったので、質問項目を考えていたんですが、全て御破算になりましたけれども、あえて回答は求めませんが、市長なり副市長がコメントがあればと思ってあえてお尋ねしますが、今まで隣の誰々さんが元気やろうとか、今度あそこの娘さんがお産なんやけど、何か手伝うことはあるやろうとか、おいしいおみそができたのでみんなにおすそ分けしようとか、みんなでごみ拾いや草刈りをしようねとか、そういう会話というのはやっぱり地域で大事だと思うんですね。それが自治会イコールとは必ずしも言いませんけれども、山県市の中山間地域においても、これが消滅する可能性もこれからはあるわけですが、市としての考え方、こういう団体というものがやっぱり必要じゃないかと僕は思うんですが、いかがなことをお考えか、もし市長、副市長の中で、こういうコミュニティは大事にするべきだという考えであれば、一度お話を聞かせたいと思います。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩します。

午後 2 時 28 分 休憩

午後 2 時 28 分 再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えします。

議員御指摘のように、やはりコミュニティー、そして、先ほど質問の冒頭に述べられました隣組的な存在といいますか、これは非常に重要だと考えておりますし、常日ごろ、自治会連合会に対しましても、会員の拡大等には努力をさせていただいているところでございますし、また、各自治会には防災組織、そして見守り隊組織等も結成をさせていただいて、積極的に活動をしていただいている地区もございます。今後につきましても、このような団体の力となり、さらには、このような団体をもっとできるような育成体制も整えていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） 非常に前向きな回答でありがたいと思っております。

さらにもう一点、再質問ということでお尋ねします。

これも事前通告しておりませんので、議長がそれはやめろということであればやめさせていただきますが、今言いましたボランティア団体であるとか社会貢献団体なんかに、教育委員会なんかに特に子供に関する団体として、PTA、子供会、スポーツ少年団、ジュニアリーダーズクラブ、子ども文化クラブ、ボーイスカウト等、いろいろ名前がついたのがございます。以前は私の経験では、これらの少年を育成する団体で協議会等で行っていたわけなんですけれども、今後、それに対して協議会等でいろいろ調整してはどうかと思うんですが、教育長としての考え方があれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 再質問にお答えします。

市内には子ども会育成協議会、それからジュニアリーダーズクラブ、子ども文化クラブ、スポーツ少年団など、数多くの青少年の育成にかかわる団体がありますが、現在、各団体が意見交流を行っているということではない、行っていないという現状があるかと思われまます。各団体の交流を図ることは、相互に行事や活動内容を把握することができたり、各種事業への参加や運営の協力を求めやすくなるなど、また、各団体が抱えるいろいろな問題の解決策をそこで交流して見出すこともできる、そういう契機になるかと考えております。

今後、各団体の関係者等に連携や交流に対する御意見等をお聞きしながら、必要性の高まりに応じて対処してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君、質問をかえてください。

○2番（村瀬誠三君） はい、質問をかえさせていただきます。

（仮称）高富インターチェンジに向けての取り組みについてお尋ねいたします。

このことについては再三再四質問しておりますので、くどいと言われる方もあるかもしれませんが、再度お尋ねします。

特に、先ほど質問しました地域貢献団体と同じように、山県市のまちづくりにはどうしても確認しておかなければならないものがあります。先般も市長さんの話の中で、山県市の文字が、マスコミ全般ですけれども、載る回数が非常にふえてきました。私もこれはいいことだと思います。確かにいろいろな新聞等を見ても、山県市のコメントがかなり出てきております。しかし、このことは、産業や観光にとってはプラスなんです。並行して、それに対する観光事業であるとか産業振興もあわせて行っていかなければならないと。ただ名前が売れただけではだめだと思っておりますので、質問をさせていただきます。

まず、確認事項になりますが、まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

1番目、（仮称）高富インターチェンジに向けて、その後、企業誘致の進展状況はどのようになっていますか。

2点目、地元企業への優先的な施策は考えておられますか。

3番目、地域住民の声を確保するため、インターチェンジを利用した方策は何かありますか。

次に、インターチェンジができると同時に、地元の商工業者、農業者、林業者の産業振興が大事だというふうに思っておるわけですが、そのことについて産業課長にお尋ねします。

1番目に、現在、農産物の販売所として利用されているてんこもり農産物直売所等がありますが、ほかの市町村に多くある道の駅構想はありますか。あれば、どこの地域を想定されておられるのでしょうか。また、てんこもり農産物直売所と市との関係はどのように考えておみえでしょうか。

2番目、工業や農業について、新商品開発事業の強化のために何か対策をとっておられますか。

それから3番目、大学や研究機関とのコラボレーションも大事だと思われませんが、今年度は他の団体との共同開発や異業種交流など、行ってみえますか。

以上はお尋ねします。

○議長（上野欣也君） 驚見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（驚見秀夫君） 御質問にお答えをいたします。

（仮称）高富インターチェンジに向けての取り組みということでございますが、現在、岐阜県が中心となって東海環状自動車道のストック効果を取りまとめております。東回りが開通いたしまして10年を迎え、この地域にどのような効果をもたらし、今後、西回りが開通することでどのような効果が見込まれるかということを多方面から調査をしております。

そのストック効果の中で、過去の東回りのインター付近では企業誘致が積極的に進められ、多くの企業が進出した経緯がございます。本市におきましても、（仮称）高富インターから15分圏内で企業誘致できる箇所を調査検討しており、開発に伴う諸条件を整理した上で市内外の企業に紹介をさせていただいております。

現在、具体的な企業誘致箇所といたしまして、土地の所有者が企業立地用地活用台帳に登録をしていただき御了承を得ております高富の武士ヶ洞地域、大森の恋洞地域、岩佐の馬坂地域につきまして、製造業を主に問い合わせのありました企業に紹介をしております。今後は、この3カ所以外にも調査を進め、企業誘致可能な箇所の選定をしていきたいと考えております。

御質問の地元企業への優先的な施策といたしましては、山口市、山口市商工会によるメッセナゴヤへの出展支援、企業間のビジネスマッチングを支援するサイト、山口市元気企業ナビの立ち上げ、就職支援会議の開催、高校生を対象といたしました市内企業の見学会などを実施しているところでございます。また、市内企業の工場移転や拡張に伴い、市道等の公共施設の整備が必要となる場合が考えられますが、企業支援や企業立地に必要なインフラ整備も検討していきたいと考えております。

次に、地域住民の雇用確保についてでございますが、企業誘致による雇用の創出ということになりますが、市内企業との人材の奪い合いにならないよう、空き家対策、定住移住対策、子育て支援などの施策と連携をいたしまして、ともに進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

最初に、道の駅構想があるかということにつきましては、平成27年11月現在で岐阜県内に54の道の駅があるということを考えますと、山口市に1つぐらいはあってもよいのかなということは思いますが、現在のところ、具体的な構想があるわけではございませ

ん。よって、これに関しますてんこもり農産物直売所との関係についても発言は控えさせていただきますと思います。

次に、工業や農業についての新商品開発事業の強化のために何か対策はとっているかということにつきまして、工業は、市として補助事業や対策があるということではございませんが、商工会の育成、強化のため、ひいては商工業の発展のため、商工会へ2,100万円の補助金を出しております。その中で、国の小規模事業者持続化補助金やものづくり・商業・サービス補助金などの申請や相談に乗っていただいております。農業につきましては、山県市特産品開発事業補助金交付要綱を設けまして、1事業30万円上限で補助をしております。今年度は、5つの事業について予算の範囲内で支援を行いました。

最後に、大学や研究機関などとのコラボについては、今年度は行っておりませんが、去年は、岐阜女子大学と共同で、にんにく肉まんなど5種類を開発いたしました。来年度以降は、必要に応じて大学や県の研究機関とのコラボを行っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） どうやら私が質問したかったことと答えがちよっとちぐはぐになっているので、再度お尋ねします。

具体的な誘致箇所が3カ所出てきましたし、製造業からの問い合わせもあるようです。ぜひ優良企業に来ていただきたいと思うんですが、製造企業に関しては、地域環境にも十分注意されて、地域企業との、地元企業との連携を十分とっていただきたいと思います。

再度、まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

今お話のあった山県市元気企業ナビですか、立ち上げられたわけですが、最近のデータでいうと、1カ月ぐらい、1月でも2月でも結構ですけれども、どのくらいのアクセスがあったのでしょうか。また、企業支援や企業立地に必要なインフラの整備を検討していきたいと。その検討していきたいというのは、具体的にどのようなインフラをイメージすればよろしいのでしょうか。

それからもう一点、市内企業との人材の奪い合いにならないようというコメントがございましたが、それは当然のこととして、きれいごとを言っても仕方がないわけで、もし外部から働く環境のいいところがあれば、人はそこに流れていってしまうのは当然のことですね。そこで、私が何度も言っているように、地元企業の基盤を高める、いわゆる基礎体力の強化をしなければならないと、よそに負けない企業体をつくらなければ

ならないわけで、産業課にもよく言っておりますけれども、そのためにも新商品開発、販路拡大を図る必要があるわけです。

そこで、商工会との連絡会議は今年度何回ぐらい行われたのか、また、そのときに地元企業から（仮称）高富インターチェンジ対策についてはどうことが話し合われているのか、1つ2つあればお聞かせ願いたいと思います。

それから、産業課長に今度はお尋ねします。

回答の中で、てんこもり農産物直売所との関係について発言を控えさせていただきますというコメントでございましたが、さっき言いましたが、私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、ここ、ちょっと理解がよくわからないんですが、市当局が農産物直売所の話をするのは、これは禁止されているのか、だめなんじゃないかな。

今、新規に例えば道の駅をつくる構想はないかもしれませんが、1つぐらいあってもよいということもコメントがあるんですけれども、道の駅について調べられているなら、あえてお尋ねしますが、新規に道の駅をつくるだけではなくて、既存の施設について条件さえ合えば道の駅としての申請ができることは御存じでしょうか。また、道の駅になることにより、補助事業を受けやすくなる。さらには、紙ベースでの広報やインターネットを通じての紹介などという利点があると僕は思うんですが、これが私の認識違いであれば教えていただきたいと思います。

それから、県の商工労働部では各研究機関を配してまして、工業も例外ではありません。当然のように御存じだと思いますけれども、農業や林業の研究機関を持っていますが、これらの機関と連携することにより、ネットワークに乗ったり研究成果の一翼を担って商品のブラッシュアップができると思うんですね。

そこで質問ですが、県の来年度予算の中で、今度、ぎふジビエ販路拡大等ブランド化支援というのがありますが、この事業について、山県市は積極的に参加する意思があるのかどうかもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（上野欣也君） 鷺見まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（鷺見秀夫君） 再質問にお答えをいたします。

1点目の山県市企業元気ナビのアクセス数でございますが、28年1月におきましては419、2月におきましては174のアクセスがございました。

また、企業支援や企業立地に必要なインフラ整備のイメージということでございますが、開発に必要な道路を初め、上下水の整備、インターネットなどの通信関係の環境をイメージしていただければと思います。

2点目の商工会との連絡会議につきましては、商工会、産業課、まちづくり・企業支援課で今年度につきましては3回行っております。1回目につきましては27年7月に行い、新設されましたまちづくり・企業支援課の事務内容についてと、企業に対する補助メニューや申請の補助に係る事務等について意見交換をしております。2回目は9月に行っております。やまがたスタンプラリーの実施状況、小規模企業振興基本法の概要、創業支援事業計画の策定につきましては、メッセナゴヤ2015の山県市と山県市商工会の役割分担につきまして打ち合わせを行っております。3回目の12月におきましては、メッセナゴヤ2016と他の企業展への出展補助のあり方につきまして協議をしております。

御質問の地元企業への高富インターチェンジ対策ということではありますが、そうではないかもしれませんが、市、商工会との情報交換の中で、移転や新設などの希望がある企業があれば、市内にとどまていただくために、企業支援の一環といたしまして、インターチェンジから15分圏内で、それぞれ企業様の条件をお聞きし、それに合った候補地を紹介するなどの支援を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 再質問にお答えします。

先ほど言われました、まず1点目のてんこもりといいますか、道の駅との関係について、これ、箒口令がしかれているかということにつきましては、そんなことはございません。つくるといふことに関して、この場で私がここでというようなことを言うとうとうかなと思って、私の判断で今回省かせていただいたんですが、議員が言われますとおり、今あるてんこもりとかバザール、こういったものは、うちの中では道の駅に近いものであると考えておりますので、そこにプラスでもっとレベルアップできれば、農サイドとしてはちょっとそのほうがありがたいなという思いはあります。

あと、2点目の機関との連携につきましては、これは県のほうの担当と詰めながら、そういったことは進めていかなあかんというふうに、特にことしに関して、観光のほうも力を入れていかなあかんということを思っていますので、またそういった見識のある方にも御相談の上で、こういったことを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 村瀬誠三君。

○2番（村瀬誠三君） ありがとうございます。てんこもりの件も十分わかりました。

まちづくり・企業支援課長に再々質問するつもりもございませんが、ちょっと参考ま

でに、私、3月11日に、先ほどおっしゃいました山口市元気企業ナビというホームページを見ました。以前も見ていたんですが、1つ残念なことは、お知らせの最後が、3月11日現在ですよ。お知らせの最終版が2月5日ですね。その後にニュースとして、最新ニュース。あ、最新ニュースだなと思って見ていたら、去年の12月9日。僕はどうしてもこれでアクセス数がふえるとは、とても思えないというふうに思います。もちろんホームページの更新というのは大変な作業であることはわかりますが、せっかく立ち上げておいて、最新ニュースが去年の12月9日、それから何カ月たっているかということですね。これは今後、一度お時間があるときに検討していただきたいと思います。

それで、再々質問としてお願いをしたいと思うのは、先ほど言いましたぎふジビエ販路拡大等ブランド化支援というのは申し上げたわけですが、最近特に有害鳥獣に対する対策というのが喫緊の課題となってきたと思うんですね。もちろんそれがすぐ商品化できるとは思いませんけれども、こういう事業に参加することによって、少しでもそういう有害鳥獣駆除に貢献できるのではないかと思います。これは短いコメントで結構ですので、産業課長、もしそこら辺の参加する意図があれば、こういうのを使っていきたいということであれば、お答え願いたいと思います。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 再々質問にお答えします。

ジビエに関しましてはかなりいろんなハードルがありまして、物を出すというところに一番問題が、たくさんとれるんですが、それを安定した質で出し続けるということがかなり難しいところやと思います。それに、あと、それを販売していく経路、これをきちっとつくった後にそういったものが行っていければ成功するんじゃないかなと思うんですが、ただ、有害でとったものを使うという目的だけで安易にやるということは、ちょっと難しい部分はあるのかなというふうに個人的には考えております。

以上です。

○2番（村瀬誠三君） 以上で私の再質問を終わります。

○議長（上野欣也君） 以上で村瀬誠三君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後2時53分休憩

午後3時10分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 山崎 通君。

○４番（山崎 通君） お許しをいただきましたので、それでは、通告に従いまして、岐阜市消防と山県市消防の統合についてを御質問申し上げます。

先日、統合に向けて、28年の４月から３市、岐阜市と瑞穂市と山県市で統合に向けて協議を進めるとの説明を受けましたが、今後の展開は厳しいので、中止を求めます。

先日、武藤副議長から、穴ぼこばかり見つけてほじくり出すのはやめたほうがいいと叱責を受けました。私は、穴ぼこを見つけるなんていうことは全然しておりませんけれども、我々議会は、是と非をはっきりするというのが大きな役目です。もちろん御本人にも言いました。我々はイエスマンではだめなんです。我々がチェック機能なんです。我々議会は、議決権と、それから批判監視機能という２つを持っているわけですから、この点に留意をして事を進めないと、本当にいい、先ほどからいろいろ質問がありましたけれども、新しいまちづくりは絶対にできないと私は思っています。

それで、私、５月１日に新聞報道で、合併なのか統合なのかわかりませんが、聞いてから、６月と９月と12月と一般質問をしました。その間、生ぬるい返事ばかりで、何もされておりません。当然、そういう話が出れば、協議会なり委員会なり何かを開いて、そして取り組むというのが私は執行部の姿勢ではないかと思うんですが、市長は最近あちこちで、もうあたかも合併したかのような発言をされているということを聞き及んでおりますが、私は直接は聞いておりませんけれども、市民の皆さんは随分と不安を抱いておられることは改めて言うまでもありません。

それで、前にその問題について伺ったときは、副市長は３つの理由があるという説明をされました。その３つの理由の１つは、今、皆さんのお手元に配付させていただきましたが、私はたまたまこれは１億円の無駄遣いということで書き出しましたが、これ、きょうは議長にお許しをいただいたのですが、わかりにくいといけないので、私がこうして数字を書き入れて持ってきました。これ、カメラで映していただいて、市民の皆様によく見ていただけると大変ありがたいと思うんですが、これは、瑞穂市と、それから岐阜市が合併したときの金額の推移です。平成15年は５億8,000万、５億8,361万5,000円ですが、18年に８億8,000万、それから19年に17億8,000万、20年に11億、これからは大体11億に定着しているわけですが、どの時点から上げたらいいかはわかりませんけれども、少なくとも３億円、４億円の出費がふえていることは今さら言うまでもありませんが、この表を見ていただき、皆さんもお手元の表を見ていただく。これは瑞穂市で調べていただいた内容ですので、また、広報にも載っている状況ですので、大きな間違いはないと思います。

それから、皆さんの右の下に書いてありますけれども、山県市、岐阜市、瑞穂市、瑞

穂市がこんなに平坦地で小さなところで3億円も4億円も支出がふえているんです。山口市がこんなに広いのにお金が1銭も要らなくなる。要らなくなるというか、現状でいいというようなことは断じてあるわけがありませんが、皆さんはどう思われるでしょう。

ですから、私は、この3市が仮に一緒になって協議をすると、瑞穂市が、山口市だけ、俺のところは3億円も4億円も5億円も払っているんだから、山口市も同じように払えということと言うのは当然でしょう。そうでないと、瑞穂市の市民は、それはいいことだとは言いません。ですから、私は、副市長にも市長にも議論を深めることを何回も要望しましたが、一向に一度もそういうことはありません。それは、やっぱり我々も責任があるんです。こんな穴ぼこばかり見つけているというような発言が出るということは、いわゆる議会もその機能を果たしていないということを申し上げたいんです。ですから、私は、この姿勢をまず市長は変えて、みんなとゆっくり相談をして、お金が幾ら要るかという相談をするというのが、私は大切なことだと思うんです。

それで、さっきの話に戻りますが、副市長が理由を上げられた1つに、このお金の問題があります。ですから、安価では絶対済みません。

それから、2番目に上げられた中高層ビルの建設です。これは岐北厚生病院のことを指して言われたと思うんですが、岐北厚生病院は、私自身もあそこの上層部の人と長いお付き合いがあるので、それで市長にもお話ししましたね。あそこの入り口のところの〇〇さんの土地を分けてもらえるようにはあなたにもお願いしましたが、おかげさまで買収されたようです。私は細かいことはわかりませんが、あそこを通して救急車がすぐ入れるようにというのが岐北厚生病院の願いやったんです。ですから、今は市長のおかげで入るのがスムーズになることはもう間違いないんですが、さりとて、あそこに8階建て、10階建ての高層ビルができるというようなことは考えられないと思う。

先ほどから話が出ているように、人口減少問題が出ている。当然、我がまちも人口が減少していくのに、そんな8階建て、10階建ての高層ビルをつくる必要がないです。御存じだと思うんですけども、高層ビルの高さ、本数と地価と大体比例をしているんですよ、世の中というのは。ですから、今のこの山口市でそんな高層ビルを建ててどうこうしなければならんということは考えられません。

そして、その説明の中に副市長は、はしご車を買うとか、あるいは化学消防車を買うとかという話でしたが、こんなものは時代おくれです。これはもう今、ドローンで遠隔操作をして、3階建てだろうが、30階だろうが、100階だろうが、遠隔操作で消火に当たるという機能をもものすごい勢いで研究しているんです。そして、ホンダのロボット、御存じでしょう。そうした火災のためにつくられているロボットがあるんです。まだ発表

がされていませんけど。そういうことを思うと、えっさえっさと生身の人間がはしごを上って行って、そして消火に当たるなんていうことは、もうこれから何年か後には絶対なくなる。

それから、3番目におっしゃった東海環状自動車道の火災のことです。この件も、もうドローンで、トンネルなんかはドローン、外はヘリコプターで、カリフォルニアでもオーストラリアでもやっているでしょう。ヘリコプターで上から消すんですよ。山火事が起きてもそうするんです。

ですから、副市長のおっしゃっていたこの3つの理由というのは、私のところへは1つも該当するものがありません。ですから、もっとほかにやることがいっぱいあると私は思っているんです。

それで、自治法の消防法というところは恐らく読んでいらっしゃると思うんですが、第1章の総則は、第1条、この法律は火災を予防しとあるんです。そうなんです。それから、第2章、火災の予防、とにかく予防をするというのが我々の務めなんですよ。起きてからのことはもちろん、鎮圧に当たらなければなりません、どうしたらそういう災害が起きないかということを研究するのが消防、いわゆる消防費なんです。ですから、おたくのおっしゃるようなそんな方法では、山県市の防災機能は発揮できないと思っているんです。

たまたまよそのまちで消防に対する意見がありましたので、ちょっと読んでみますが、愛知県の碧南市は、従業員を団員に推薦した企業に対し、新年度から1人当たり年25万円の補助金を支給する、そういうのがあります。これは消防団ですけれども、山県消防はその中枢にいるわけですから、中核にいるわけですから、大事な存在なんです、それから、これは近くの羽島市なんですけれども、消防団員数の減少傾向に歯どめをかけるのが狙いで、火災予防の啓発や被災者支援など、女性ならではの心配りの視点を生かした活動が期待されている。女性の消防団をどんどんふやしたらどうやと、そういう方法を今とる、そういうことをやっているわけですが、私はこれもそれもいろいろ取り上げますと、今、私たちのまちに一番必要なのは、高度な機械器具よりも、自分たちの足元から1つずつ問題を解決していかなければ、山県市の将来は本当に大変なことになると思うんです。

今お話しした、3億か4億か5億かわかりませんが、仮に4億円ふえるとしますわね。この間の保育園の助成金1億円、それから、前も私が発言しましたが、交付税が3.3億円、これを合わせると、かなりの金額になるんですよ。ですから、このままあなた方がおっしゃるとおりに、また、副議長のおっしゃるとおりに進むと、10年後には必ずまた破綻

のときがやってくると言っても過言でないと私は思っているんです。ですから、もう少し、私はこれには反対と書いていますが、反対というよりも、議論を深めることが大切だということを言いたいわけです。

それで、いっぱいあるんですよ、まだ。これを見なくても、私の頭の中にはあなた方を説得するだけのものがいっぱいあるんですけれども、さっきこっちのほうで20分ぐらいで終わるでねと言った都合もあるもので、市長にお尋ねしますが、山県市内で委員会とかそういうのを設置して、それから、この議論を深めるという狙いがあるかをお尋ねします。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） まず、最後の質問の前に、少しお話をしていきたいと思います。

まず、瑞穂市の支出でございますが、支出としては、議員御指摘のとおりでございます。11億ほどの支出はございますが、ここには非常に不可解な問題がございまして、委託費の6億の中にも岐阜市への職員の給料という形で入っております。そして、改めて3億5,000ぐらいでしたかの人件費が再度設けられていると。これは、瑞穂市の職員と岐阜市の職員の交互派遣をやっている関係上そういうふうにしてあるということでございまして、別の収入のほうで約3億5,000万ほど、消防雑入という形で入っております。

そういうような状況からいきますと、瑞穂市の実際の委託料は6億2,000万ほどであるというのが私のほうの資料、今まで協議会等でやってきておる関係上、このような資料を私、いただいております。それで、実際の本部の委託料というのは5,900万でございます。あとは人件費、手当等であるということで、実際、決算では11億余の決算をしておりますが、収入のほうで3億5,000万ほど計上しております関係上、そのような形になっております。

そして、2つ目の厚生連の病院でございますが、今、私のほうと交渉している状態では、8階建ての新しい病棟を建てて、そして、旧の病棟を撤去するという計画で図面を引かれているという状態でございます。

そして、先ほど先生、おっしゃったとおり、消防には予防が第一でございます。我々もこの予防に関しては、消防団、そしてNPOの方々も協力していただきまして、努力をしているところでございますが、幾ら気をつけていても起こるのが災害、特に火事でございます。やはりそのためには消防というのは非常に重要な位置にあると同時に、病人が出た場合、どうしても今、救急車の搬送が大部分でございます。これに対しましても、やはり消防の救急隊の力というものは非常に重要だと考えております。そのような中から、まず予防、そして、最悪の場合は消防署に頼るというようなことが重要

ではないかと思っております。

そして、協議会等の設置でございますが、今まで皆さん方からも御指摘をいただき、各自治会とか団体、こういうようなところとも密に説明会をしながらやってきております。今後につきましては、年度が変わりまして、岐阜市、瑞穂、そして山県の市長、そして議員の代表者の方、消防団、そして消防署長等を入れました協議会が設立をされると。そして、その下部に中堅どころを集めた検討会を設けまして、その中で十分検討するとともに、皆さん方の御意見、そして、市民の方の御意見を聞きながら進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えします。

まず、私のほうに御質問いただいたのは、こういった状況を十分議論してということでございます。

十分、私どもの、これから正式には4月からスタートするわけでございますけれども、今回、この表にございますような、先ほど副市長が申し上げましたけれども、私どもも6億円ほどは瑞穂市が支出してみえるということは知っておりまして、それではなかなか山県市の今の現状からしますと、2億円近い金がふえるわけですから、そういったことはできないということの中で、協議の中でおおむね現状を少し上回るような状況で、山県市は岐阜市へ事務委託するわけですから、岐阜市さんがそういった方向に進んでいただけるということになりましたので、正式に4月から協議を進めさせていただくわけです。決して1億も2億もふえるという状況ではございません。

また、そして、今、一番大切なのは、やはり市民の安全と安心の中で、私は議論を深める中で、消防団と消防署の役割としまして、山県市は近隣市町村と比べると、消防団員数も皆さんに協力をしていただいて非常に多いわけです。例えて申しますと、羽島市、人口が2倍ほどございますが、羽島市より山県市の消防団員は多いわけですね。そういった中で、消防力を強化することよりも、やはりプロの消防機能を深めることが必要だということからも、正式に協議に入らせていただくということでございまして、ただ、そういった中でも、こういった数字の話もそうですが、しっかり議論させていただきたいと思いますので、説明させていただければ、そういった懸念も晴れるのではないかと思います。またいろんな機会を通じまして、今後におきましても、しっかりとした情報公開をしていきたいと思っております。

そしてまた、1カ月ほど前に県が広域の連携の特定の指定をしていただきまして、そ

うしますと、例えば、施設等ですと、これから10年間は7割の交付金が施設を整備した場合にもらえるとか、消防自動車なんかですと、5年間7割の補助がいただけるとか、これから正式に協議に入れば、今、私どもの考えている以上に、もう少しそういったことも含めながら正式な交渉に入りたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） 2人で余り長いこと言ってもらったもので、どれから話したらいいかわからんようになってしまったんですが、まず、副市長、今おたくのおっしゃるようなことがあれば、なぜ委員会を開いたり、あるいは協議会を開いたりをしないかが不思議なんです。これは議員誰でもそう思っているんですよ。そうでしょう。自分らだけで進めて、トップダウンでやっていくことはよくないと言っていて、一番最初は。それを今、こんなふうに、いろいろ御説明いただくのなら、そのときにこういう説明をすれば、別にこんなに4回も5回もわたって質問しなくてもいいわけですから。

それから、私は、はしご車を買ったりするというのはもう時代おくれやと言っているんですよ。このことには触れられていませんね。

それから、いっぱい言われたので、どれからお話ししたらいいかわかりませんが、いわゆる6億2,000万の中に、今度新たに3億円雑入で入ってくるというような御説明でしたが、それでは計算が合いません。9億しかありませんので、こういうことも、これは私の今、計算でいくと9億にしかありませんが、こういうことを協議するんですよ。そうでしょう。あなたが自分の頭の中でこう思っていたって、議会の者やら、あるいは協議会を開いたとしても、開かなければ理解ができないわけですから、そういうことを進めるべきだと私は思っているんです。

それから、厚生連の8階建ての話は、私は8階建てはできないと思っているんですけど、私の情報の厚生連の人は今のところはないという話で、副市長はこれから進めるという話で、どちらでもいいんですけど、8階建てだろうが80階だろうが、そういう消防の消火方法をやるということではないんです、これからは。

それから、言っている話は、私はこっち、あなたはこっちというような状況ですので、どれが本当かということがわからないわけですけど、私も私なりの情報でお話ししているんですから。だったら、とにかくにも議会の議員、とにかく山県市の中でどういう方法がいいかということをまず話し合って、それから3市で協議するというのが順序じゃないですか。全く順序が違うんですよ。自分たちで決めてきたで君たちも従えというような、そういう状況ではありませんか。

それから、今度、市長の答弁ですけれども、市長の答弁だと、少しお金を1億か2億ぐらい払えば何とかなるだろうというような……。

〔「いや、1億や2億もふえませんか」と呼ぶ者あり〕

○4番(山崎 通君) いいわ。そうしたら、1億も2億も要らなければ、3,000万でも2,000万でもいいんですが、それは約束してくださいよ。24年の定例会で、一旦こういう話はやめますと言っておいて、またぶり返したような話ですから、これは必ず、これは議事録に載りますから、あなたが約束をしてほしいんですよ。もうそんなあっちへこれ、こっちへこれはしませんよという約束をしてほしいの。

それから、今、市長がおっしゃった2月26日の金曜日に県が消防広域化の重点地域に指定をしたとあるんですが、私どものまちが得する話ではないんですよ、これを読んでいると。交付税措置がされるというだけのことです。だから、後のほうを読んでも、そんなのはうちのまちに必要なこととは実は思うんです。

それから、私が一番懸念するのは、全てが岐阜市のほうに司令塔が移るということを懸念しているんです。我々の市民の方たちに何かあったときに、我々は知らない、岐阜市のほうが司令塔で向こうが責任をとってくれるからわからんというような答えになるんです。こんなことは間違いないことなんです。

それで、前にもお話ししましたが、瑞穂市で消防長をやっていた人が、全て岐阜市の思うがままにやるようになったということを言っているんですよ。これ、岐阜市の職員ですよ。ですから、我々はもっと慎重に、こんな市長があちこちで講演みたいにして、これをやる、あれをやるという前に、我々が議論を深めて、そして、我々も聞かれたら、いや、市長は今こういう考えでおるといえるようにするというのがあなたの務めなんですよ。それが山県市のトップのやることなんです。

たまさか議会の中にもあなた寄りの人がいて、こういう話が通じませんので、これはどれだけ話をしても堂々めぐりになりますが、これはトップの務めとして、皆さんに不安を与えないというのが最大の責務であると思っておりますので、そんなことを守っていただいて、また、これ、私が何か質問すると、いや、それはこういうふうや、ああいうふうやといって終わりませんので、私も公約どおり20分で終わりたいので、これでおきますが、そういうわけですから、まず、とりあえず、この山県市の中で議論を深めて、そして、市長が一生懸命やると言うなら、議会も、いわゆるほかの団体も、みんなで協力するということはやぶさかでありませんので、そんな点をお願いして、一般質問を終わります。

○議長(上野欣也君) 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

○議長（上野欣也君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

明日16日に予定をしております一般質問は、午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3 時37分散会

平成28年 3 月16日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成28年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 3月16日（水曜日）

○議事日程 第4号 平成28年3月16日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	操 知子君	2番	村 瀬 誠三君
3番	福 井 一徳君	4番	山 崎 通君
5番	吉 田 茂広君	6番	上 野 欣也君
7番	石 神 真君	8番	杉 山 正樹君
9番	寺 町 知正君	10番	尾 関 律子君
11番	武 藤 孝成君	12番	藤 根 圓六君
13番	影 山 春男君	14番	村 瀬 伊織君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優君	副市長	宇 野 邦 朗君
教 育 長	伊 藤 正 夫君	総務課長	太 田 智 倫君
企画財政課長	久保田 裕 司君	税務課長	石 神 彰君
市民環境課長	奥 田 英 彦君	福祉課長	江 口 弘 幸君
健康介護課長	藤 田 弘 子君	産業課長	山 田 和 哉君
建設課長	長 野 裕君	水道課長	大 西 敏 彦君
まちづくり・企業支援課長	鷲 見 秀 夫君	会計管理者	遠 山 治 彦君
消 防 長	藤 根 好君	学校教育課長	渡 辺 千 俊君

生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上野欣也君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、昨日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位8番 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告をしております3点について質問をさせていただきます。

初めの質問に入る前に、3期12年間、理事者の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。この間、48回の定例会に常に議場におられたのはただ1人、林市長だけでございます。大変にお世話になっています。数多くいろいろ質問をしながら提案をさせていただいてきましたが、本当に多く実施をしていただいて、市民の皆さんに喜んでいただけたことというふうに思っております。本日は最後の質問となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは初めに、学習支援について、福祉課長と学校教育課長にお伺いをいたします。

昨年より、県の事業として羽島市がモデル地域となり、小中学生を対象としたひとり親家庭学習支援事業が毎週土曜日に実施されています。母子家庭、父子家庭等のひとり親家庭の児童・生徒の学習習慣を身につけるとともに、対応される先生方やボランティアの大学生等の交流を通して、日常的な生活習慣、仲間との出会い、活動ができる居場所づくり等の効果があるとされています。

また、昨年の4月には、生活困窮者自立支援法が施行され、自立支援制度の取り組みがされています。自治体に義務づけられている制度と任意に実施できる制度があり、その中に生活困窮家庭の子供に学習支援する制度があります。このような制度を活用し、本市においての実施の考えはどのようなのでしょうか。

2点目に、学習環境について。

学校にエアコンの設置をと、平成25年12月に市議会公明党として平成26年度の予算要望書を提出しておりました。その回答は今後検討してまいりますとのことでございました。その後、平成26年の9月議会に他の議員からも一般質問がありました。そのときは、他の自治体のエアコン設置の先行事例をもとに、本市の財政状況とも勘案しながら最も

適切な設置時期、設置方法を調査していく必要があるとの答弁でした。

最近、岐阜市は平成26年に設置をしております。各務原市においては平成27年に設置していますので、先行事例はあると思います。本市での調査状況と設置時期について伺いをいたします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

1点目の学習支援につきまして、これは、母子及び父子並びに寡婦福祉法によるひとり親家庭学習支援ボランティア事業が、生活困窮者自立支援法では任意事業として子どもの学習支援事業がございます。議員御指摘のとおり、本年度、岐阜県がモデル事業といたしまして羽島市でひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施しております。その状況は、毎週土曜日に実施、小中学生等合わせて47名の申し込みがあり、38名のボランティアが対応しているということでございます。

また、子どもの学習支援事業につきましては岐阜市が実施しており、平成28年度からは美濃加茂市も実施するというふうに聞いております。これらの学習支援というものは、経済的に苦しい状況に置かれている子供の学習意欲の向上、あるいは健全育成を図るとともに、貧困の連鎖を断ち切り、子供の将来に大きな影響を与えるものと考えております。ひとり親家庭学習支援ボランティア事業と子どもの学習支援事業が有機的に連携して実行できるよう、他市の現在の方法等も参考にしながら、本市における学習支援の対象者等のニーズを把握するとともに、ボランティアの育成等、支援のあり方を関係機関等と協議しながら実施に向けて対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 2点目の、学校へのエアコン設置についてお答えします。

まず、平成27年度末現在、県内42市町村で、普通教室へのエアコン設置済み及び28年度以降設置予定をしているのは、22市町村で52%となります。本課担当者の独自調査によりますと、本市の12小中学校の普通教室191教室全てにエアコンを設置するとした総事業費は次のとおりです。

まず、直接施工方式で行いますと、概算工事費が約8億5,000万円、設計委託料が約7,500万円、工事監理費が約3,700万円、合計で約9億6,200万円と試算しました。

次に、リース方式にしますと、機器、工事費、故障対応、清掃等の費用を全て含んで10年間のリースで行いますと、5億1,000万円と試算しました。いずれの方法も多額の費用がかかりますので、近年はエアコン設置を含めた施設整備よりも、学習支援員を初め

とする市費非常勤講師等の人的な教育環境整備に力点を置いてきた経緯がございます。

そこで、平成28年度はリース方式等の事業方式による経済性や、全学校一斉設置か、中学校優先設置かなどの順序性、小学校の適正規模化との関連、各学校ごとのガス、電気など冷暖房用熱源方式の調査やランニングコスト、そして、災害時への対応等、総合的に調査してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 答弁ありがとうございます。

学習支援の状況ですが、先週の土曜日の午後2時から4時まで開催されている時間に、羽島市で視察をさせていただきました。母子・寡婦会の役員の方と先生が対応してくださいました。ケンパドリームスクールとの表示がしてある一軒家に小学生が20人ほどドリル学習などをしておりました。先生は6人ほどで、教師志望の大学生の方も教えてくれました。中学生はこの家に入れないのでということで、別の空き家を借りて実施をされているということでございました。最近では、専門分野の先生もお願いできるようになり、月曜日と木曜日の夜も始められ、夏休みは午前中に専門の先生が来てくださることでもございました。成果として、子供が落ちついてきたこと、学校に提出するものが出せるようになったことなどを挙げられていました。親さんは送り迎えをされていますが、その間も仕事に行かれる方もおられるということでございます。ひとり親家庭の子育ての大変さを目の当たりにして、学習支援の必要性を実感いたしました。

福祉課長の答弁では、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業と子どもの学習支援事業を連携して実行できるように協議して、実現に向けて対応していきますということでございましたので、早期にできることを期待したいと思います。

学習環境については、県内42市町村で52%に当たる22市町村の自治体でエアコン設置がされていくということでございます。県内の半分以上の自治体が整備されていく状況に私も驚きました。近年の気温の上昇による熱中症対策としても考えていかなければならないのではないのでしょうか。エアコン設置については、多額の費用がかかることですので一斉にとは難しいかと思いますが、学校は災害時に避難所としても活用する施設です。災害はいつ起こるかもわかりません。28年度には、6項目にわたり調査していくということですが、子育て支援に手厚い山県市として市長のお考えはどのようなか、再質問いたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

各小中学校のエアコンの普通教室への導入についてでございますけれども、先ほど担当課長が説明いたしましたように、28年度、来年度をもちまして50%を超える状況であるという調査結果が出ております。そうしたことを踏まえながら、多額の費用がかかりますので、市の財政状況等々を考慮しながら検討をしてみたいと考えております。

そしてまた、山県市の各小中学校で、他の学校にない全校生徒が利用できるランチルームですとか、そしてまた、エアコンの設置されているのは図書館ですとかパソコン室なども、そういったところもいろんな機会を通じて多目的に利用できるように、学校へもそういった対応も柔軟にさせていただくように図りながら対応していきたいと考えておりますので、再質問に対するお答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） さまざま検討はしていただきたいと思いますし、また、多くの生徒さんが活用できる場所、図書館あるいはランチルームということが今お話があったんですけれども、特に一番考えるのは、9月ぐらいになりますと学校も運動会など本当に外での活動もいっぱい出てくるということと、まだ本当に気温が高い時期があるというふうに思います。これから検討されながら、実施へ向けての前向きな検討をしていただきたいということを要望して、次に移りたいと思います。

2つ目ですが、健康づくりの推進について、健康介護課長にお伺いをいたします。

健康寿命の延伸を目指し、今年度は健康づくり教室スマートダイエットとアクティブプラス10事業が実施をされました。この事業の成果はどのようなものでしょうか。

平成25年の12月議会に、健康マイレージの取り組みについて質問をいたしました。その答えは、考えはないとのことでございました。新規に実施されたアクティブプラス10事業のように、参加者の中の一部の人に特典があることも喜ばれると思いますが、参加者全員にメリットがあるように、健診の受診や健康講座の参加、スポーツ活動への参加などのときにポイントをため、特典が利用できる健康マイレージのような制度の導入をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

今年度、新たに食生活改善を中心としたスマートダイエット教室と運動習慣改善のためのアクティブプラス10事業を実施いたしました。その成果といたしましては、スマートダイエット教室は、聞くだけで痩せると題して生活改善のための動機づけ講演会を開催し、157名の参加を得ました。講演会のアンケート結果を見ますと、参加理由で痩せた

かったと答えた方が44%あり、講演会を聞いて食生活改善をしようと思った方が73%ありました。

また、肥満指数が高い32名を対象に3カ月間8回の教室を開催し、その成果は教室最終日に測定できた人の結果で、体重が最高14.5キロ、平均で約6キロの減少、腹囲は平均約9センチの減少が見られ、そのほか血液検査や体力測定結果も改善されていました。参加者からは、適正体重を知ることができた、食生活に気をつけるようになったと感想が聞かれました。

アクティブプラス10事業につきましては、現在の生活にプラス10分多く体を動かすことが健康寿命の延伸につながることを、広報誌への掲載、健診会場やラジオ体操会など、あらゆる機会を利用して普及啓発いたしました。さらに、運動習慣のきっかけづくりとして、プラス10分多く体を動かすこと、健康診査の受診、健康イベントへの参加の3つの課題に挑戦していただきました。課題を達成し、応募していただいた中から抽選で景品をお贈りしました。応募者からは、運動習慣がついた、健康意識が変わったと御感想をいただきました。

次に、健康マイレージについてでございますが、平成28年度は、本年度同様にアクティブプラス10事業を実施したいと考えております。議員から御提案いただきました、参加者全員に特典があるポイント制につきましては、アクティブプラス10事業の参加状況などを鑑み、拡充、拡大を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 答弁ありがとうございます。

スマートダイエット教室はとてもよい結果が出たようです。また継続していかれると健康寿命の延伸が図れるのではないかと思います。

アクティブプラス10事業については、今後も拡充、拡大を検討してまいりたいということでした。今年度の参加状況はどのようなだったかということをお聞きしたいと思います。

また、拡充、拡大をすると、どのようにされるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

アクティブプラス10事業の応募者数は37名で、布団クリーナー1名、電動歯ブラシ4名、体重計5名、血圧計4名で合わせて14名の当選者となりました。今年度、いろいろ

な機会を通して啓発活動を行ってきましたが、応募者数が少ない状況でした。これは、ふだんの生活に10分多く体を動かす必須条件を3カ月間としたことが、応募に結びつかなかった要因ではないかと考えられます。

今年度につきましては、この期間を短縮して、応募の機会を2回にふやすことにより、参加しやすく多くの方に特典があるようにと考えております。

今後におきましては、アクティブプラス10事業の実績や住民ニーズを確認しながら、健康づくりに取り組んだ方や地域活動に参加した方全てに特典があるような事業に発展できるよう検討していきたいと考えております。

以上で再答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 再質問のお答えをありがとうございます。

アクティブプラス10事業の応募者数37名、その中で特典をいただけた方が14名という現状でございました。本当に、多くの皆さんに特典があるというのがいいのではないかなというふうに考えております。

先ほど答えていただいた中に、アクティブプラス10の期間を短縮して、応募の機会を2回にふやすように、参加しやすく、多くの人に特典があるようにというふうにおっしゃったのは、多分来年度の目標にしていらっしゃるところだと思いますが、もっとPRをしっかりといただいて、多くの参加を推進していただきたいと思いますし、参加者全員の方への特典も早期に考えていただけるといいと思いますので、要望しておきます。

次の質問に移ります。

次に、観光振興策とPRについて、産業課長と企画財政課長にお伺いをいたします。

山県市の観光大使ナッチャルくん、名山めぐり山県さくらとキャラクターが活躍をしています。観光振興については、他の議員さんも質問されていますが、私が平成25年の3月議会に質問したハヤシライスサミットの提案は実施を延期されているようですが、実施されるのでしょうか。山県市出身の早矢仕有的さんが考案されたハヤシライスですが、他の自治体でも特産品としているところがあります。山県市でサミットを開催することがPRするのにとても有効なことと思いますが、いかがでしょうか。

また、山県市を知ってもらうための窓口としてホームページがあります。市内外の方にいつでも情報を発信でき、見ていただけます。各務原市のホームページには、かかみがはらキッズページがあり、わかりやすく市内情報が掲載をされています。山県市内の子供たちにも、市のことをもっと知ってもらい、山県市をPRしてもらえるようにキッズページを掲載してはどうかと思います。また、広報にもキッズページやキッズコーナ

一などの掲載も考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

1点目のハヤシライスサミットを開催するかということにつきましては、結論から申し上げますと、時機尚早であるため、機が熟してから行うということになると思います。市や観光協会の各種イベント等でハヤシライスを販売していただいております団体の代表者の方に、御提案をいただいてから昨年、ことしとサミットの開催について打診をいたしました。役所のほうから声を上げていただいても、まだ体制が整っていないから三、四年後には応じられるようになるのではないかとということで回答をいただいております。私も、中途半端な体制で一過性のイベントということで行えば、後につながってこないということもありまして効果が余り出てこないのではないかと考えております。PRすることが有効かどうかということに関しては、有効であるということはおっしゃるので、今後、代表者の方とは連絡をとりながら検討をしてみたいと考えております。

あと、ハヤシライスにつきましては、メッセナゴヤの企業展とか、F C岐阜ホームタウンデー、名古屋で行っておりますなごやかサロンぎふ・四水会などに、山県の食の代表として参加し、PRもしていただいておりますので、こういった活動を今のところは地道に続けていくということでやっていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 私からは、キッズページに関する御質問にお答えをさせていただきます。

現代の情報化社会におきましては、市のホームページによる情報発信はとても重要でありまして、より多くの、また多様な方々に訪問していただけるようにしていくことはとても重要なテーマであると認識いたしております。

そうした中で、サイト閲覧上で障害となり得る視覚障がい者の方ですとか、外国の方々に関しましては、どこまで対応すべきかということに関しましては、さまざまな議論もございまして、本市でも、内部的にはキッズページや多国語ページに関する議論をしたことはございまして、しかし、多国語に関しましては外部委託が必要となる現状がございまして、経費がかかる実情を鑑み、実施してはおりません。ちなみに、私は本市の友好都市でありますフローレンスのホームページも時折見ますが、フリーの翻訳ソフトで十分理

解することはできます。また、視覚障がいのある方におかれましても、フリーの読み上げソフト等で理解できるように配慮いたしているところではございます。

他方、キッズページに関しましては、実は合併当初のころ、キッズページではございませんがキッズコーナーを設けていたことはあったのですが、閲覧数がほとんどなく、ほとんど閉鎖したということを記憶しております。ただ、子供たちに郷土愛を持っていただくために、キッズページまたはキッズコーナーが効果があるのであれば、粘り強く閲覧数の向上を目指していくことも必要かと存じます。

そうしたことも踏まえながら、観光という視点ではなく地域愛着度という視点では、今後学校関係者の意見も聞きながら、必要または効果が見込まれるようであれば、キッズページまたはキッズコーナー、いずれかの開設も目指してまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 御答弁ありがとうございます。

今、ハヤシライスのサミットは機が熟してからということで、非常に苦しそうな答弁だなというふうには思いましたが、さまざま事情もあるかと思います。三、四年というのはすごく先のほうだと思いますので、より山県市を、より知っていただくということも含めて実施されるように期待をしたいと思っております。

ホームページにキッズページを掲載していくということについては、観光という視点ではなく、地域愛、愛着度という視点で、今後、学校関係者等の意見も聞きながら必要、また効果が見込まれるようであれば、キッズページ、またはキッズコーナー、いずれかの開設も目指してまいりたいと、こういうふうに御答弁いただきました。

ことしの夏の参議院選挙から18歳選挙権が実施されます。高校では、選挙についての学習も取り入れられておるようでございますが、18歳になる前の時期、小学生のころから市内の情報を知ること、そして魅力を感じていけるように発信していくことは、地域愛着度を高めていけることだと思います。学校との連携も非常に大切だと思います。

28年度の予算にも、ホームページへの掲載の山県さくらのキャラクターによる三名山と、周辺地の観光を紹介する漫画作成費が計上されています。これは、山県市の三山を多くの人に視覚から、目で見て訴えるきっかけになり、子供も大人も三山と地域の魅力を感じていただけるようになるものと思います。

また、今年度から福祉課が子育てウェブげんきという子育ての情報をラインのアプリで発信しています。ホームページは、市の行政情報とともに山県市の魅力をわかりやす

く発信していくことが必要ではないでしょうか。子供への発信であれば、誰が見てもわかりやすく、山県市の情報を市外へ向けてPRしていくことができるようになると思いますが、この点について、企画財政課長に再質問いたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

議員の御発言の趣旨には全く同感であります。あとは需要との関係でございまして、効果が確実に見込まれれば、市の職員はいろんな職務がありまして、プライオリティーといいますか、何を優先すべきかということはありません。つくるだけならいいんですが、その後、やっぱり頻度、更新をしていかなければ意味がないと思いますので、たまたま岐阜市さんのところが近隣の自治体に調査をされたのを見ますと、21市の中で2市ほどはやっぱり廃止されたようです。ホームページを持っておったんですが、閲覧数が少なく。今、現在ホームページを開設してみえるのは3市、途中経過ですけれども3市あって、1つのところは月平均、かなり有名な自治体なんですけれども9件ほどしかないということで、近隣に立ち上げるということも予定していらっしゃるようです。効果があれば、キッズサイトをつくることはやぶさかとはしないところではあります。先ほども話がありましたように、子育てで専用のサイトですとか、元気企業ナビですとか、それからYAMAGATA BASEというのも新たに立ち上げています。どんどん立ち上げればいいというものじゃなくて、やはり職員がきちんとリアル情報を発信していけるような、管理できるキャパシティの中におさまらないと意味がないと思います。

ただ、議員が御発言の趣旨に関して、全く否定するものではございませんので、また需要等がありましたら、広報のキッズコーナーも含めまして検討してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 今、趣旨には非常に賛同していただきましたので、ぜひそういった御意見をまた持って展開ができるように、これからも要望を出していきたいというふうに思います。

1つ、再々質問はしませんが、この岐阜県山県市からの提言という、市長が山県市の自慢みたいところを出していらっしゃるページ、去年、パネリストで市長が出られた本ですけど、これを見せていただく機会がありまして、見ました。本当に、山県市の自慢できる部分というのが非常にたくさんあると思います。そういう点を、本当に皆さんがこれがすごいということはより発信をしていただいて、今後の市

政に生かしていただければと思います。これで私の45回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時45分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 9 番 寺町知正君。

○9 番（寺町知正君） それでは、3つのことについて、市長にお尋ねします。

まず最初に、市の職員給与の現状確認と格差の是正をということでお尋ねします。

一般社会では、格差の存在、格差の拡大が指摘されています。官僚と民間の格差はもちろん、官公庁で働く職員、労働者の間でも、正規職員と非正規職員の格差が指摘されています。しかも、役所は正規の職員を削減するとの方向で進んでいることから、事務事業の遂行に当たって、非正規の職員に負うところが増大しています。この傾向に対して、同一労働、同一賃金の原則に反する、格差社会の助長であるなどとの批判も高まっています。社会の望ましい姿とは逆の方向に自治体、役所が進んでいると私は考えています。

山口市においても、一般の公務員は地方公務員法や地方自治法に基づき、条例などで身分や給与などを保証され、恩恵もたくさんあります。これに対して、いわゆる臨時職員にはこのような保証や恩恵がない、もしくは乏しい状況です。まさに法令の保護と恩恵が少ない非正規職員が多数いる現状です。通告の資料としてつけてあります。

そこで、市の職員給与の現状の確認と格差の是正、その縮小を求めて、市長にお尋ねいたします。

まず最初に、総務省のデータに基づく民間の試算では、全国1,789の自治体、ここのランキングにも出ています、山口市の職員の月収の試算額は、全職種の場合36万1,238円、その順位は1,038位、一般行政職の場合は38万7,472円、順位は571位、山口市職員の年収試算額は、全職種の場合560万円で全国1,036位、一般行政職の場合は609万円で全国552位というふうになっています。それでは、市の計算による全職種及び一般行政職の月収と年収、基本給、諸手当、加算分など全て含めて、課税や天引き前の額面ということで、これはどのようでしょうか。

さらに、その年収の100万円台単位の人数で見たときの分布はどのようでしょうか。

2つ目として、総務省の発表の地方公務員の都道府県データに基づいて民間の試算が別にもあります。ここではランキングも出ていますけれども、平成26年の山県市の地方公務員の平均年収は598万8,964円とされています。全国の市町村ランキングでは593位、岐阜県内のランキングでは9位、山県市の平均年収が598万8,964円で、給料の月額で見ると34万6,000円、諸手当月額で4万1,472円、総支給給料の月額は38万7,472円で、ボーナスは133万9,300円、さらに退職金は1,966万9,000円、こんなデータも出ています。

それでは、市の計算による平均年収、給料ですね、月額。諸手当、月額。総支給給料、月額。ボーナス、退職金はどのようなのでしょうか。

次に、3つ目ですけど、市にいただいたデータでは、正規雇用の一般事務職、保育士、消防士等は290人で、平均年齢は45歳、条例などに基づく1時間あたりの給与は1,936円だそうです。これを年代別に見ると、20歳代は25人、平均年齢が25歳で1,096円、50歳代は55人で平均年齢55歳、時間給2,201円ということになります。これに対して、非正規雇用の臨時職員を規定する要綱では基本賃金を定めており、1時間当たりにすると、保育士1,100円、一般事務職800円、一般労務職850円などです。単純計算の1時間給で見ても2倍以上の差があります。先ほどの月収や年収などの要素を加味すれば、正規雇用の時間給は2,500円前後となると考えられますから、2.5倍から3倍以上の差とも言えます。同一労働、同一賃金の原則も加味して、非正規雇用の基本賃金を引き上げるべきではないでしょうか。

4つ目ですけど、臨時職員は、山県市においては常勤的勤務者という定義の人はおらず、短時間勤務として定義される人が約220人登録しているということです。このうち、1日7時間、週5日勤務の人が42人、1日6時間、週5日勤務が25人、合計67人だということです。一般職の勤務が1日7時間45分で週5日ですから、大差のない労働時間です。

従来、非常勤の職員には、地方自治法の規定で期末手当やその他の手当、退職手当、退職一時金などは支給できないと解釈されてきました。しかし、最近判例が変わったので、行政も方針を変える必要があります。その判例などの要点は、勤務実態から見て、常勤職員の4分の3を超える勤務時間数を勤務している臨時非常勤職員は、自治法204条に規定する常勤の職員と推認され、条例の存在を前提に、給料、諸手当を支給できるというものです。常勤職員の4分の3を超える勤務時間を勤務する職員は、先ほど述べた67人より多いはずで、少なくともこの労働範囲の職員には、期末手当やその他の手当、退職一時金などを給付するように方針転換すべきではないでしょうか。

最後に、そもそも非正規職員の場合あたりではない根本的な待遇改善、それに取り組む

べきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますけれども、全職種で見た場合の平均年収は575万円、平均月収は、これは期末勤勉手当等は含んでおりませんが、36万3,426円、200万円台が9名、300万円台が33名、400万円台が50名、500万円台が64名、600万円台が70名、700万円台が78名、800万円台が2名でございます。

一般行政職で見た場合の平均年収は615万円、平均月収でございますが38万8,097円、200万円台が3名、300万円台が5名、400万円台が24名、500万円台が37名、600万円台が41名、700万円台が59名、800万円台が2名でございます。

次に、2点目でございますが、平均年収は614万7,548円、給料の月額は34万4,140円、諸手当、月額でございますが、4万3,957円、総支給給料、月額でございますが、38万8,097円、これらは出典元の数字のうち、職員が一般行政職の数字を拾っておみえでございましたので、それらに合わせております。

ボーナスと退職金につきましては、出典元の数字のうち、全職種の数字を拾っておみえでしたので申し上げますが、ボーナスは133万9,300円、退職金が1,966万9,000円でございます。

次に、3点目でございますけれども、本市の非正規職員は全体の77%が5年未満の勤務である一方、議員作成の山県市で働く職員の給与等の時間給での比較の一覧表にあるとおり、本市の正職員のうち、50歳代が全体の3分の1以上を占めている状況でございます。要綱で規定の基本賃金の欄にそれぞれの時間給が明示されておりますが、例えば、大学を卒業してすぐに本市に採用された場合、勤続1年目の時間当たりの単価は1,037円、2年目が1,117円、3年目が1,152円、4年目が1,183円となっております。議員御指摘のとおり、2.5倍から3倍以上の差という評価と比べ、現実には正規職員の給与は相当程度引き下げられているのが現状でございます。

4点目と5点目につきましては、関連をいたしますので一緒に答弁をさせていただきます。

まずは、場当たりの議員の評価は当たらないと考えております。同一労働、同一賃金の議論の際に、最近たびたび話題に上がりますホールセール会員を広く集めるコストコ、近隣では岐阜羽島インター近くが開業いたしておりますが、これらのパート職員は全国一律時給1,500円と報道されておりました。今国会でも、総理みずから同一賃金、

同一労働について言及されているように、日本の雇用のあり方、給与支給のあり方についてはオールジャパンで考えるべき、そうした時代に来ているものと認識をいたしております。日本の雇用形態が、入社してから退職までずっと同じ会社で勤務するいわゆる終身雇用制と、給与も生活給という考え方から次第に変遷をし、幾つもの企業を渡り歩いたり、報酬制を取り入れたりと、民間の雇用形態もさまざまな変遷を経ながら今日に至っております。そうした現状がございます。

また、常勤職員の4分の3を超える勤務時間数を勤務する職員について、期末手当やその他の手当、退職金などの支給について、本市は給付できる条例を制定しておりませんので、現在のところ、これらを非正規職員に対して支給はいたしておりません。

一方、臨時非常勤職員の任用等につきましても、国も非常勤職員の任用等をめぐる新たな裁判例も踏まえて検討を続けておられるようです。そうした検討を踏まえまして、各種通知が出されてもおります。本市としましては、こうした国の通知に沿った制度運営に倣い、また、近隣自治体の動向等も注視しながら、非正規職員の賃金水準、また、期末手当やその他の手当、退職一時金などの規定を定めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 市長に再質問いたしますけど、3つ目に聞いた基本賃金を引き上げるべきではないか、それから、4つ目の、いろんな手当とかそれについてですけれども、答えを総合的に考えると、国からのアドバイスとか、他の自治体の状況も見て考えるということで聞くしかないかなと思いますが、率直に言って、市長はこの自治体のトップとして、組織の責任者として、例えば、条例がないなら条例を制定して手当を支給することができるという立場にあるわけですね。それは、もちろん突出してたくさんということは一遍には無理だとしても、少しでも、トップとしてこの格差の状況を改めていこうと、賃金も少し上げよう、手当も少し入れようということはできるはずなのに、先ほどの答弁では何となく外を見て、国からの意見を待っているということだったんですが、改めてお聞きしますけど、山県市の、林市長なりに少しでも上乘せして非正規の職員の働く意欲を高める、それから、保育所でも正規の職員が集まってこないわけですよ。それは、やっぱり待遇の問題も必ず裏にはあるわけです。そうすると、毎年保育士が足りないという状況も、少しでも上乘せして、他の自治体との差をつけていくしかないわけだと思うんですが、そのあたり、少しでも上乘せをしていこうという方向性がないんでしょうか、改めてお聞きします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

臨時職員といいましても、保育所のような体制の中、また、保育所の中でも勤務の状況も違います。そして、また、中の事務職員等もございますが、それぞれに合わせて少し考慮しなければいけないということは認識いたしております。

ちょうど4年前に、私が保育所の臨時職員の体系を見直すということで、臨時の時間給ではなしに、あのとき提案したのは、二十数万円ぐらいで雇用形態ができないかということ、それも、臨時職員で担当してもらっている状況に応じた体制ができないかということ、こういった課長、当時は部長でしたが、提案しました、私から。そうしましたら、現場の声として反対に園長さんから、担当課からは、そういった同じ職員でも差をつけると、本当にフォローに入ってもらう人と、それなりに中心的にやってもらう同じあり方によって、非常に担当が難しくなるということで反対されたといいますか、現場の声としてはそういった反応が返ってきましたけれども、そういった過去のことは置きまして、やはりもう少し実態に合わせた、例えば役所の中ですと、役所の中の職員と臨時職員は全く、何といいますかね、同じ時間は働いていましてその仕事の内容の差が余りにも大きいものですから。でも、現場はまた違いますので、そういったことも十分考慮しながら、この臨時職員の賃金といいますか、報酬の払い方をまた十分検討していきたいと思っております。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） ぜひ待遇の改善をということを期待しております。

再々質問をしますが、この添付の資料にもつけましたし、数年前から再任用職員という制度がきちっとできているわけですが、これは公務員を退職した人たちを希望に応じて再度雇用するということですね。これに関して、山口市も、そういう人たちが今一定数いるわけですが、分類では常勤という人たちはいなくて、短時間勤務という分類の人たちばかりということは聞いていますけれども、実質1日6時間ほどの勤務をするという人たちがほとんどということであります。1時間あたりの時間給で見ると、20代の新卒、新規の職員の時間給よりも再任用の職員の人たちの時間給は高い。それはそれで経験があるからいいとして、私は再任用職員をふやしていくことのデメリットというのは、やっぱり1つの組織としての役所というのは、若い人から経験のある人まで一定の年齢構成がらばっている必要があるというふうには基本は思うんですね。そうすると、退職した人がまた入ってくると、新しい人を入れる分が当然圧迫されて少なくなってしまうわけですから、職員構成のバランスが保てないというデメリットがあるというふうに思いますし、そういう指摘もされています。そういったことを考

える。もちろん、再任用の職員の人は経験があるということですから、その経験を生かし、伝えることも大事なので、そのメリットはあるでしょう。現状を見ると、半日で勤務している人は1人だということですね。私は、再任用の職員の人は実質1日的な6時間、週5日じゃなくて、半日でという形で市長が採用するというのがいいのではないかと。そうすることによって、新人の若い人が入る枠を確保していくということ、そこが大事だろうと思うんですね。そのあたりについて、経験を生かしてもらうには半日頑張って仕事をしてみんなに伝えてもらえればいい、割り切るしかないんだと思うんですね。その点について、市長の考えをお聞きします。

もう一度言えば、職員の年齢構成の望ましい姿を形成するために、それから、経験を生かすということの利点を達成するには、再任用の皆さんには半日勤務で十分であろうと、そのように方針を変えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再任用につきまして、再質問にお答えいたします。

再任用の制度をとりましたのは2つの要件がございまして、1つは国の年金制度が変わりまして、退職しても年金がもう60歳からは1円ももらえない、その期間につきましては、これから65歳まで2年ずつに延びていくわけでございますけれども、今でいきますと61歳ですね、この2年間そういった状況で、年金がゼロという、そういった国の制度が変わりまして、その年金間のつなぎという意味でも、この再任用制度を取り入れました。

そして、また、年齢的なバランスということでございますが、本当に山県市の職員の年齢のバランスは、特に事務職員は合併をいたしまして職員を減らしまして、130名ほどでしたか、減らしましたので、その間採用が少ないということで、先ほどもお話し申し上げましたように、50歳代の非常に給料の高い職員が、バランスとしては確かこの県内の市では一番平均年齢が、平均を見ますと事務職員は高くなっていると思いますが、そういった年齢的なバランスはございますけれども、そういった2つの点を考慮しながらも、やはり経験を生かしながら、先ほど半日と言われたのはちょっとよくわかりませんが、そういった状況を踏まえながら、この再任用制度は続けていきたいと思っておりますし、そして、今の状況ですと63歳までは、今61歳までは年金がゼロでございますので、2になりますと年金がもらえるようになりますので、そういった場合には、再任用ではなく嘱託で十数万円と20万円強の2つの制度を設けておりまして、確か十数万円の職員が多いかと思いますが、16万円ほどですか、ちょっと数字は正確には覚えていませんけれども、そういった形態で今の状況を維持しながら進めていきたいということを考えて

おります。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君、質問をかえてください。

○9番（寺町知正君） ちょっと3番の答弁はあれでしたけど、時間がないので次に行きますけど、市長にお聞きしますけど、家庭排水処理の方式や予算ということについてお尋ねします。

公共下水道や農業集落排水のような集合処理では、処理施設の維持管理に莫大な財政負担が必要であること、誰もが今、これを認める時代になっています。実際に、下水道事業は全国の自治体財政を圧迫しています。しかも、全国的に急激な人口減が予想される中で、長大、長くて大きい公共物の建設、維持の是非は重大な判断をすべき案件です。家庭排水処理の方式や予算をどうするかは重要な課題です。

山口市においては、高富・富岡地区の公共下水計画が完了するのは2年後の2018年、平成30年の予定であり、残るは美山地区だけとなります。2009年、平成21年の12月議会の私の一般質問と、当時の副市長の答弁の要点は次のようです。

高富・伊自良地区に投資してきた金額を見ると、集合処理、公共下水や集落排水ですね、これは高富と伊自良の全域ということで、この対象地域の市民2万2,000人、約7,000世帯に対して約230億円の投資がされてきます。旧美山町は、1994年、平成6年に下水道基本構想を策定し、自治体合併前の2003年、平成15年にできた基本計画では、2つの大きな処理区域で集合処理をする人口は6割、その事業費は約71億円、他地域の人口4割は合併処理浄化槽で概算事業費約10億円、これらを合わせて約81億円を見込んでいる。私が計画を見直すのが現実的と指摘したところ、市は再検討する旨を示し、集合処理人口がゼロ割で合併処理人口が10割、このようなこともあり得るという答弁もありました。

美山地区の合併浄化槽の普及率が現在約30%であることを前提に質問します。

若い世代が住むには、水洗トイレは今や不可欠であり、対策が急がれます。美山地区の計画の再検討状況はどのようでしょうか。年次的に、今後の予定、実際の事業着手の見込みはどのようでしょうか。

自治体合併前を含めて、家庭排水処理に市が幾ら支出してきたかを市の提供データ、21年議会の答弁から整理したのが質問に添付した別表です。市の投資、支出してきた額をその地区の1世帯当たりで見ると、伊自良の集落排水は約450万円、赤尾、梅原、大桑、桜尾の集落排水は平均で約370万円、高富、富岡の公共下水は約270万円と概算できます。これに対して、美山地区を合併浄化槽で進めれば、1世帯当たり約50万円で済むことになります。従来より、合併浄化槽については希望があれば申請してもらって補助金を交

付するという極めて受動的、消極的な姿勢が伴う制度で整備してきました。今後、もし美山地区はこの制度を継続するとなれば、伊自良や高富地区で莫大な市の公金を投資して整備したことと比べて無策に近い政策と言わざるを得ません。3町村が合併して美山地区への行政サービスが薄くなっているという声が少なくない中で、余りに露骨な政策判断と批判されるでしょう。この点、そしてこの格差のおそれについて、市長の見解はどのようなのでしょうか。

次に、伊自良や高富地区が美山地区を合併浄化槽で整備した場合の5倍から9倍程度の大部分を既に支出したのですから、美山地区についても相当程度の額をかけて合併浄化槽を進めるべきだと私は考えます。しかも、より速やかな整備完了をさせる計画が不可欠です。

他県を見ると、合併浄化槽を個人任せではなく市町村が設置し、維持管理していく方式も展開されています。事業は公共下水道などと同じ考え方で、申請者の方から浄化槽設置工事の一部を工事分担金として納めてもらって合併浄化槽を設置、合併浄化槽は市の所有ですから、使用者から使用料をいただいて維持、管理、点検、清掃、法定検査などですね、これを市が行う公営企業方式などです。さらに、合併処理浄化槽の維持管理の徹底のために、市町村直営ではなく、民間のノウハウや資金力を生かしたPFI手法を導入する自治体もあります。維持管理について、市の直営とするか民営とするかはともかく、市町村設置方式とした場合の費用はどれくらいと想定できるのでしょうか。無策に近い合併浄化槽設置を個人任せにするのではなく、先ほど申し上げた方式などを見直しの基本方法と認識すべきではないでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

美山地域の計画の再検討の状況でございますが、平成15年度策定された県下水道構想におきまして、美山地域のうち葛原・谷合・北武芸・富波・西武芸地区におきましては、特定環境保全公共下水道にて整備し、北山・乾地区におきましては合併浄化槽による個別処理として計画されております。

平成26年1月に、国土交通省と農林水産省、環境省の3省連携によります持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルが取りまとめられました。そのポイントは、第1に、10年程度での早期整備とともに、20年から30年での持続可能な汚水処理システムの構築を目指すとあります。第2に、汚水処理施設の未整備区域は経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を盛り込み、より弾力的な手法を検討する。第

3に、整備運営管理方法につきましては、住民の意向等、地域ニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性や用地確保の難易度、災害に対する脆弱性等、地域性も総合的に勘案した上で、地域における優先順位を十分検討し、選定すると示しております。

このようなことを踏まえまして、平成29年度末に、仮称ではございますが岐阜県污水处理施設整備構想を策定するに当たりまして、先ほど申し上げました3つのポイントを重視し、美山地域の整備構想の見直しも含め、地域の特性、経済性、難易度等総合的に判断をし、整備方法、事業費、事業着手時期等も含めまして、県と市町村が連携し、着実に実行可能な整備構想を策定してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問でございますが、私は山県市全体を考えて事業を実施しております、各地区の必要な事業は異なっていると考えております。排水処理に関する事業だけの格差のおそれがあると言われるのは心外でございまして、誤解のないよう御説明いたしますと、市の投資額は公共下水は約142億円で、世帯割にいたしますと277万円となりますが、補助金ですとか市債の償還に対する交付税算入額、区域内の市民の受益者負担金を除けば、それぞれ世帯割の額は約45万円ほどとなり、余り差のないものとなります。市民の皆様には御負担いただく工事費も、下水道事業の加入分担金を考えれば下水でも合併浄化槽でもそんなに差はないものとなります。公金の投資額だけを考え、差があると言われるのであれば、最初に申し上げましたが市全体を考えて事業を実施しており、各地区の必要な事業は異なっております。具体的に申し上げれば、高富地域では下水道事業であり、美山地域には水道事業が重要な事業であると判断し、事業を実施しております。

本定例会には、平成28年度の合併処理浄化槽設置補助金額をこれまで、標準型の補助金体系に加えまして、窒素またはリン除去能力を有する高度処理型の補助金体系を追加しております。例えば、美山地域で通常型5人槽が35万2,000円でしたが、高度処理ですと47万1,000円となりまして、約34%アップいたしまして11万9,000円の増額でございますし、7人槽が44万1,000円のもの51万9,000円となり、約18%で7万8,000円の増額となる当初予算案を上程しており、合併処理浄化槽に対しましても一定の配慮をいたしております。

3点目の市町村設置方式の費用はとの御質問につきましては、具体的な試算はしておりませんので正確な数値ははじけませんが、仮に7人槽を2,000基設置すると22億円程度になると予想されます。しかし、市町村設置方式では市民の皆様には分担金や使用料を納付していただくこととなり、市は使用料の負荷や徴収などの業務が増加し、また、直営でもPFI方式でも、結果的に現在の方式より市民の皆様の負担が増加することも想

定されます。いずれにいたしましても、平成29年度末において、仮称ではございますが岐阜県汚水処理施設整備構想には基本的な方針を示してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 市長に再質問いたします。

今の答弁を聞いていると、何もしないんじゃないととるしかないんですが、前の議会で副市長ははっきり合併浄化槽の方向も転換していくということでした。逆にすごくぼやけた答弁になったなと思って驚いています。その象徴、例えば今議会に出されています山県市過疎地域自立促進計画という議案が追加で出ていますけれども、この中に、資料が後ろのほうにある、ここの5ページには、美山地区の合併処理浄化槽設置事業というのが入っています。170基5年間で、1年当たり1,770万円、5年間で8,535万円というのが出ています。もちろん過疎だから将来の予測が全部見えるわけじゃないけど、基本線はここにあるということですよね。これでいくと、じゃ、先ほど2,000基と言って、私も約2,000だと思う、合併浄化槽が必要なのは。そうすると、58年かかるんですよ、この計画でいったらね。美山だけ58年で完了するのって。高富は16年の再来年終わるんですよ、5,000世帯がね。やっぱり、基本的に認識がおかしいんですよ。下水、家庭排水処理、いろんなものにはどうしてもお金がかかる。先ほど45万ぐらいじゃないかということでしたけれども、合併浄化槽だったら山県市が出すお金は45万で3分の1ですよ。仮に100万の大きな機械でも3分の1。これは、制度上、市町村、県、国が3分の1ずつ出すということになっていますから、通常でもそれだけなんですよ。そのほかに周辺部分があるだけですから、公共下水とか集落排水と比べたら、そんなに多くない。

あえてぼんやりとした答弁をされた市長にお聞きしますけど、この自立促進計画でいったら五十数年かかることについて、どう思いますか。本質的に変える必要があると私は思うんですが、いかがでしょう。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時29分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えいたします。

先ほど御説明しましたように、29年度にしっかりした計画をつくりたいと思っております。

ます。その計画は、現実、実態に合った、当初の計画ではない、実態に合った計画をつくりたいと思っておりますし、そうしてまた、今回の、先ほど説明いたしましたように、28年度の予算におきましても、そういった思いでこの補助金の上乗せをしておるわけでございます。

そして、期間につきましては、先ほど単純に過疎計画の中で全体を割ってみえますけれども、それは全く実態に合わない状況でございまして、少しでも地域の皆さんが整備して適切な環境に対応していただけるような29年度に計画を作成いたします。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 具体性のない答弁はちょっと納得はできませんけれども、どちらにしてもこれから計画をつくるということで、具体性のあるものをつくってほしいと思っています。

時間がもう余りないので3番目に行きますけれども、通告したのは、長期継続契約の説明責任と透明性ということで、市長にお聞きします。

今は説明責任と透明性が求められる時代です。そこで、市の業務の現状についての把握しやすさ、あるいは市民など外から見てのわかりやすさなどの観点でお尋ねします。

自治体の一般会計予算には、債務負担行為調書として債務負担行為を計上し、将来負担分を明示することが法令で定められています。債務負担行為調書には、案件、金額、限度額、年度などが明示してあります。継続性や金額はこの調書の表とともに各事業の予算を見ることで初めて把握できます。

以前、地方自治法の改正があつて、長期の継続契約については条例などの定めを前提にこの債務負担行為に計上しなくてもよいことになりました。長期の継続契約ですから、複数年、2年、3年、中には5年、10年の契約もあるでしょうが、これらについて、市長が民間業者と契約を締結しているにもかかわらず、予算書にも議会にも何も示されません。改正前は全部が債務負担行為調書に計上してあつたのでわかりましたが、今はこの長期継続契約の案件は債務負担行為の調書に記載されていないので、全くわかりません。特定の業者と具体的に来年も再来年もずっと支出を約束しているのに、それが示されていないわけです。これは非常に不合理であるし、議員としても責任が持てません。山県市が、現在市が業者と契約をしているのはどういう事業で、経費見込みは幾ら、何年間で、相手方は等の一覧表が不可欠です。

1番目の質問ですが、市長はこの質問の通告文を、通告日、2月25日です、この日に読むと推測して通告しましたが、まずこの質問について、ここまで読んできたときに、

市長は現在市に何件ぐらいの長期継続契約があり、その総額は幾らぐらいと考えたのでしょうか、お答えいただきたい。あるいはわからないと思ったのでしょうか。率直にお答えいただきたいと思います。

次に、この通告を受けてから、実際に集計してみてどのように把握しておられるのでしょうか。予算書には記載されていませんが、将来の負担としての既に契約を締結した長期継続契約ごとの内容、期間とか額とか内容、相手方等の、一覧表を提示していただき、その概要を説明していただきたい。

3つ目として、今後は長期継続契約の一覧表を毎年の予算審議の資料の1つに加えて議員に配布し、公にすべきだと考えますが、そうしていただけるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の御質問は、電気、ガス等以外の施行令で定める長期継続契約のことと解釈をしてお答えいたします。

そもそも、私は事務機器等につきましてはリース契約で導入するよりも購入のほうが経済的であると考えておりました、補助制度を活用する場合以外は基本的にはリース契約ではなく購入契約をするようにしてきております。こうしたことから、リース契約等は他の自治体と比較すれば少ないほうではないかと考えております。その上で、質問通告を受け、改めて調査する前の率直な私の感覚についてのお尋ねでございますが、件数は数え方にもよりますが、数十件で、金額は数千万円というイメージを持っておりました。

次に、2点目の通告を受けてから調査した結果について、平成26年度の決算ベースでございますが、条例第1号の事務機器等のリースや保守料が54件、約2,900万円、第2号の空調機、エレベーター、自動ドア、警備等の委託が68件、約3,700万円、第3号のその他が2件、約400万円、合わせて124件で7,000万円となっております。

次に、3点目の予算の審議資料として毎年配付することについてでございますが、当初予算原案の作成、編成に当たりましては、財政担当職員を初め関係する職員が休日を返上し、毎晩夜なべをして作業をいたしております。それは、各課等が当初要求額を見積もるのは10月ないし11月でございますが、少しでも効果的な予算編成を目指しまして、発表された国家の予算を精査するとともに、より適正なものとするため、なるべくぎりぎりまでの経済動静等を勘案しながら、最終的に予算原案を編成しようとするからでございます。こうした時期に、せつかく事務合理化のためにできた制度の利点を半ば放棄

いたしまして新たな書類作成をすべきかどうかについては、消極的に考えているところでございます。

そもそも、この地方自治法第234条の3で定める長期継続契約の規定に関しましては、その後段に規定する各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内において給付を受けなければならないとなっている点がポイントでございます、ここが地方自治法第214条に定める債務負担行為と最も違うところでございます。そのため、義務費である債務負担行為につきましては、法律等に基づきまして予算措置の手続を取らせていただき、調書も添付させていただきますが、義務費とならない長期継続契約につきましては、当該年度の予算原案において御審議をいただきますようお願いいたします。

なお、本市では、十分御審議をいただくため、法定で定められた予算書以外に、今般の議会での資料でございます資料ナンバー5－2の当初予算の概要ですとか、資料ナンバー5－3の当初予算案のポイントですとか、資料ナンバー5－4の補助金等に関する調書を用意させていただいております。資料ナンバー5－3は本市が起債許可団体であったことから、中期的に鳥瞰するための資料で、資料ナンバー5－4は構想日本の協力を得て実施した事業仕分けのシートを活用し、一昨年度から用意をいたしましたものでございます。この2つの資料は、他の自治体ではなかなか用意されていないものであろうと考えております。議会で御審議をいただくために必要な資料は真摯に用意をさせていただく用意はございますが、先ほど申し上げましたような事情も御勘案をいただき、御理解と御協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

○議長（上野欣也君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

18日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時39分散会

平成28年 3 月18日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

平成28年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第5号 3月18日（金曜日）

○議事日程 第5号 平成28年3月18日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第20号 山県市まちづくり基本条例について
- 議第21号 山県市行政不服審査法施行条例について
- 議第22号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第23号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第30号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 議第31号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第32号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第33号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市単独市営住宅管理条例について
議第37号	山県市空家等対策協議会設置条例について
議第38号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第39号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第40号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第41号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第42号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第43号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第44号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第45号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第46号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第47号	平成28年度山県市一般会計予算
議第48号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第49号	平成28年度山県市介護保険特別会計予算
議第50号	平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第51号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第52号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第53号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第54号	平成28年度山県市高富財産区特別会計予算
議第55号	平成28年度山県市水道事業会計予算
議第56号	市道路線の認定について
議第57号	市道路線の変更について
議第58号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について

請願第1号 有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願

日程第2 委員長報告に対する質疑

承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について

議第20号 山県市まちづくり基本条例について

議第21号 山県市行政不服審査法施行条例について

議第22号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第23号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第24号 山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議第25号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議第26号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第27号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第28号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第29号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議第30号 山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について

議第31号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第32号 山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第33号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第34号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市単独市営住宅管理条例について
議第37号	山県市空家等対策協議会設置条例について
議第38号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第39号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第40号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第41号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第42号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第43号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第44号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第45号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第46号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第47号	平成28年度山県市一般会計予算
議第48号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第49号	平成28年度山県市介護保険特別会計予算
議第50号	平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第51号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第52号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第53号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第54号	平成28年度山県市高富財産区特別会計予算
議第55号	平成28年度山県市水道事業会計予算
議第56号	市道路線の認定について
議第57号	市道路線の変更について
議第58号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について
請願第1号	有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願

日程第3 討 論

承第1号	山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
------	-------------------------------------

議第20号	山県市まちづくり基本条例について
議第21号	山県市行政不服審査法施行条例について
議第22号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第23号	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第24号	山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
議第25号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第26号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第27号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第29号	山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議第30号	山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
議第31号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第32号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第33号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市単独市営住宅管理条例について

議第37号	山県市空家等対策協議会設置条例について
議第38号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第39号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第40号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第41号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第42号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第43号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第44号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第45号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第46号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第47号	平成28年度山県市一般会計予算
議第48号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第49号	平成28年度山県市介護保険特別会計予算
議第50号	平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第51号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第52号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第53号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第54号	平成28年度山県市高富財産区特別会計予算
議第55号	平成28年度山県市水道事業会計予算
議第56号	市道路線の認定について
議第57号	市道路線の変更について
議第58号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について
請願第1号	有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願

日程第4 採 決

承第1号	山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
議第20号	山県市まちづくり基本条例について
議第21号	山県市行政不服審査法施行条例について
議第22号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議第23号	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第24号	山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
議第25号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第26号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第27号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第29号	山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議第30号	山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
議第31号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第32号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第33号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市単独市営住宅管理条例について
議第37号	山県市空家等対策協議会設置条例について
議第38号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第39号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第40号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第41号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第42号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第43号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第44号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第45号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第46号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第47号	平成28年度山県市一般会計予算
議第48号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第49号	平成28年度山県市介護保険特別会計予算
議第50号	平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第51号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第52号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第53号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第54号	平成28年度山県市高富財産区特別会計予算
議第55号	平成28年度山県市水道事業会計予算
議第56号	市道路線の認定について
議第57号	市道路線の変更について
議第58号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について
請願第1号	有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願
日程第5	発議第1号 有害鳥獣捕獲団体による駆除活動に対する支援決議
日程第6	質 疑
日程第7	討 論
日程第8	採 決
日程第9	特別委員会委員長報告

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について

議第20号 山県市まちづくり基本条例について

議第21号	山県市行政不服審査法施行条例について
議第22号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第23号	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第24号	山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
議第25号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第26号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第27号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第29号	山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議第30号	山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
議第31号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第32号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第33号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市単独市営住宅管理条例について
議第37号	山県市空家等対策協議会設置条例について

- 議第38号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第39号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第40号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第41号 平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第42号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議第43号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第44号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第45号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第46号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第47号 平成28年度山県市一般会計予算
- 議第48号 平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第49号 平成28年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第50号 平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第51号 平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第52号 平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第53号 平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第54号 平成28年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第55号 平成28年度山県市水道事業会計予算
- 議第56号 市道路線の認定について
- 議第57号 市道路線の変更について
- 議第58号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第59号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について
- 請願第1号 有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第20号 山県市まちづくり基本条例について
- 議第21号 山県市行政不服審査法施行条例について
- 議第22号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第23号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

	用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第24号	山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
議第25号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第26号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第27号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第29号	山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議第30号	山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
議第31号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第32号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第33号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市単独市営住宅管理条例について
議第37号	山県市空家等対策協議会設置条例について
議第38号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第39号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第40号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）

議第41号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第42号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第43号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第44号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第45号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第46号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第47号	平成28年度山県市一般会計予算
議第48号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第49号	平成28年度山県市介護保険特別会計予算
議第50号	平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第51号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第52号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第53号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第54号	平成28年度山県市高富財産区特別会計予算
議第55号	平成28年度山県市水道事業会計予算
議第56号	市道路線の認定について
議第57号	市道路線の変更について
議第58号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について
請願第1号	有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願

日程第3 討 論

承第1号	山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
議第20号	山県市まちづくり基本条例について
議第21号	山県市行政不服審査法施行条例について
議第22号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第23号	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第24号	山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議第25号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第26号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第27号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第29号	山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議第30号	山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
議第31号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第32号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第33号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市単独市営住宅管理条例について
議第37号	山県市空家等対策協議会設置条例について
議第38号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第39号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第40号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第41号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第42号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第43号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第44号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議第45号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第46号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第47号	平成28年度山県市一般会計予算
議第48号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第49号	平成28年度山県市介護保険特別会計予算
議第50号	平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第51号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第52号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第53号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第54号	平成28年度山県市高富財産区特別会計予算
議第55号	平成28年度山県市水道事業会計予算
議第56号	市道路線の認定について
議第57号	市道路線の変更について
議第58号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について
請願第1号	有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願

日程第4 採 決

承第1号	山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
議第20号	山県市まちづくり基本条例について
議第21号	山県市行政不服審査法施行条例について
議第22号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議第23号	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第24号	山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
議第25号	山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議第26号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第27号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第29号	山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議第30号	山県市出産祝金条例の一部を改正する条例について
議第31号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第32号	山県市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第33号	山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市単独市営住宅管理条例について
議第37号	山県市空家等対策協議会設置条例について
議第38号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第39号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第40号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第41号	平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第42号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第43号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第44号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第45号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第46号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第47号	平成28年度山県市一般会計予算
議第48号	平成28年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第49号	平成28年度山県市介護保険特別会計予算
議第50号	平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第51号	平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第52号	平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第53号	平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第54号	平成28年度山県市高富財産区特別会計予算
議第55号	平成28年度山県市水道事業会計予算
議第56号	市道路線の認定について
議第57号	市道路線の変更について
議第58号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第59号	山県市過疎地域自立促進計画の策定について
請願第1号	有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願
日程第5	発議第1号 有害鳥獣捕獲団体による駆除活動に対する支援決議
日程第6	質 疑
日程第7	討 論
日程第8	採 決
日程第9	特別委員会委員長報告

○出席議員（14名）

1 番	操	知 子 君	2 番	村 瀬	誠 三 君
3 番	福 井	一 徳 君	4 番	山 崎	通 君
5 番	吉 田	茂 広 君	6 番	上 野	欣 也 君
7 番	石 神	真 君	8 番	杉 山	正 樹 君
9 番	寺 町	知 正 君	10 番	尾 関	律 子 君
11 番	武 藤	孝 成 君	12 番	藤 根	圓 六 君
13 番	影 山	春 男 君	14 番	村 瀬	伊 織 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林	宏 優 君	副 市 長	宇 野	邦 朗 君
教 育 長	伊 藤	正 夫 君	総務課長	太 田	智 倫 君

企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	石 神 彰 君
市民環境課長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	藤 田 弘 子 君	産業課長	山 田 和 哉 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	大 西 敏 彦 君
まちづくり・ 企業支援課長	鷺 見 秀 夫 君	会計管理者	遠 山 治 彦 君
消 防 長	藤 根 好 君	学校教育課長	渡 辺 千 俊 君
生涯学習課長	梅 田 義 孝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	宇 野 照 泰
書 記	鷺 見 芳 文		

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（上野欣也君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 藤根圓六君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月8日、9日、委員会を開催し、審査を付託されました議第20号から議第29号、議第34号から議第40号、議第47号、議第54号、議第56号から議第59号及び請願第1号の所管に属する条例案件17件、補正予算案件1件、予算案件2件、その他案件4件の24議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第20号 山口市まちづくり基本条例についてでは、市民への周知方法をどのようにするか。議第21号 山口市行政不服審査法施行条例についてでは、予算4万2,000円の積算と、委員選考の考えと、22号の審査請求のすみ分けはどうか。議第22号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでは、情報公開条例第17条、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について、行政不服審査法の規定は適用しない理由は、個人情報保護条例第20条の2、審査請求について、行政不服審査法の規定は適用しない理由は。議第24号 山口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてでは、退職管理、職員の休業、職員の人事評価の意味は。議第26号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、また、議第28号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、また、議第29号 山口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでは、議員、常勤の特別職、職員ごとの改正後の増額と、期末手当の支給額は幾らか。人事院の勧告について、特別職、議員に及ぶべきか、他市の状況は。議第27号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでは、集落支援員（兼任）の兼任の説明、現在は何人か、また40万円以内の根拠は。兼任の定義、自治会長の選任について。議第34号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでは、

山口市おおが城山公園の整備状況と、区域の範囲及び名称について、また、維持管理はどこが行うのか。議第36号 山口市単独市営住宅管理条例についてでは、建物、料金、申請の変更、これによる歳入見込みと、補助金の返還は。議第37号 山口市空家等対策協議会設置条例についてでは、公開しないとすることがあるのか。議第40号 平成27年度山口市一般会計補正予算（第5号）（総務産業建設関係）についてでは、林道根尾谷鯨尾線災害復旧工事について、災害査定での決定か、設計者は誰か、予定価格は誰が決定するのか、入札の状況など、設計から工事発注までの流れの内容。マイナンバー利用端末セキュリティー強化機器、情報セキュリティー強化対策機器の内容。地域創生、報償費の大学協力謝礼の内容。地域創生、シティプロモーション事業委託のタイプⅠとⅡの違いと、空家モデル改修補助金600万円との関連、その積算根拠は。林業振興費、委託料の野生鳥獣捕獲業務委託料で170万円の減額の内容。育林推進事業補助金552万円、森林整備地域活動支援交付金112万円の減額の理由。補正予算給与費明細書中、一般職の給与費と共済費の比較の差。議第47号 平成28年度山口市一般会計予算（総務産業建設関係）についてでは、先を見据えた重要課題ごとのわかりやすい予算書作成の検討を要望する。財産収入、財産貸付収入、住宅用地などの説明と、28年度予算へ反映は。企画費、公共交通の内容と自主運行バスとの関係は、公共交通の動向についての情報把握は。公共交通地域協働推進事業委託料の270万円減額理由。林業費、野生鳥獣被害対策の240万円のおりの設置者などの内容。土木管理費、地籍調査の現状と拡大の考え。団体内統合利用番号連携サーバーASP使用料、総合行政情報システム運用保守委託料、OA入室管理システム機器更新費、中間サーバープラットフォーム利用負担金の内容。自治会長等報償費の6万5,000円の減額理由。交通安全対策事業のカーブミラー設置工事に凍結防止用のミラーは入っているか。地産地消推進の店「ぎふ〜ど」認定事業の説明、関係の市町、のぼり旗の利用方法は。名山めぐりマンガ作成費の内容。道路改良事業委託料の国道256号バイパス工事アロケーションの内容。新築等祝金事業の申請要件と申請は件数か。防災対策事業の釜石市災害派遣職員旅費で派遣期間の状況と予算計上について。気象情報サーバー更新費の箇所数と単価は。平成28年度山口市当初予算のポイントの常勤一般職人件費で、今後の人件費の推移の考えは。職員数を減らさないこと、平成25年度の職員数に戻すこと、部長制度復活を要望する。負担金、補助金及び交付金全体で、調書に要綱がなしとの記載が多いが、どう積算し、判断したのか、要綱なしは不適正ではないか、要綱の整理が必要。協働のまちづくり活動補助金で、NPO法人はどこか、成果、効果の意味がわからない。事業についてわかりやすく周知する必要がある。経営所得安定対策事務費補助金で、補助率が10分の10、要綱なしでどうして積算しているのか。

安定を図れたとはこういった意味での安定なのか。元気な農業産地構造改革支援事業で、事業実績がわからない、何について拡大を行ったのか、また、補助率は。育林推進事業補助金で、山林を見ると間伐し放置されている、間伐後はどう処理されているのか。今後、間伐の予定はあるのか。チップにできる補助事業と、バイオマスへの利用はあるのか。山縣市商工会補助金と山縣市観光協会補助金で、市長の戦略に合う連携した考えを持ち、観光と商工会の連携を図ることはできないか。議第56号 市道路線の認定についてでは、事業の進捗状況は。議第59号 山縣市過疎地域自立促進計画の策定については、事業計画の産業の振興、企業誘致の28年度からの予算の事業の考え方。過疎地域自立促進特別事業の自主運行バス運行補助事業の同額での予算計上は。請願第1号 有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願についてでは、連合自治会から請願された経緯などの質疑がありました。

討論では、議第20号、議第26号、議第28号、議第29号、議第40号、議第47号、請願第1号に対する反対討論が行われました。

採決の結果、付託されました議第21号から議第25号、議第27号、議第34号から議第39号、議第54号、議第56号から議第59号の議案は全会一致で、議第20号、議第26号、議第28号、議第29号、議第40号、議第47号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと、請願第1号は、賛成多数で採択と決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 続きまして、厚生文教委員会委員長 吉田茂広君。

○厚生文教常任委員会委員長（吉田茂広君） それでは、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月10日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました承第1号と議第30号から議第33号、議第40号から議第53号及び議第55号の所管に属する条例案件5件、補正予算案件7件、予算案件8件の20議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第30号 山縣市出産祝金条例の一部を改正する条例については、対象となる人数、年間の合計金額及び支給割合について。子供の社会的支援を目的としていることから、保護者等の滞納状況による給付制限の見直しを検討できないか。出産祝金を第1子、第2子の新生児には10万円、第3子以降の新生児には20万円と分けた理由について。女性が安心して多子出産しやすい環境づくりへの支援について。議第31号 山縣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでは、事業の内容及び具体的な手続について。条例改正に伴う保育現場での影響について。議第32号 山縣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、議第33号 山県市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2件の条例では、地域支援事業も含んだ具体的な介護サービスへの影響について。運営推進会議の内容及び、運営に関する基準について。保険者における指定地域密着型サービスへの監査事務がふえるが、それに見合う財政的措置が計上されていない理由について。監査結果を市民へどのように公表していくのか。

議第40号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）（厚生文教関係）では、繰越明許費におけるげんき高齢者祝金事業（振興券）の内訳及び当該事業が廃止となった理由について。歳出の部における民生費の年金生活者等支援臨時福祉給付金の具体的な内容について。保育園費における共済費（社会保険料）、賃金（臨時保育士賃金）を減額補正する理由について。議第47号 平成28年度山県市一般会計予算（厚生文教関係）では、歳入の部の県支出金における地域自殺対策緊急強化事業補助金の交付事業の内容について。歳出の部では、民生費における高齢者福祉計画策定業務委託料の業務内容及び債務負担行為について。げんき高齢者祝金事業廃止に伴い、今後、同事業の復活見込みについて。コミュニティーソーシャルワーク交付金における人件費の算出根拠について。臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の内容について。市シルバー人材センター補助金の内容及び交付団体の概要について。病児保育事業補助金における県下の利用状況及び実施主体について。生活保護事業における扶助費の支給対象となる世帯数及び人数について。衛生費においては、健康づくり教室事業委託料の業務内容について。不妊治療費補助金における利用対象者の年齢及び申請における留意点について。自動車騒音常時監視委託料の内容及び前年度より増額された理由について。教育費においては、学校給食における保護者負担の現状及び今後の取り扱いについて。各公民館トイレ改修費の概要及びトイレの洋式化の展望について。無形民族文化財調査研究等事業補助金の事業内容について。山県市総合運動場の借地面積、関係地権者の現状及び将来的な用地買い取りに向けた検討について。議第49号 平成28年度山県市介護保険特別会計予算では、歳出の部の介護給付費における個々のサービスの内容について。認知症カフェ事業委託料の内容について。地域包括支援センター強化負担金において、対前年度比で減っている理由について。議第55号 平成28年度山県市水道事業会計予算では、歳入における給水戸数が対前年度比でふえているのに対して、給水収益（水道料金）が逆に減っている理由及び今後の水道事業経営の見込みについてなどの質疑がございました。

討論においては、反対討論及び賛成討論はなく、採決の結果、承第1号と議第30号か

ら議第33号、議第40号から議第53号及び議第55号までの所管に属する全ての付託案件について、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（上野欣也君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 総務産業建設委員会の委員長報告についてですが、議第23号、山
県市行政手続における特定の個人を識別するための番号云々の条例改正についてですが、
具体的にどのような討議がなされたか紹介をいただきたいと思います。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務産業建設委員会委員長 藤根圓六君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤根圓六君） 失礼しました。23号については、質疑
はありませんでした。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を
終結いたします。

日程第3 討論

○議長（上野欣也君） 日程第3、討論。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 御指名いただきましたので、発言通告に基づいて討論します。全

部まとめてでよろしいでしょうか。

議第20号 山口市まちづくり基本条例について。

今回のまちづくり基本条例は、地域分権、地域主権にふさわしい住民自治に基づく自治体運営の基本原則を明確化するため、（仮称）市民自治基本条例を制定しますという市長の公約に基づく条例そのものであると答弁されました。議会の質疑の際にも述べたとおり、公募市民の方が7名も参加されて委員会が構成され、29回に及ぶ策定委員会の審議をされたことに対して、委員の皆様には敬意を表するものです。

一方で、策定しようとされたまちづくり基本条例は、地方自治の根幹にかかわるもので、条例がどのように生かされるかは策定のプロセスに大に関係するものです。そこで、こうした議論を市民を巻き込んで、文字どおり市民の参加と共感を得るものとして行っていく運営のあり方について、市長の見解をお伺いしました。答弁では、参加、協働、情報共有の原則で進めているとのことでした。市民座談会も行い、市民の能動的参加の仕組みづくりを進め、自治会の協働のまちづくり支援に100万円の予算もつけたと答弁されました。市長は常日ごろから対話と共感をモットーとされています。

しかし、市民座談会やワークショップの場などは自治会役員の方など、いつもの顔ぶれで多くの参加とはいいがたいのが実態です。私は市会議員になる以前から、これらの場に参加をしてきましたが、これが山口市の実態です。同僚議員が自治会の加入問題を一般質問されましたが、加入率85%を誇る自治会には役員の引き受け手がないとか、市役所の下請のような雑務がたくさんあるという自治会長の負担感など、解決すべき課題が山積みしています。この条例の中には地縁組織の役割に触れられていますが、まさにこの条例を制定するためには、山口市の現実、実態から出発できるような組み立てを、文字どおり市民の参加を推進する工夫を重ねて進めることが基本です。パブリックコメントなどの手法が紹介されていますが、これらが市民参加のアリバイになっては本末転倒です。冒頭にも述べましたが、山口市の多くの市民の力を山口市のまちづくりに生かす上で、条例がどう生かされるかは策定のプロセスに大に関係するものです。その立場から、今回のこのような条例、策定の進め方そのものに反対をするものです。

続いて、議第23号及び議第40号、あわせて行います。

いわゆるマイナンバー制度に基づく条例の改正及びマイナンバーにかかわった情報推進管理の費用、3,148万1,000円の補正予算について反対の意思を表明します。

このマイナンバー制度は、かつて国民から総批判を食らってお蔵入りした総背番号制を今度は国民にもわからないようにと横文字にして出してきたものです。システム開発費に3,000億円、全国の都道府県、市町村の開発費を含めると1兆円に上る一大公共事業

とされています。マイナンバー制度は国の運用により施行直前に税条例の一部を改正するという混乱ぶりが続いています。また、1月から行政手続に使われ始めたやさきに、マイナンバーを発行する地方公共団体情報システム機構のサーバーで1カ月以上にわたり原因不明のシステム障害が毎日のように発生していることが報じられています。国民の情報を国が一括管理するという、憲法に保障された基本的人権にもかかわる、このマイナンバー制度の問題点については、この間の議会の質疑や反対討論でも述べてきました。今回のこの条例の制定及び27年度山県市の一般会計補正予算は取り下げるべきだと考え、両議案に反対をするものです。

最後に、議第47号 平成28年度山県市一般会計予算に対する反対討論を行います。

議会の冒頭で市長から平成28年度の一般会計予算の編成に当たっての演説がございました。一般会計予算は上程されている個々の事業予算の審査も重要です。一方で予算にあらわれている骨格とも言うべき、市長が進めようとする山県市のまちづくりのビジョンがどのように反映されているか、この予算を通じて山県市の将来展望が見えてくると、このことが予算の核心だと思います。

先般、公表された国勢調査の結果は、予想を上回る2,511名の減少、2万7,118人となっています。まち・ひと・しごと創生プランが策定され、12月の広報やまがたでは5年間で200世帯、約600人の人口拡大を目指すとの目標が掲載されました。この目標に水を差すような人口減少のスピードに対して、どのような施策が求められているか。それは、住みやすい環境づくり、若者や子育て世代、高齢者が安心して暮らせる環境づくりです。一方で重要なのは、これを支えるインカム、いわゆる収入です。働く場の確保、拡大です。これをいかに確保するのか、ない物ねだりはだめだという声があります。当然のことだと思います。

さて、山県市の第2次総合計画が策定されました。この中にその解決の道筋があるものと、しっかり読み込んでみました。あらゆる分野について、さまざまな課題が記述されています。目標数値も書かれています。しかし、この計画がこれから10年先、20年先の山県市のビジョンとは思えません。なぜか。それは産業の振興策が見えてこないからです。おおよその数字ですが、山県市の製造業800億円、小売業200億円弱、建設業は70億円ぐらいでしょうか。私は山県市の製造業、バルブを中心に広がっている地場産業の強化と発展、これからの山県市を支える大きな柱だと思っています。12月の一般質問でこのことを市長にお尋ねいたしました。今、多くの市民はインターができれば発展するだろうと期待を寄せています。ところが、この答弁では山県市の企業のトップや多くの方々を巻き込んだ山県市のビジョンづくりにつながる、例えばシンポジウム、研究会な

どについては商工会任せ、県のセミナーを紹介している、元気企業ナビなどの紹介にとどまっていました。10年先、20年先の姿は見えませんでした。

山口市は教育、子育ての充実には予算措置を含めて、努力をしていると評価をしています。一方で、私も調査をしていた小中学校のエアコンの設置、同僚議員の一般質問はありましたが、地域のお母さんたちの話は、自分たちでカンパを集めてでもエアコンをつけようかというところまで行っています。未来を担う子供は今暑い中で勉強しています。市長は上杉鷹山の名前を上げて、既得権に切り込むと発言されましたが、御存じのように上杉鷹山は人の育成にも力を注ぎました。エアコン設置は今勉強している子供たちの要望です。まさに、今の子供たちです。答弁では調査、研究します、慎重に検討します、近隣市町の実態も調べて、議会の答弁でいつも聞く答弁ですが、余りにもスピード感が足りない。

デマンドバスの取り組みも3年半以上がたっても、実現していません。理由を聞けば幾らでもあります。同僚議員が言われるような膨大な予算がかかるというのは実態とかけ離れた議論と言わざるを得ませんが、市民の声を紹介すると、美山の地域でお年寄りの世話や見回りをしているボランティアのお母さんたちの生の声です。この地域の人は高齢者が多く、みんな不自由で困っている。デマンドバスに乗るのが早いか、霊柩車のお迎えが早いか。一日も早くデマンドバスに乗せてあげたい。

平成28年の予算は人口減少と合併の特例加算の減少で3億5,000万円の減少を見込み、財政健全性を重視した緊縮型予算と名づけられています。私は市会議員として平成27年度、市民座談会は9カ所全ての地域で参加しました。そこで、こんな発言がありました。山口市はお金がない、借金を減らしたのはよいが、身を切ったのではないか。この方は続いて、東海環状を利用し、大企業を誘致したり、観光面に力を入れて人寄せに尽力していただきたいと述べています。

5年間はあつという間です。10年、20年先を見据えたら、今のスピード感が決定的です。まちづくり基本条例の件でも触れましたが、今の山口市の中小零細企業の現場の実態を把握すること、地元のバルブ製品を使うこともいいでしょう、と同時に、根本的には山口市の地場産業を支援し、雇用の場をふやさなければ、子育て支援の施策も生きてきません。本当の意味で山口市の発展を真剣に模索する企業化を諦めかかって物申さなくなっている多くの市民を総動員した山口市の長期ビジョンづくりと、それに裏打ちされた予算編成が求められています。

このような立場から、私は平成28年度一般会計予算に反対します。なせば成る、なさねば成らぬ何事も、成らぬは人のなさぬなりけり、御存じ、上杉鷹山の言葉です。市長

が引用されていました。日本で戦後、中小企業庁がつくられました。今日まで中小企業の発展のための行政を担い、近年は小規模企業振興基本法を策定し、まさに山県市の事業者のようなところを支援しようとしています。この中小企業庁の初代長官は、後に京都府知事となった蜷川虎三氏です。彼は、憲法を暮らしにを府庁舎にスローガンとして掲げ、戦後の地方政治を推し進めてきました。私はこの憲法を暮らしに生かすという理念を推進し、引き続き市民の願いを実現するために全力で奮闘する決意を述べて、反対討論を終わります。

以上です。

○議長（上野欣也君） その他、討論の通告はありませんでした。

ほかに討論はありませんか。

最初に賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 反対討論をどうぞ。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、反対討論を行います。議第20号、26号、28号、29号、40号、47号、請願1号、これについて反対討論を行います。

まず最初に、議第20号のまちづくり基本条例についてですけれども、山県市の一番基本となる条例という位置づけは間違いないわけですね。この条例について、全ての市民をここで位置づけてまちをつくっていかうということは明らかでありますけれども、これに関して委員会で基本姿勢を確認しました。例えば、端的にその姿勢があらわれるのは、条例ができたときに一人一人の全ての市民にどうやってこの条例を届けるのか、こういうのができたと、あるいはこれはこういう趣旨ですという解説も当然必要ですが、そういったものを届けるか、そのことについて確認しましたが、通常の自治会配付とか、広報などを使うとかホームページに載せるとか、あるいは何かの行事のときに案内をするとかというようなことは答えられたと思いますが、私はそれではいけないと思う。なぜなら、この基本条例は全ての人の目に届くようにすべき責務を伴っているからだと思います。例えば、選挙の時の入場券、これはどんな手段を使っても届けなければならない、法律ですから。あるいは選挙公報もそうですよね。それから、税金はこれも法律に基づいて課税対象の人にはきちっと届けるわけですよ。そうなのに、この基本条例が全ての人に届く手段を考えない、議論しても、そういうふうに届ける方法を考えますという答えが出てこないという市の姿勢、そこが本質的に間違っている。それは基本条例に対する考え方がおかしいんだということのあらわれだと思っています。この条

例ができれば、いろんな事業、行事、イベントなどを進めていく中で、多くの市民の参加を求める、当然ですね。そういう中で、じゃ、その、今度こういうことをしますよ、一緒にどうですかとか、御意見をとか、そういうことの呼びかけ、伝達も同じようなんですね、先ほどの答弁は。何かのイベントのときに次のこういうことを案内するとか、ホームページに載せるとか、通常に考えられるものであって、全ての市民の人が対象の条例なんだから、全ての人に届けますよという姿勢を全く感じられない。そういう意味でつくられるこの条例は、私は間違っているし、強いて言えば、それは姿勢を変えればいいから時期尚早であろうというふうに考えています。

それから、もう一点、本会議でも議論されたことに戻りますと、まちづくり条例という名称に関しても、全国のまちづくり条例、基本条例の数なども答弁がありましたけれども、まちづくり条例はもう20年以上も前からつくられている。しかし、山口市あるいはその前の町村はつくらなかったという経過の中で、あるいは基本条例も10年以上前からつくられていて、いろんな議論、検討がされてきている条例なんですよ。そういうことを考えたときに現山口市は非常におくれている、できていないという意味で、つくるのが遅かったという意味で。それを、じゃ、なぜ20年以上前からでき始めていたまちづくり条例にするのというそもそものスタンスの問題を感じます。

それから、仮に自治基本条例という名称、今風の名称にしたとしても、じゃ、その姿勢がどうかということですが、私は中を見ていく限り、自治の基本という原点を感じる事がほとんどできない、ゼロとは言いませんが。基本条例はやはりここに住む人たちが、行政も含めて、従来なかった、新しいみずからつくるという姿勢でいくんだというところがあらわれていなければならない、それが出ていない、条例の中に。そういったところに強い疑問と問題を感じます。

条例を変えればいいんじゃないかという意見もあるかと思いますが、一旦できた条例というのは、そんなに簡単に変わらないんですよ、問題が生じない限り。国の法律もそうです。それを考えたときには、スタートにどういう位置づけ、文言、姿勢、スタンスでいくか、これが一番大事なんです。それを考えたときには、どの部分を見ても私は賛成できない条例です。ということをもって反対いたします。

次に、26号は議員の期末手当関係、28号は市長ら特別職の関係の期末手当、29号は議員の給与とか期末手当だと思いますけど、これを引き上げるということでありまして、私も例年の議会でもそうですが、引き上げるというときには、やはり現在の社会状況、一般の市民の方のことを考えたら、まだそんなに役所が引き上げていいよと言える段階ではないというふうに考えています。そういったことから、細かい額は述べませ

んけれども、基本的な公務員関係を引き上げることについては反対です。

それから、40号補正予算、それから、47号は一般会計ですけど、細かいことは置いておいて、基本的にやはりマイナンバー関係の予算がこのところ毎回出てきて、反対討論しています。趣旨は一緒ですけども、非常に問題が多いマイナンバー関係の予算をどんどん積んで深みに入っていくことについては、私は反対をいたします。

それから最後に請願第1号ですけども、これは有害鳥獣対策事業についての請願ということです。私は物事を考えるときの基本として、まずそれが形式的にどうなのかということと、もう一つは中身がどうなのかということから見直すようにしています。これは、議会への請願ということで、自治会連合会から出てきた請願、中身は有害鳥獣ということですね。中身の有害鳥獣対策については、これはもう市民のほとんど全ての人が非常に困っていて、何とかしてほしい、何とかならないかということは共通の願いですから、私は請願で求められている願意については基本的には尊重すべき、認めるべきだというふうに捉えています。

あと、形式についてですけども、ここで私は強い違和感と問題点を感じています。それは自治会連合会が、自治会の活動とか、連合会の活動について、現状はこうであるから、こういう問題があるから何とかしてくれというのなら大いに結構だろうというふうに考えます。しかし、今回は有害鳥獣とは言いつつ、猟友会という具体的な固有名詞を挙げて、そこに対するものを求めているということですね。このことの形式論は非常に重要であると思っています。

私は市民から出た請願、市民じゃなくてもそうですけど、その願意がもっともであれば請願を採択し、時に議会は行ってきましたが、国に意見書を出すとか決議をするということもよくあります。それは基本的には大いに結構だと思っていますが、このタイプの形式は特殊であって、例外と見るべきだと考えています。例えば、自治会連合会が市内の商工会がちょっと大変だから何とか補助してやってくれとか、体育振興会が大変だから何とかしてくれとか、この団体がとか、いろんなことを議会に手続を踏んで請願として出してきたときに、個々の議員、議会はそれに対して、中身はともかく、自治会連合会から出てきたら、もう、じゃあ、そうしかないじゃんという状況ができてくることは目に見えています。

そういう意味で私は初めてこういう形式で出てきた、連合会が市内の特定団体についてのことを請願として出してきた、要望でも一緒ですけど、それをそうですかと受け取することは間違っているというふうに考えます。そういう形式論として、今回、ここできちっと議会は拒否しなければならないということを考えます。

私の委員会でも議論しましたが、もちろん願意はもっともですから、私は議会が有害鳥獣に対する市の姿勢などをきちっとあらわす決議などをして、それを採択することで代替措置ができるのではないかとということも申し上げました。それが、今回また別に出てくる決議であるというふうに私は受けとめていますけれども、請願というのは、この特殊な形態で出されたものであるがゆえに、私は反対し、これを取り上げるべきではないということをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

村瀬伊織君。

○14番（村瀬伊織君） 私は議第40号、平成27年度一般会計補正予算について賛成をいたします。大変財政厳しい中で、執行者が予算を立てられました。それにつきましては、私もよくわかりますので、今後、予算執行に当たっては十分精査して、問題のないような予算執行をしていただきたいと、以上、賛成討論といたします。

○議長（上野欣也君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

操 知子君。

○1番（操 知子君） 私、前回の質疑の際に、議第47号、一般会計予算について、栗まつり事業について質疑をさせていただきました。その時点では、予算1,500万円ということで、金額的にも大変大きなものでしたので反対をさせていただく予定でおりましたが、中身を変えていただけるということで今回は賛成させていただきます。

あと、議第20号 山県市まちづくり基本条例について、こちらは私の考えではありませんが、まちづくりのまちというものは人があってこそそのものだと思います。ですので、自治基本条例を進めていただけるのであれば、私は賛成いたしたいと思います。

以上です。

○議長（上野欣也君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

日程第４ 採決

○議長（上野欣也君） 日程第４、採決。

これより、採決を行います。

承第１号 山県市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第20号 山県市まちづくり基本条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第21号 山県市行政不服審査法施行条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第22号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第23号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第24号 山県市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第25号 山県市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第26号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第27号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第28号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第29号 山口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第30号 山口市出産祝金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第31号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第32号 山口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第33号 山口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第34号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第35号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第36号 山県市単独市営住宅管理条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第37号 山県市空家等対策協議会設置条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第38号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第39号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第40号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第5号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第41号 平成27年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第42号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第43号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第44号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、お諮り

いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第45号 平成27年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第46号 平成27年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第47号 平成28年度山口市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第48号 平成28年度山口市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告どおり可決されました。

議第49号 平成28年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告どおり可決されました。

議第50号 平成28年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第51号 平成28年度山県市簡易水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第52号 平成28年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告どおり可決されました。

議第53号 平成28年度山県市公共下水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第54号 平成28年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第55号 平成28年度山県市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第56号 市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第57号 市道路線の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第58号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第59号 山県市過疎地域自立促進計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号 有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

暫時休憩いたします。議場の時計で再開は11時20分といたします。

午前11時08分休憩

午前11時20分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 発議第1号 有害鳥獣捕獲団体による駆除活動に対する支援決議

○議長（上野欣也君） 日程第5 発議第1号 有害鳥獣捕獲団体による駆除活動に対する支援決議について、総務産業建設委員会委員長の趣旨説明を求めます。

総務産業建設委員会委員長 藤根圓六君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤根圓六君） それでは、議長の許可をいただきましたので、有害鳥獣捕獲団体による駆除活動に対する支援決議の趣旨説明を行います。

山県市自治会連合会から有害鳥獣対策事業が円滑に実施されるための請願が今回、総務産業建設委員会にて付託されまして、審議の中で、個別団体からの請願でなく自治会連合会からということで請願書を提出されました。常任委員会でも慎重に審議し、採択しました。よって、今回の定例会において採択されました。ただ、請願された背景が、臆測ではありますが、山県市議会が有害鳥獣捕獲事業において、あたかも支援に非協力的であるかのような空気があるとの情報が聞こえてきましたから、有害鳥獣被害は年々増加している現状と、駆除活動には積極的に応援していると認識している山県市議会と

しては、この際、請願が出されたからではなく、現在の野生鳥獣被害が増大する中で主体性を持ってこの決議をするものであります。

平成28年3月18日、産業建設委員会委員長、藤根圓六。

それでは、有害鳥獣捕獲団体による駆除活動に対する支援決議を朗読いたします。

近年、全国で野生鳥獣による農作物や森林の樹木と果実への被害が増大しており、農業従事者や森林従事者に多大な被害をもたらしている。

山県市においても、農地や山林が多く例外ではなく、野生鳥獣による被害は、年々増加しており、その被害は甚大である。特に農業従事者や森林従事者にとって、せっかく大事に育てた作物への被害は、精神的な落ち込みにもつながり、生産意欲を失することにもなる。

これらの有害鳥獣については、捕獲に対する専門知識を有する団体が献身的に駆除に努められ、被害を最小限に食いとめる活動がされている。しかしまだまだ被害が減る状況ではない。

よって山県市議会は、有害鳥獣捕獲団体に対して、日ごろの駆除活動に敬意を表するとともに、今後は駆除活動に向けて積極的に応援し、十分な予算化を図るように支援する。

以上、決議とする。

平成28年3月18日、山県市議会。

以上です。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第6、質疑。

ただいまから、発議第1号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託はいたしません。

日程第7 討論

○議長（上野欣也君） 日程第7、討論。

ただいまから、発議第1号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、反対討論はありませんか。

杉山正樹君。

○8番（杉山正樹君） この支援決議案の一番最後に書いてございます十分な予算化を図るよう支援するとあります。この点につきまして、この部分は削除をして、そしてから、積極的に支援すると、こういうことにしてはどうかという意味をもちまして、反対の立場とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（上野欣也君） 日程第8、採決。

ただいまから、発議第1号 有害鳥獣捕獲団体による駆除活動に対する支援決議の採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 特別委員会委員長報告

○議長（上野欣也君） 日程第9、特別委員会委員長報告を議題といたします。

議会改革特別委員会並びにまちづくり特別委員会から報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、特別委員会からの申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの特別委員会から報告を受けることに決定されました。

初めに、議会改革特別委員会委員長 石神 真君。

○議会改革特別委員会委員長（石神 真君） それでは、議長の許可をいただきましたので、議会改革特別委員会委員長報告、最終報告をいたします。

本委員会は、地方議会の本来の役割と議会の権限、議会組織の運営と制度等について調査、研究をしてまいりました。

平成24年度には、議会インターネット配信について総務課の管理監と管財情報係長に現状説明を受け、議会基本条例については、他市の議会基本条例制定に向けた取り組み事案ももとに協議をしてまいりました。議会基本条例については、多治見市へ研修に行きました。議会放映について、CCNテレビの職員から説明を受けました。また、インターネット放送についても鳥羽市へ研修に行つてまいりました。

平成25年度には、議会放映のDVDを試聴し、協議を行いました。10月には、第1回目のテレビ放映として、平成25年第3回定例会本会議の提案説明並びに一般質問をCCN、12チャンネルと11チャンネルで放送することにいたしました。議会基本条例の原案につきましては、第5章の議会と市長の関係について重点的に協議をしてまいりました。

また、亀岡市へ研修に行き、議会基本条例制定までの経緯を聞き、留意点等について調査、研究をしてまいりました。

平成26年度には、1点目は、まず、議会基本条例の制定に向け、2点目は議会報告会の開催についてを掲げ、この目標達成のために、先進地である上越市と高山市へ視察研修に行つてまいりました。多治見市、郡上市、瑞穂市で議会報告会が開催され、それぞれ、報告会への議員一人一人が参加をし、よその報告会を見てまいりました。

本市においても初となる議会報告会が3地区で開催されることとなり、議会報告会のアンケート調査においても、今回の報告会という試みは大変興味深く思い参加した、これからもこういう機会を設けていただきたい、市民の信託に応えてほしいなどと、多数の御意見をいただきました。

平成27年度には、議会基本条例が4月1日より施行され、山県市議会基本条例と規則との関係について協議し、先進地である宝塚市へ視察、研究にまいりました。

本委員会において、それぞれの事項について協議を重ねてまいりました。

本委員会の成果としましては、平成25年10月から、一時中断しておりましたCCN11チャンネルと12チャンネルで定例会議会放送を行うこととなり、市民の皆さんにわかりやすい議会となるよう努めてまいりました。これにより、27年4月にCCNが対象者121人に行った自主放送視聴アンケートでは、山県市市議会放送を見たことがあると答えた方は58%もありました。これが多いか少ないかは皆さん次第でございます。

また、市民に開かれた議会を目指すことが重要と考えており、議会報告並びに意見交換会を平成26年度には3回開催し、111人参加があり、平成27年度にも3回を開催し、そのうちの1回を昼間、開催することといたしまして、71人の参加がございました。

議会基本条例については、3年間で22回の協議を行い、平成27年3月20日に制定することができました。

今後においては、先進地への事例を参考としながらも、その都度改善に向け、それぞれの事項において協議が必要となつてまいります。本委員会は議員の任期満了となる4月30日をもって消滅することとなりますが、今後においても、先ほど言いましたように、市民に開かれた議会にするとともに、議会改革推進に対する調査、研究は引き続き重要であります。

今後においても、本委員会の設置を要望するとの結論に達しましたので、本委員会の設置を望み、議会改革特別委員会委員長報告といたします。

○議長（上野欣也君） 次に、まちづくり特別委員会委員長 村瀬伊織君。

○まちづくり特別委員会委員長（村瀬伊織君） 議長よりお許しをいただきましたので、

まちづくり特別委員会の最終報告をいたします。

本委員会は、東海環状自動車道西回りルートの開通を見据え、魅力あるまちづくりの方策の調査、研究を目的とし、平成24年6月12日にまちづくり特別委員会として設置されました。

平成24年度においては、山県市における都市計画の現状を把握するために、担当課長より都市計画の概要、農地法の概要、企業誘致対策の概要及び戦略などについて説明を受け、インター周辺や主要道路沿いなどの農業用地の除外申請など、開発許可制の課題を検討しました。また、美濃加茂市へ行政視察を行い、インター周辺の区画整理事業や企業誘致についての取り組み、現状の説明を受けました。また、東海環状自動車道の建設工事が本格的に始まり、全線開通に向けて自動車道の事業が着実に進んでいる状況を鑑みて、インター周辺のまちづくりに関し、スピード感を持って取り組む必要について審議をいたしました。

平成25年度においては、第2次山県市総合計画の策定までのスケジュールや、農業振興地域整備促進協議会や都市計画審議会の概要と役割等について担当課長より説明を受け、質疑をいたしました。

また、岐阜女子大学黒見先生から、インターチェンジの設置のインパクトとまちづくりについて講演を聞き、インター設置により、想定される効果と不安、それに対応する準備が大切なことを研修しました。

また、可児市へ行政視察を行い、市民によるまちづくり委員会の開催や、民間企業による工業団地の開発、集客力のある大型産直市場の設置など、市民や企業が市発展のために努力している状況の説明を受けました。

そして、これまでの調査、研究を行い、必要と認めた提言書を新たな山県市まちづくり施策の構築のため、市長に提言書第1回を提出いたしました。

平成26年度においては、都市計画元年と言うべき具体的な基本計画の着手すべき農業振興地域整備計画策定業務、用途地域等変更調査業務、第2次山県市総合計画策定業務の概要について担当課長から説明を受けました。

また、庁舎及びインター周辺における民間企業の出店計画の説明も受け、出店者であるイオンビッグについて会社概況や会社規模の調査のため、輪之内町と彦根店へ視察を行いました。

また、静岡県富士市へ行政視察を行い、インター周辺における土地区画整理事業について視察研修を行いました。

また、関市へ行政視察を行い、駅西口駅前広場における関シティターミナル整備事業

について研修をしました。

そして、これまでの調査、研究を行い、必要と認めた前回の提言書に具体的な山県市まちづくり施策の実現のため、市長に新たな提言書第2回を提出いたしました。

平成27年度においては、新たに3名の議員が所属となり、担当課長から、インター周辺のまちづくりについて及び（仮称）高富インターチェンジの現状についての説明を受けました。

また、11月に三重県いなべ市で建設中であります東海環状自動車道、大安高架橋の工事現場を視察し、国土交通省中部整備局の担当者より橋梁工法の説明を伺い、具体的な施工イメージの参考となりました。

また、本年2月には、担当課長から都市再生整備計画の策定状況について、都市計画用途地域の変更及び農業振興地域整備計画の策定状況について説明を受け、インター開通を見据えた山県ターミナル整備への着手も計画されており、インター開通が市の活性化起爆剤となるよう、都市計画、土地利用を含めたさまざまな整備計画の樹立、見直しに向け、各担当課が努力されていることを確認いたしました。

以上、本委員会において、特にインター及び庁舎周辺の発展に関し、魅力的、かつ有効的な未来へつなげるまちづくり等について4年間にわたる調査、研究を重ねてまいりました。特に昨年度は、市長へ、住みよいまち、住みたいまちの実現のために、従来の提言から具体的に踏み込んだ次の4つの柱において、強く訴える具体的な施策を提言書として提出しております。1、山県快適なまちづくり、2番に山県環境都市づくり、3番に山県安全安心のまちづくり、4番目には山県元気なまちづくり。

こうした提言書をもととして、市長部局において、平成27年度を山県市まちづくり元年とした、東海環状自動車道インターチェンジ開通に向けた新たな都市計画の構築を図るための体制として、まちづくり・企業支援課が新設され、都市計画の見直しや企業誘致・支援などの専門業務の充実が図られました。

また、（仮称）高富インターチェンジ開通見通しが2019年、平成31年と岐阜国道事務所から公表されたことから、ここ数年を山県市の発展に重要な鍵を握るチャンス之年と捉え、活力あるまちづくりの施策充実、具体的に都市再生整備計画から成る山県ターミナル整備構想等の実現に向けて進められていきます。

今後におきましても、まちづくりを強力に推進していく必要があります。

なお、まちづくり特別委員会は議員の任期満了となる4月30日をもって消滅することとなっておりますが、2019年度まではあと4年しかありません。議会としても、東海環状自動車道西回りルート開通を見据えた魅力あるまちづくりの実現に向けて、スピード

感を持って対応すべく、さらなる調査、研究をしていくことが大変重要であります。

新議会においても、本委員会の設置を望み、まちづくり特別委員会の報告といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

○議長（上野欣也君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたします。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成28年度第1回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでございました。

午前11時45分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 上 野 欣 也

山 県 市 議 会 副 議 長 武 藤 孝 成

4 番 議 員 山 崎 通

5 番 議 員 吉 田 茂 広